

1890年代に於ける岩本千綱の冒険的タイ事業： 渡タイ（シャム）前の経歴と移民事業を中心に（上）

村嶋英治[†]

Iwamoto Chizuna's Business Venture in Thailand in the 1890s: His biography and projects of Japanese laborer emigration to Siam (Part 1)

Eiji Murashima

Iwamoto Chizuna (1858–1920) resigned his commission as first lieutenant in the Japanese Army at the age of 30 years old. He visited Siam (Thailand) for the first time in August 1892 and undertook to run 3 kinds of business there, i.e., export of Japanese general merchandise, import of Siamese lumber, especially teak, and an emigration company for Japanese emigrant laborers to Siam. All his projects ended up in failure in late 1896. However, his activities contributed to build the foundation of modern Japanese-Siamese relationship in various fields. This paper will attempt to reveal Iwamoto's early life in vivid detail and examine the result of his projects in Siam.

初めに

19世紀末においては、タイ（シャム）は日本人の最も有望な移民先の一つと目されていた。1896年4月8日公布の移民保護法3条は、移民取扱人の手を借りずに移民する場合には2人以上の保証人が必要となる地域を外務大臣が指定することを定めている。日本人移民数が多いか或は顕著な増加が見込まれるので問題が多発する虞が高かった地域が指定の対象であった。同年6月2日付けで外務大臣が指定したのは、北米合衆国、カナダ、豪州諸島、ハワイ国、暹羅（タイ）国の5地域のみであった（『法令全書 明治29年第6号』194頁）。また、1897年度日本政府予算で、タイにはハワイ、ブラジル、メキシコの3移民対象国と同時に日本公使館が開設された。

これに先立つ1894–5年において、他の東南アジア地域のどこよりも早く、タイへは合計50名余の日本人が、岩本千綱の企画によって集团的に労働移民している。

ところが、現代日本の移民研究においては、先駆的なタイ移民のことは全く忘れ去られている。移民研究会編『日本の移民研究、動向と文献目録Ⅰ、明治初期–1992年9月』、『同Ⅱ、1992年10月–2005年9月』（明石書店、2008年）には、タイへの移民についての記述は全く存在しない。今野敏彦・藤崎康夫編著『移民史、アジア・オセアニア編』（新泉社、1996年）の199–209頁は、「タイ移民」の見出しを有するが、それは1936年以降何回か刊行されている入江寅次の邦人の移民史に関する浩瀚な著作、『邦人海外発展史』の記述を殆どそのまま引用しているに過ぎない。しかも、入江の上記

[†] 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

著作もタイ移民部分に関する限りは、宮崎滔天(1871-1922)が南蛮鉄の筆名で、『国民新聞』の1897年7月24日号から8月4日号まで8回に分けて連載した「暹羅殖民始末」¹を、出所を示すことなく借用したうえ、いくつかの誤解釈を追加している代物なのである。

宮崎滔天は、岩本千綱が企画した移民事業を引き継いだ移民会社(海外渡航株式会社、本社：広島市)のバンコク代理人として雇用され、1895年10月に20名の熊本県人を率いてタイに渡航し、96年6月には職務を投げ出して最終的に帰国した。宮崎はタイ移民事業に従事した当事者の一人ではあるが、彼の「暹羅殖民始末」も、不正確な記述を免れてはいない。

タイにおける初期移民事業をリードしたのは、岩本千綱(1858-1920、高知県士族、1879年12月陸軍士官学校旧3期卒)である。岩本は、『暹羅[シャム]探検実記』(興文社、東京、1893年10月16日、134頁)、『暹羅老撾[ラオス]安南三国探検実記』(博文館、東京、1897年8月30日、192頁)、『仏骨奉迎始末』(仏教図書出版株式会社、京都、1900年7月21日、96頁、大三輪延弥[大三輪信哉]との共著)の3著の著者として知られている。彼は、近代日タイ関係の形成に、多方面で関係しており、日タイ関係史上において特筆すべき人物である。しかし、その経歴、タイにおける諸事業、タイを離れて以後の活動など、彼についてはどの時期に関しても詳細な既存研究は存在しない。

筆者は、タイ国日本人会の月刊誌『クルンテープ』に、2011年10月より2016年3月現在に至るまで54回(今後も継続予定)に亘って「日本人タイ研究者第一号、岩本千綱」というタイトルの下に、19世紀末の近代日本タイ関係史の黎明時代を多面的に取り扱っている。本稿はこの執筆の過程で新たに発掘した資料を用いて、岩本千綱のタイ渡航以前の経歴、タイ移民事業の詳細を明らかにしようとするものである。

本稿は、①1892年に初めてタイに渡航するまでの岩本千綱の経歴、②タイ移民情報の錯綜と試行錯誤、③第1次タイ移民事業、④第2次タイ移民事業及びその後から成る。このうち、本号では第3章までとし、4章部分以降および結論は次号に分割して掲載する。

I. タイ渡航までの岩本千綱

岩本千綱の自筆経歴

まず、1897年の岩本自身の文章で、彼の経歴を見てみよう。

余は原[も]²と海南土佐の人。年十六撰を以て藩立海南学校に東京に遊び仏蘭西学を修む。翌年陸軍幼年学校に入り士官学校を経て[明治]十二年卒業籍を軍人に置く。明治廿年北越新発田にあり其十二月余と親交ありし政客某氏保安条例に触れて都門を追はれ偶ま帰て新発田に遊ぶ。余一日氏に会し杯盤の間旧情を語る。事上官に聞へ物議騒然終に停職を命ぜられ去て東京に來りしは翌廿一年なり。尚此時東方の形勢漸く切迫し志士論客の意見を闘はず者到る処に囂囂たり。而して其言ふ処を聞くに大概座上の空論にして未だ嘗て實際的の論策を献ずるものあるを見ず。余や資性疎放痛く小節に拘泥するを嫌忌し陸軍に在るの日も為めに屢々素行の修らざるを以て友人の忠告を受けし事あり。於此乎天賦の性は余を驅て東洋諸邦の漫遊を思ひたため而して輿地図は先づ余に暹羅国を指示せり。乃ち断然官を辞し東奔西馳同感の士を求るも不幸にして其志を得

¹ 「暹羅殖民始末」は、『宮崎滔天全集 第五卷』(平凡社、1976年)に一部句読点を変更した以外は、そのまま採録されている。

² 本稿において引用文中[]内の挿入部分は、筆者による追加、注記等である。

ず終に単独之に従事するの止を得ざるに到れり。此れ余が今日の逆境に踏込み四面楚歌声裡に十ヶ年の星霜を送りたる失敗史の始なり。左なきだに無資力の余は之が為め赤貧洗ふが如く負債山積、債鬼門に迫り又た如何ともする能はず。於是乎終に意を決し辛く十円の金と下等乗船切符とを懐にし単身垢衣新嘉坡に向ひ神戸港を発せしは実に明治廿五年八月なりし。新嘉坡に止る数日囊中又た鏹〔びた〕一文を残さず衣帽を売りて終に六円を得たり。其暹羅国首府盤谷に上陸せし時は只だ垢染みたる洋衣を纏ひたるのみにて戴くに帽なく歩むに沓なく囊底亦漸く五十銭を残すのみなりし。居る数月幸に在留日本人と暹羅文相、農相等の厚志により翌廿六年二月を以て帰朝し始めて朝野有力者に向て暹羅の形勢日々に切迫せる実況を説き我国の東方策上之を対岸の火災視すべからざるを談論せしも概ね冷笑を以て迎へられ甚しきは山師なり詐欺師なりとの酷評を受るに到れり。然るに前田正名氏は余が微衷を憐み其厚志により幾多の商品見本を携へ再び渡暹の計画を為すに到り途次神戸にありて尚ほ見本を集む時に七月三十日飛報は余が耳朶を打てり。曰く暹仏間の和議破れ仏艦三艘湄南河口の砲台を陥れ遂に盤谷に進入せりと余之を聞き蹶然〔けつぜん〕起て行李を修め朋友に告げず親戚に協らず翌日出帆の仏船に乗じ神戸港を抜錨し孤剣復た去て暹羅の国難に赴く。到れば則ち媾和談判將に終らむとするの時なり仍て皇族大臣等を訪ひ来意を通じて大に厚遇を受け数月にして帰朝更に殖民通商の計画を為せり。蓋し暹羅農相〔スラサックモントリー〕等の勸る処にして如此事業は余が短処にして到底自ら其衝に当り成效の無覚束を知れ共如何せん時機未だ熟せざるか有力にして経験に富めるもの進んで之に従事するものなきを以て余は成算を期せず始めより一身を失敗の犠牲に供する覚悟にて事に此に従ひ以て適任者の出るを待ちしなり。廿七年十二月農夫三十名を率ひ神戸港を發す。先是余が金員を保管せしめたるもの窃に之を費消せしを以て香港迄の運賃を支払ひ残金纔〔わずか〕に九円を懐にして途に上れり。蓋し香港よりの運賃は同処に於て調達の見込あり。万一手違ひとなる時は千綱の血と肉とを抵〔かた〕となし農夫は恙なく盤谷に送らんと決心したればなり。時に天尚ほ余を棄ず香港に於て暹羅農相に邂逅し就て八百金を借り一行安全に盤谷に達するを得たり。翌廿八年農相より金数千円を借り殖民及び通商の要務を帯びて帰朝し漸く其目的を達して將に出発せんとするに際し不幸大患に罹り臥褥百余日此間盤谷に在る三十名の農夫は殆んど四方に散乱し通商の計画亦た随て破壊せり。廿九年余は日暹両国間の通商条約締結及び盤谷府へ帝国領事館設置の事に与り聊か其目的を達したり。同年東京の某々氏等暹羅国と貿易を開かんとし余をして其事に与らしむ。仍て余は東道主人となり主任者某〔馬場新八〕氏と共に盤谷に到る。事成るに垂〔なんな〕んとして余は某氏等との間に意見の衝突を来し其結果終に相互の関係を絶つに到り随て計画亦た敗る³。

岩本は、旅券下付申請書（第1表）に、二つの異なる生年月日を記入している。旅券下付申請書の年齢の表記は、何年（歳）何ヶ月とするか、あるいは生年月日とするか、どちらも認められていた。それゆえ、岩本千綱の年齢も二つの方式が混在している。岩本が生年月日で記しているケースで、1898年、1900年の二回は、自らの生年月日を安政4年9月（西暦1857年10月又は11月）と記し、1901年以降は安政5年5月（10日）（西暦1858年6月20日）と記している。更に、何年何ヶ月と記載しているものから、生年月を計算してみると一層一致を欠いている。但し、1858年生とした場

³ 岩本千綱『暹羅老撾安南三国探検実記』博文館、東京、1897年、2-5頁。なお、句点は筆者追加。

合が、彼の自筆経歴書の年齢と最も合致する。本籍地に関しては、岩本は常に「高知県高知市南新町」と記している。南新町は現在の高知市桜井町1丁目および2丁目に当たる。

『高知人名辞典』（高知市民図書館，1971年）43頁の岩本千綱の項は「安政5年5月10日土佐郡初月〔みかづき〕村（高知市久万〔くま〕⁴）に生まれる」と記している。同書の改訂版である『高知県人名事典，新版』（高知新聞社，高知市，1999年9月発行）は、「内容も検証に検証を重ね，正確を期し，また顔写真を徹底的に入れ，記録性を可能な限り追究した」というが，そこにも安政5年5月10日と記されている。

第1表 岩本千綱が取得した海外旅券・外国旅券一覧（合計13回）

旅券番号 申請先 (省・府県)	海外(外国) 旅券下付 年月日	海外(外国) 旅券返納 年月日	年齢 (何年何ヶ月) 又は生年月日	本籍 (又は居留地, 所在地)	職業・族称	旅行地名	渡航目的
20186 外務省	1889	1893.5.19					
3809 外務省	1893.5.20	1894.12.21	35.4	高知市南新町3丁目24番地，東京市麴町区平川町4丁目12番地寄留		シャム	商業
25931 兵庫県	1894.10.30	1895.6.12	37.2	神戸市海岸通5丁目16寄留	高知県土族	暹羅	農業研究
43164 兵庫県	1895.6.14		37.10	同上	高知県平民 (ママ)	暹羅	殖民並に商業
78727 兵庫県	1896.10.8	1897.6.5	39.2	神戸市元町1丁目46寄留	同上	暹羅	会社設立
漫8 東京府	1898.9.6		安政4年9月生	麴町区上六番町35番地福沢重香方	高知県土族	清国・東京・ 老撾・緬甸	漫遊の為
13373 東京府	1900.3.5		同上	同上	同上	暹羅国	仏教視察
15685 東京府	1901.3.14		安政5年5月生	高知市南新町17番屋敷	同上	暹羅	仏教視察
73563 京都府	1903.9.14		43.4	同上	同上	暹羅	商用
40542 東京府	1906.9.3		安政5年5月生	同上	同上	緬甸国	商業視察
104617 東京府	1907.9.4		安政5年5月10日生	同上	同上	清国及安南	商業視察
124705 東京府	1908.4.18		同上	同上		清国	商用
231169 東京府	1912.9.25		54.5	同上		緬甸經由支那	帰任
317710 東京府	1916.2.8		58.9	同上	土族	仏領印度支那 及支那	商工業視察

出所：筆者が外務省記録旅券下付表より集計した。なお，空欄部分は旅券下付表に記載がない⁵。

⁴ 久万村の歴史を書いた森田稔『久万郷土談』（1933年）は，久万村は「所謂中小産階級の農村だと共に城下に接近するが故に土族の住居する者も多かりしが郭外の在所の事とて多くは皆薄禄の士なり中小農と薄禄の土雑居し其数相半ばし東，王子谷の奥より西，高野谷の奥まで人家建列び廢藩置県後戸籍簿調製の際戸数尚二百三四十戸有せしが世相の変遷に伴ひ今は唯，中小産農家と雑職者を合せ七八十戸を有するに過ぎず」（同書3-4頁）と述べ，同村出身の著名人を紹介した同書「近代の人々」の項で谷干城將軍，島村干雄陸軍少将らと共に岩本千綱も取り上げて曰く，「岩本千綱 陸軍士官学校早期の卒業生にして陸軍中尉に進みしも之を辞し其抱負を暹羅国に試みんと欲し彼此往復周旋する所あり岩本千綱の名漸く日運人間に知らるるに至る其画策する所一進一退容易に進展し難かりしが中道にして病んで卒せり」（同書48頁），と。

⁵ 日本において，旅券という用語が法律用語として最初に使用されたのは，明治11年（1878年）2月20日に外務卿寺島宗

海南学校から陸軍幼年学校・士官学校へ

前出の自筆経歴に、岩本は、16歳（1858年生で計算すると明治6年）で選ばれて東京の藩立海南学校（海南私塾または海南私学とも言う）に遊学しフランス語を学び、翌年陸軍幼年学校に入学したことを記している。海南学校は、明治6年2月に土佐旧藩主山内豊範（やまうち・とよのり、1846-1886）が、土佐士族の子弟の陸軍幼年学校・士官学校進学を助けるために東京に新設した洋学校であり、初年度には20人が選抜された。当時草創期にあった陸軍幼年学校・士官学校では、フランス人教師を雇いフランス語での教育を実施していた⁶ので、その予備校たる海南学校でもフランス人に

則が公布した、外務省布達第一号「海外旅券規則」においてである。海外旅券希望者は、姓名、年齢（何年何ヶ月）、渡航目的、渡航先、本籍又は寄留地、族称（華族・士族・平民）、職業を記載して外務省又は開港場官庁（開港場のある府県庁）に出願することを要した。旅券は基本的に一次旅券で、一度海外に出ると帰国後は30日以内に最初に受取った官庁へ返納することが義務付けられていた（『法令全書 明治11年』193-194頁）。1878年海外旅券規則で数次旅券的扱いを例外的に認めたのは、郵船等の海員で常に旅券を要する者のみであったが、同年3月22日付けの開港場のある府県に対する外務省布達第二号によって、「清国諸港香港朝鮮国并露領ウラシホストック、コルサコフ〔樺太の大泊〕港」との間を往復する者は、3年間の数次旅券が認められた（内閣記録局編『法規分類大全 第二十四巻』外交門（3）、原書房、覆刻版1977年刊、486-487頁）。その後数次旅券が認められる地域は、後述するように、より縮小された。

1897年11月15日に施行された外務省令第5号、6号によって、海外旅券を希望する者は、「開港場官庁」（開港場のある府県庁）だけではなく全国全ての「地方行政庁」（府県庁）に出願できるように変更された（加えて長崎県対馬国より韓国へ渡航する者に限り対馬島庁へ出願も可能に）（『法令全書 明治30年第10号』353-354頁、同第11号、391頁）。

1900年（明治33年）7月1日に、新たに明治33年外務省令第2号「外国旅券規則」（『法令全書 明治33年第6号』335-338頁）が施行されたことによって、1878年海外旅券規則は廃止された。1900年外国旅券規則は、「海外旅券」を「外国旅券」と改称した。その後、外国旅券規則は、同じく外務省令により1907年、1929年、1935年の3回変更された。最後の1935年の外国旅券規則は、戦後の1951年1月1日現在も依然有効な法令とされている（国立国会図書館調査立法考査局『現行（昭和26年）法令索引』大蔵財務協会、339頁）。1951年11月28日に「旅券法」が公布（同年12月1日施行）され、「外国旅券」は、単に「旅券」という名称に変更され、今日まで続いている。

さて、1900年外国旅券規則が、それ以前の1878年海外旅券規則と異なる点は次のような点である。

第一に、1878年規則では本人の本籍地や所在地を問わずどの府県にも、あるいは外務省にも申請できたが、1900年規則では、国内の出願先は、申請者の本籍地もしくは所在地（現住所）の地方上級行政庁（基本的に府県庁）に限られるようになった。外務省に出願できる制度も廃止された。

第二に、1900年規則では、申請書の記入事項として、①本籍地の記載が必須となり、本籍地と所在地とが異なるときは所在地の併記も必要となった、および②身分（戸主或は家族員の別、家族員の場合は戸主の氏名及び戸主との続柄を記載すること）の項目が追加された。ところが、第1表にみるように、1900年規則施行以後の岩本の旅券下付表には本籍地のみが記され、所在地（現住所）は省略されている。岩本の申請書類には、規則に従い所在地も記されていたはずであるが、府庁が旅券下付表に転写する際に省略したものと思われる。1900年以降も、岩本は本籍地の高知県に外国旅券下付を出願したことは一度もなく、現住所があった東京府もしくは京都府に出願している。1903年に京都府に出願していることから、この時、京都に住所があったことが判る。

第三に、帰国後返納までの期間が6ヶ月以内と改まり、更に「領収の後六箇月以内に出発せざるときは旅券を返納すべし」と6ヶ月以内に旅券を使用しなかった場合も返納義務が生じたことである。使用可能期間の限定は、1878年海外旅券規則には存在しなかった。それ故、同規則下では、岩本千綱が、1889年に取得した海外旅券を、3年後の1892年8月のタイ初渡航の際に使用したり、1895年6月14日に取得したものを、翌年1896年3月に使用したりすることができたが、1900年規則では不可能となった。

第四に、数次旅券に関する広汎な規定が設けられたことである。即ち、同規則第10条は、「商業漁業其の他職業の為数次往復する者は帰国若くは若しくは帰著毎に其の旅券を返納することを要せず但し旅券領収の日より三年を過ぎて帰国若しくは帰著したるときは之を返納すべし」と定めた。同条は地域を特定することなく3年間の数次旅券を認めたものであったが、1905年外務省令第5号により廃止された（『法令全書 明治38年第8号』487頁）。その後、1907年外務省令第1号で、外務省告示で指定される特定地域に関してのみ3ヶ年の数次旅券を認めることとなり、具体的には、外務省告示第7号（1907年4月1日）によりロシア領サハリンと沿海州のみが認められた（『法令全書 明治40年第4号』419頁）。

なお、出願時の年齢の表記は、何年（歳）何ヶ月とするか、あるいは生年月日とするか、どちらも認められている。それゆえ、岩本千綱の年齢も二つの方式が混在している。

⁶ 「陸軍教育史 明治別記 第十一巻 陸軍中央・地方幼年学校」は、「[明治]六年八月陸軍幼年学校教則を定め仏語教授を主とし仏語を以て歴史地理図学及簿記学を教授することせり、八年五月に至り兵学寮の廃せらるるや本校を陸軍省の

よるフランス語教育が行われたのである。

岩本も、海南学校設立と同時に入学した 20 名中の一人であった筈である。

ところが、20 名の一人であった植木枝盛（1857-1892）は、日記（1873 年 2 月開始）の前に付した「植木枝盛伝」（1879 年 9 月執筆⁷）で次のように書いている。

明治六年春二月、故土州侯（旧高知藩知事）山内豊範、学舎を東京江戸に創設し、学生二十名を土佐に徴する有り。先生〔枝盛の自称〕これに応じ、二月東京に往く。此の時、同行に谷元亨、阪崎直道、小笠原淑夫、角田政明、今村楠弥太、川谷致秀、関正宴、大野修、野村勝三、山崎亮顔、吉田登、岩崎孟敏、楠瀬幸彦、井沢知新、東野某、井上某、山田良円、勝賀瀬元、野島某等あり。即ち山内氏設くる所の海南私学〔塾〕に入る。当時芝街増上寺内安養院を以て仮りに其の学舎と為し、而して学塾も亦た其の院内に在り。而して仏蘭西学を仏国人門忠爾（モンチュール）なる者に受く⁸。

植木は、自分自身を除く 19 名の名を挙げているが、この中に岩本の名はない。しかし、岩本は間違いなく 20 名（含む植木）の一人であったと思われる。何故ならば、岩本自筆の前述経歴が 16 歳（1858 年生とすれば明治 6 年に該当）に海南学校に学び、翌年（明治 7 年）幼年学校に進んだと書いている外に、植木が挙げている 20 名中の 6 人、即ち、楠瀬幸彦（くすのせ・ゆきひこ、1858-1927、

直轄とし同時に陸軍幼年学校条例並概則を定め陸軍出身〔身を立てるの意〕志願の少年生徒に外国語学及普通学を教授し卒業の上は士官学校に転入せしむるを以て目的と定めたる 明治十年一月本校を廃止し生徒を士官学校の管轄に属す（高野邦夫編『近代日本軍隊教育史料集成 第一巻 陸軍幼年学校（一）』柏書房、2004 年 5 月、7-9 頁）と記し、明治 8 年の陸軍幼年学校条例第一条は「凡そ此学校は陸軍出身志願の少年生徒及陸軍武官死没せし者の孤子を教育するために設くる学校にして外国語学及び予科即ち普通学を教授する所なり但外国語学は当今専ら仏学を用ゆ」と定め、同じく概則第二条は「此生徒に採用し得べき者は華土族平民を論ぜず年齢十三年以上十六年以下にして毎歳入校期前志願人の総員を検査し学力上等の者より其定員を採る」、同第三条「入学志願の者検査定格左の如し 第一則 身体強壯にして身長が年齢相応の者、第二則 書方書翰の文意了然たる者 第三則 読方日本外史政記等大意了解する者」同第六条「此生徒は卒業の上陸軍士官学校に転入せしむるを例とす」、同七条「生徒授業の期限は三ヶ年とす然れども已むを得ざる事故ある者は猶一ヶ年を延すを得べし」と定めている。（高野邦夫編同上書、35、39-41 頁）。また、岩本千綱と士官学校同期（旧 3 期）である、秋山好古は、1877 年前半、名古屋で小学校訓導の職にあり、幼年学校を経ることなく士官学校を志願し西南戦争中の 1877 年 5 月に入学したが、下記のようにフランス語教育で苦労した。「〔秋山〕將軍は陸軍士官学校第三期生徒として入学したのである。当時の我が陸軍は専ら仏蘭西様式を採用し、士官学校の教官にも仏蘭西軍人を招聘したので、教練の如きも仏蘭西人教官の号令を、日本将校が通訳して実施したのである。従つて随分調子の抜けたことの多きと同時に、之が修得には多大の不便と困難を感じたのであつた。殊に第三期生は一月入校の予定が五月まで遅延したため、学科の如きも極端な詰込主義で、生徒の苦痛は非常に大であつた。…士官学校の課業はそれほど難かしく、規則も亦甚だ厳重であつたが、生徒の気風は血腥〔腥〕い幕末維新の余波と西南戦争の影響とを受けて、豪放闊達のに富み、動もすれば粗暴に流れるやうなこともあつた。殊に校外に在つては古豪傑を気取つて飲酒の風が盛んに行はれ、酒を飲まぬ者は軍人にあらずの觀さへあつた。そして醉へば或は風発踣厲〔たくれい〕大いに国事を論じ、或は悲歌慷慨剣を抜いて舞ひ、時には杯盤狼藉の乱闘を演ずるといふ有様であつた」（秋山好古大将伝記刊行会『秋山好古』、1936 年 11 月、41-43 頁）。秋山は騎兵科に配せられ、1879 年 12 月 22 日士官学校を卒業、「〔秋山〕將軍と同時に少尉に任官した者は歩兵五十六名、砲兵十七名、工兵十四名で、…そして騎兵は秋山好古、橋本謙二、東常久の僅に三名であつた」（同上『秋山好古』、45 頁）。また、同じく同期生の柴五郎大將は、亡くなる数年前石光真人に次のように語つたという。「私は少年時代に戊辰戦争のため勉強する機会がありませんでした。その後も下男のような仕事をしていたので、十分な教育が得られませんでした。幼年学校に入るときは、文字どおりの泥縄、一夜漬けで、野田豁通〔のだ・ひろみち、石光真人の父真清の叔父〕閣下のお蔭で合格しました。合格してみたら、意外にも幼年学校の教官はすべてフランス人で、私たちがフランスの軍服を着て、フランス語でフランスの地理、歴史、数学などを学び、正式に日本語、漢文、日本の地歴を学ぶ機会がなく、…そのような基礎教育を充分受けられなかったのに、フランス語なら不自由なく読み書き喋れるのに、日本語が駄目なのです」（石光真人編著『ある明治人の記録：会津人柴五郎の遺書』中公新書 252、1971 年、131-132 頁）。

⁷ 家永三郎『植木枝盛研究』岩波書店、第八刷、1984 年、18 頁

⁸ 植木枝盛『植木枝盛集 第七巻 日記 1』岩波書店、1990 年、18 頁

砲兵、陸軍大臣、最後は中将）、川谷致秀（砲兵、少将）、勝賀瀬元（歩兵、大佐）、山田良円（よしまろ、歩兵、中佐）、吉田登（砲兵、大尉？）、岩崎孟敏（歩兵、中尉）と共に、岩本は士官学校旧3期生⁹として卒業しているからである。また、植木日記にも、岩本千綱に言及している部分がある。それは明治9年（1876年）2月27日の項の「朝より海南私学へ過[よ]り福富を訪ひ、富士見町へ行、安並、渡辺を訪はんとす不在、居不分にして不果、牛籠[込]より赤坂を経、而して陸軍幼年学校へ到り、宇賀、岩本、楠瀬等に会ふ。而して又野村正彦を尋ね、夫より海軍兵学生島村を訪ひ帰る。夜吉川を尋る。西来る」¹⁰である。この日、植木は、陸軍幼年学校に在学中の岩本千綱と楠瀬幸彦を訪ねているのである。

7ヶ月で海南学校からドロップアウトした植木枝盛は、岩本とはそれほど親しくはなく、1879年に上述「植木枝盛伝」を執筆した時には、岩本については正確な氏名を思い出すことができず、岩本のことを別の姓、名は某として誤記している可能性が高い。

岩本千綱（歩兵）の士官学校同期生（旧3期、歩兵61、騎兵3、砲兵17、工兵15で合計96名¹¹）には、上原勇作（日向都城出身、1856-1933、工兵、元帥・男爵）、秋山好古（松山藩出身、1859-1930、騎兵、大将）、内山小二郎（鳥取藩出身、1859-1945、砲兵、大将・男爵）、本郷房太郎（篠山藩出身、1860-1931、歩兵、大将）、柴五郎（会津藩出身、1860-1945、砲兵、大将）、青木宣純（佐土原藩出身、1859-1924、砲兵、中将）など、錚々たる将星たちが存在する。

元帥上原勇作伝の年譜によれば、1875年6月7日に陸軍幼年学校に入り、1877年5月4日に陸軍士官学校に進み、1879年12月22日に陸軍士官学校の業を卒へ、陸軍工兵少尉に任じられている¹²。

岩本は海南学校に入学して、翌年、即ち明治7年（1874年）に幼年学校に進んだと書いているが、これは事実であると思われる。何故なら、1873年に海南学校に入った20名のうち、1879年に士官学校旧3期生として卒業した7名（岩本を含む）の一人である、岩崎敏孟（歩兵、卒業時の歩兵科・騎兵科の65人中8位の席次）の処分上申に関して付された岩崎の履歴に「明治7年6月12日陸軍幼年学校へ入学、同10年5月4日陸軍士官学校へ入学、同12年12月23日陸軍士官学校卒業同日任歩兵少尉」と記されているからである。岩崎敏孟が歩兵第11聯隊小隊長陸軍歩兵中尉時代の1888年7月4日に、野津道貫第五師団長が大山巖陸軍大臣に、岩崎の行状は、将校免黜条例第21条の第1項（品行不正）と第5項（職務不治）に該当するものであるとして処分の上申を行った。上申書の内容は、岩崎は職務怠惰や勤務中に酩酊するなど既に2回の処分を受けており、また上官からも屢々勸戒を受けているにも拘わらず、毫も悔悟の状なく、到底改悛の可能性はない、これ以上看過すると、一般指導の障碍となり、更には軍紀に悪影響を及ぼすおそれがあるというものであった。その結果、停職の処分を受け予備役に回された¹³。

前出の「陸軍幼年学校史」によれば、明治9年（1876年）の入学卒業者は皆無である。明治9年当時、植木枝盛日記より幼年学校に在学していたことが判る岩本千綱、楠瀬幸彦らは、上原勇作よ

⁹ 山崎正男編『保存版陸軍士官学校』秋元書房、1969年、230頁。海南学校の岩本同期の20名中、士官学校旧3期を卒業した者は7名のものである。

¹⁰ 前掲『植木枝盛集 第七巻 日記1』、87頁

¹¹ 山崎正男編前掲書、230頁

¹² 荒木貞夫編『元帥上原勇作伝 下巻』元帥上原勇作伝記刊行会、1937年

¹³ 防衛研究所、陸軍省大日記（アジア歴史資料センター、レファレンスコード C10060086900）

り1年早く明治7年(1874年)6月12日に幼年学校に入学した。同史の明治7年6月の項に「生徒二十七名を入校せしむ」とあるので、岩本ら海南学校の7名は、この27名に含まれているはずである。また、同史の1877年5月4日の項に「幼年生徒六十六名士官学校に転入す」とあるので、この時士官学校に進学したのである¹⁴。

彼等士官学校旧3期生は、明治12年(1879年)12月に卒業した。旧3期の優等卒業生は楠瀬幸彦(砲兵)と上原勇作(工兵)の二名であり¹⁵、両人は1881年3月にフランスのフォンテーヌブロー(Fontainebleau)の工兵砲兵学校へ留学を命ぜられた¹⁶。

明治12年12月19日付で陸軍士官学校が印刷した「明治十二年第一部生徒後季大試験考科表」¹⁷は、同年卒業直前に旧3期歩兵科・騎兵科の最終試験を受けた65名(この内、歩兵科の古市秀龍は任官しなかった)ので、陸軍士官学校旧3期は歩兵61名、騎兵3名の成績表である。学科、術科、躬行の三分野の合計点で順位が付されている。1位は、山口圭蔵(1861-1932、最後は少将)、3位は騎兵の秋山好古、6位が岩本千綱である。岩本は学科7位、術科6位、躬行1位の成績である。躬行が実践性という意味であるならば、岩本の探検家としての素質が示されていると言えよう。もう一つ、岩本の特徴的な点は、士官学校入学以後卒業まで一度も罰を受けていないことである。65人中、罰を受けていない者は7名に過ぎず、上位者でも1番の山口は1回、3番の秋山は6回も罰を受けている。岩本は極めてまじめな青年であったか、臨機応変に対処できる要領の良さを備えていたかのどちらかであろう。因みに歩兵で大将まで昇進した本郷房太郎は、54位という席次である¹⁸。

上原勇作元帥や秋山好古大将、或は同郷で共に海南学校に学んだ楠瀬幸彦中將らと肩を並べる可能性もあった岩本が、30歳の1888年12月に中尉で官を辞し、前述自筆経歴の如く「山師なり詐欺師なりとの酷評を受」け、「十ヶ年の星霜を送りたる失敗史」の道を歩まざるを得なかったのはどうしてだろうか。彼の書いた経歴はどの程度事実なのであろうか。

アジア歴史資料センターの岩本千綱検索資料によれば、1879年12月末に士官学校卒業後東京で待命した岩本は、80年1月28日に熊本鎮台歩兵第13聯隊付けを命じられ、半年後の同年6月24日に、同聯隊第3大隊の小隊長に任じられた。その後、岩本少尉は士官学校生徒中隊小隊長に転じ、更に84年3月には歩兵第2聯隊第2大隊小隊長に転じた¹⁹。その後、日付は未詳だが中尉に昇級し、同じく日付未詳だが、仙台鎮台に属する歩兵第16聯隊(新潟県北蒲原郡新発田町)小隊長に異動した。新発田歩兵第16聯隊の編成は、84年6月25日である²⁰から、この時かそれ以降のことである。

¹⁴ 高野邦夫編掲書、33, 46, 47頁。同じく士官学校旧3期の一人である柴五郎は、幼年学校に入学したのは明治6年4月5日であるという(村上兵衛『守城の人—明治人柴五郎大将の生涯』光人社、1992年、168頁)。柴は岩本より1年前に幼年学校に入学したことになる。

¹⁵ 日本近代史料研究会(伊藤隆)『日本陸海軍の制度・組織・人事』東京大学出版会、1984年(第8刷)、358頁

¹⁶ 飯田史也『近代日本における仏語系専門学術人材の研究』風間書房、1998年、238-240頁

¹⁷ 防衛研究所、陸軍省大日記(アジア歴史資料センター、レファレンスコードC10072472200)

¹⁸ 本郷大将記念事業期成会編『陸軍大将本郷房太郎伝』1933年、65-80頁によれば、本郷は幼年学校を経ずに明治10年5月4日に士官学校に入学した。この時入学した者(旧3期)は100名、うち66名は幼年学校から進学したものであった。旧3期は西南戦争のため促成教育を受け、明治12年12月に卒業した。本郷の士官学校での成績は優れず、陸軍大学に学ぶ機会もなかったが、大将にまで昇進できた。

¹⁹ 防衛研究所、陸軍省大日記(アジア歴史資料センター、レファレンスコードC10072330400, C10072503900, C08052955400)

²⁰ 新発田市史編纂委員会『新発田市史 下巻』新発田市、1981年、246頁

岩本の停職処分と保安条例との関係

ところが、1888年（明治21年）4月に以下の文書（進第158号）により仙台鎮台司令官から陸軍大臣へ、岩本の処分を求める上申がなされた。

士官進退の儀に付稟申

歩兵第十六聯隊小隊長陸軍歩兵中尉岩本千綱

右〔上〕者素行修らず所屬隊長等に於て屢々懇諭督責を加ふるも更に改悛の意を表せず為めに一身の榮譽を害ひ他人の信用を失し其職権の行はれざるは勿論一般軍人の体面を汚損するに立至り加ふるに家計困難居常〔日常〕負債に苦み其本職に注射すべき精神は翻て償債〔借金返済〕区処の方術に汲々褌〔うば〕はれたるものの如し実に將校たるの本分に背き到底小隊長の資格を有せざる者と認定致候 依て相当の御處分相成度此段及稟申候也

明治二十一年四月 仙台鎮台司令官男爵佐久間左馬太

陸軍大臣伯爵大山巖殿²¹

岩本は日頃素行が悪く²²、何度も注意しても改めず、そのため自分の名誉を損ない、他人の信用も失い、なすべき職務を執行できなくなっている。これは彼の一身のみならず軍人一般の名誉を毀損するものである。加えて、借金で首が回らず仕事に集中できないので、將校の本分に背いており小隊長の資格はないというのである。

これに対し、陸軍大臣は次の回答を下した。

件名 岩本歩兵中尉処分件

議按 明治廿一年四月十八日

稟申之趣將校免黜条例第21条第1項第5項に抛り本人停職被仰付可然存候²³

結局、4月24日付で「歩兵第十六聯隊小隊長陸軍歩兵中尉 岩本千綱」に、「停職被仰付」という陸軍省の辞令が発出された²⁴。

岩本の処分の根拠として援用された、陸軍將校免黜条例²⁵第21条の第1項（品行不正）と第5項（職務不治）は、岩本と同郷同期の岩崎敏孟が1888年7月に前述の停職処分を受けた際の理由と同一である。將校免黜条例23条は「品行不正」を「或は屢酔酖〔酒乱〕暴行し或は遊蕩度なく或は賭

²¹ 防衛研究所、陸軍省大日記（アジア歴史資料センター、レファレンスコード C10060078600）

²² 岩本の素行に問題があったことを示す資料が存在する。国立公文書館、内閣、各省決算報告書、各省決算報告書・明治十四年度決算報告書（アジア歴史資料センター、レファレンスコード A10110362800）に、「明治十四年度準備金増減報告付録、減債部歳出入訳書、大蔵省」の見出しで、次の文書が存在する。

一、金六百六拾五円六拾二銭五厘 雜損

但購収公債証書の内高知県より買上たる土族岩本千綱所有の証書六百貳拾五円は当時詐偽〔うそ〕を以て買上げを請願したる事跡發覺し其贓物〔盗みなど不正な手段で得たもの〕なるが為めに現品六百円及現品の存在せざる分は買上代償と又買上げたる時より返戻をなしたる時迄の利金を合せ高知輕罪裁判所の宣告に抛り同裁判所へ追徴せられたる分

右 相違無之候也

明治十六年六月

この文書の正確な意味は判らないが、土族岩本千綱は、他人所有の公債証書を不正な手段で取得し、自分の物と偽って1881年に高知県に買上げてもらったように読むことができそうである。士官学校卒業後間もなくから岩本は金に困るようになったのであろう。

²³ 防衛研究所、陸軍省大日記（アジア歴史資料センター、レファレンスコード C10060078500）。

²⁴ 『官報』第1446号、明治21年（1888年）4月28日

²⁵ 陸軍將校免黜条例は太政官達第25号として明治10年2月12日に制定された（『法令全書 明治10年』168-173頁）。

博戯劇に類する事を好み或は家政治らず醜声外に聞ゆるの類なり」と定義し、同条例 26 条で「職務不治」は「常に怠惰に流れ其義務を踐行すること十全ならず往々事に托し病を偽るの疑ある類或は服務動もすれば外面を飾るの弊あり屢且故意にて僭越の事をなすの類なり」と定めている。これから岩崎も岩本も、私生活が乱れ職務上においてもあれこれ理由を付けてはサボったり恣意に越権行為をなすなどの問題を日常的に起こしていたことが窺われる。

ところが、岩本は、冒頭の自筆経歴書で、停職処分を受けた理由を「其〔明治 20 年〕十二月余と親交ありし政客某氏保安条例に触れて都門を追はれ偶々帰て新発田に遊ぶ 余一日氏に会し杯盤の間旧情を語る事上官に聞へ物議騒然終に停職を命ぜられ去て東京に來りしは翌廿一年なり」とのみ説明している。保安条例で東京退去を命じられ新発田に帰って来た、旧知の政客と酒を共にし談じたことが、上司に咎められた。停職処分は政治的な理由によるものであると言うのである。しかし、そうであるならば、停職の根拠として将校免黜条例第 21 条の第 1 項や 5 項ではなく、他の項目（同条には 7 項目あり）が援用されて然るべきだと思われるのだが。

岩本は、他でも退職について同様の理由を語ったようである。例えば、原敬（1856-1921）は、1893 年 5 月 7 日の日記に次のように記している。「暹羅国より帰朝せりとて岩本千綱なる者來省す、元と陸軍中尉にて政党に関係せりと云ふことにて退役となり、其後暹羅に赴き居りて同国の事情を物語る、板垣の知人なる土州人と云ふことに付面会せしも、如何なる人物なるや詳ならず」²⁶。岩本は 1892 年 8 月に初めてタイに赴き、翌 93 年 2 月に帰国した後に、当時外務省通商局長であった原敬を板垣退助の知人と称して尋ねたのである。

また、1897 年 8 月 7 日に岩本は、史談会においても「私は岩本千綱と云ふ者であります、全体私は軍人出身で明治七年陸軍幼年学校に這入つて其れから士官学校に移り、明治十二年に陸軍士官に成りましたが、二十一年に長官と意見の合はぬ事がありて官を辞し、当時より暹羅に眼を着け、二十五年始めて該国に渡航して爾來今日迄十回（ママ）往復しました」²⁷と自己紹介している。

これまでの照合で、本論冒頭の岩本の自筆経歴書は、事実と合致しているもので、保安条例により東京退去を命じられ新発田に帰ってきた政客との交際が、停職の理由になったという岩本の説明も信憑性は高いと思われる。岩本と親交があった政客は、新発田に帰ってきたのであるから地元の人物であろう。新発田は越後の外様大名溝口氏 10 万石の旧城下町であり、政治活動が盛んで、しばしば政府批判の政談演説会が開催されていることを当時の『新潟新聞』は報じている。

1885 年 12 月に発足した日本最初の内閣、第一次伊藤博文内閣において、井上馨外相が治外法権などを認めて条約改正の交渉を行ったが、政権内外の反対で 1887 年 9 月 16 日に井上馨外相は免ぜられ、井上案の条約改正は中止となった。しかし、伊藤内閣は、そのまま政権に居座った。内閣の外交失政、国税浪費問題、言論集会弾圧等を批判し、内閣の更迭を求める機運が高まった。同年 10 月土佐の片岡健吉が元老院に建白書（三大事件建白）を出し、同じく土佐の後藤象二郎（伊藤内閣によって 1887 年 5 月 9 日に伯爵位を与えられていた）らの反藩閥政府派の大同団結運動も高まった。土佐を中心として各地から有志が東京に続々集まってきた²⁸。そこで、岩本千綱が自筆経歴に書くように明治 20 年（1887 年）

²⁶ 原奎一郎編『原敬日記、第一巻』福村出版、1965 年、211 頁

²⁷ 史談会『史談速記録』第 59 輯、1897 年 9 月 12 日発行、78 頁

²⁸ 大町桂月『伯爵後藤象二郎』富山房、1914 年、564-593 頁

12月25日には、伊藤内閣によって保安条例（勅令第67号）が制定され、翌26日に施行された。

保安条例第1条は、秘密の結社又は集会を禁じ、これに反する者は処罰し、第2条は、屋外の集会は許可の有無に拘わらず警察官は必要に応じ禁じることができること、第3条は、治安を妨害する文書を印刷した機械等の没収を定めている。さらに、第4条は「皇居又は行在所を距る三里以内の地に住居又は寄宿する者にして内乱を陰謀し又は教唆し又は治安を妨害するの虞ありと認むるときは警視總監又は地方長官は内務大臣の認可を経期日又は時間を限り退去を命じ三年以内同一の距離内に出入寄宿又は住居を禁ずることを得 退去の命を受けて期日又は時間内に退去せざる者又は退去したるの後更に禁を犯す者は一年以上三年以下の軽禁錮に処し仍五年以下の監視に付す 監視は本籍の地に於て之を執行す」²⁹と規定している。

後藤象二郎の下で、大石正巳、末廣重恭らと行動を共にして、3年間の東京退去を命じられた尾崎行雄は次のように回想している。

保安条例は実に激烈であつた。随分乱暴であつた。政府は条約改正反対の張本人を後藤伯なりとし、従つて土佐人を反対運動の中堅なりと考へたものと見え、土佐人といへば誰彼の差別無く退去を命じ、何でも土佐から来て居た鯉節屋の小僧まで退去を命ぜられたといふことであつた。片岡健吉君は二年半の退去を命ぜられたが、正直な人であつたから、退去を命ぜらるるの理由無しと言つて之を拒み、其が為め牢に投ぜられた。茲に不思議なのは、大石〔正巳〕君と末廣君とが、此退去仲間に入つて居なかつたことで、本来此兩個（ふたり）は吾輩と同様真先に行（や）られさうなものである。処が此兩個は時の総理大臣伊藤伯と知合であつた。当時退去を命ずべき人名を列記して、伯の処へ相談に往つたら、伯は之は那樣（そんな）事をする人物ぢや無いと言つて、此兩個の氏名を抹殺した³⁰。

保安条例施行直後東京退去を命じられた地方有志数は、一説には562人であり、うち高知県人が少なくとも88人を占めた³¹。

保安条例で東京退去命令を受けた新潟県人は12名というが、その一人に新発田の富田精策がいる。富田は、1887年11月に三大事件建白運動のため上京した人物である³²。富田は東京退去を命じられて迂回路を取って苦勞して帰郷、88年1月10日午後、新発田北辰館で開催された有志者100余名の懇親会で「退去旅行中の顛末を委細に演述」した（新潟新聞1888年1月13日号）。また、同年2月13日には、新発田の有志総代青木十三郎は、東京の元老院を訪ね、議長又は議員との面会を求めたが果たせず、取り次ぎの者に「保安条例に関する意見を縷述し国家の為め速に之を取消し忠民国に尽すの誠を貫かしむる様元老諸公の御高配を煩したし」と伝言した（新潟新聞1888年2月18日号）。3月10日にも新発田北辰館で北蒲原郡壮士大懇親会が開催され、150余名が参加したが、富田精策も弁士の一人として演説した（新潟新聞1888年3月14日号）。4月1日に、北蒲原郡新発田の壮士青木十三郎が、富田精策らと共に上京する昆田文次郎のために送別会を開いている際、踏み込んだ警察に青木は逮捕された。新発田では今村陽（保安条例による退去命令を受けた新潟県人の一人）も逮捕されたが、青木と今村の容

²⁹ 『法令全書 明治20年第12号』230-232頁

³⁰ 尾崎行雄述（田中英一郎編纂）『政戦三十年』富山房、1913年、15-16頁

³¹ 石川慨世編『国家保安壮士退去顛末録』1888年1月刊、8、12頁

³² 齊藤長三著・風間進編『佐渡政党史稿』佐渡郷土文化の会、2005年、21-22頁

疑は東京における秘密出版であり、東京に護送された（新潟新聞 1888 年 4 月 15 日号、5 月 16 日）。

これらの報道の中に、岩本千綱の名は一回も出てこないが、岩本は上述のような新発田の政治環境のなかで、保安条例で東京退去を命じられ新発田に帰った政客と交際したことになる。

しかし、停職処分理由については、岩本自筆経歴と 1888 年 4 月の岩本停職処分を求めた上司の上申書との間には内容の乖離がある。停職の理由はいくつかあり、主要なものは、私生活上の乱れや職務怠慢であったとしても、面子上、岩本は人前でそれを公言することを憚ったのであろうか。

岩本停職処分理由に関する後世の創作

なお、岩本没後に他人によって書かれた岩本経歴は、岩本の自筆経歴の停職部分に関して、根拠のない潤色を加えて、全くの作り話となっている。

岩本の経歴は、1897 年の岩本自筆の外に、別人の手になる主なものとして次の 4 書がある。即ち、①郷里の土佐で出版された、寺石正路『続土佐偉人伝』（富士越書店、高知、1923 年）の 304-305 頁、②葛生能久『東亜先覚志士記伝、下巻』（黒龍会出版部、東京、1936 年 10 月）の 29-31 頁、③復刊された岩本千綱『暹羅・老撾・安南三国探検実記』（三宝書院、名古屋、1943 年）219-252 頁の作家堀場正夫（1906-1945?）の解説、④中公文庫版の岩本千綱『シャム・ラオス・安南三国探検実記』（1989 年 11 月）191-215 頁の金子民雄の解説である。

4 書はすべて、1897 年までの岩本の経歴を、基本的には岩本自筆経歴に依っている。それ故、岩本 39 歳までの経歴書は、彼自身が記したものの以外は存在していないことになる。①は、1897 年の三国探検以降、岩本が没するまでの経歴を次のように簡単に加えている。即ち、「千綱是 [三国探検] より日本に帰朝し大に朝野の後援を得て日暹貿易の端緒を啓く 中年以後壮志已まず屢南洋に往來し其探検の志を恣にす 大正四年東京大正博覧会の時同志と共に上野山上に南洋館を設立し土人を招き物産を列ね大に南国の事情を紹介す 明年 [1921 年] 七月京都に於て開催の博覧会にも再び同志と共に南洋館の設立を企図す 大正九年十二月十九日食道癌を病んで歿す 享年六十三 著書暹羅老撾安南三国探検実記あり長男正男後を受く」。1897 年以後の岩本に関して、②～④は、①の上記記述を下敷きにしている。

しかし、岩本自筆経歴と、①～④の記述を比較すると、重要な部分で一致しない所が一カ所存在する。それは、彼が官を辞すことになった説明である。

岩本自身は、「明治廿年北越新発田にあり其十二月余と親交ありし政客某氏保安条例に触れて都門を追はれ偶々帰て新発田に遊ぶ 余一日氏に会し杯盤の間旧情を語る事上官に聞へ物議騒然終に停職を命ぜられ去て東京に來りしは翌廿一年なり」と記すだけで、「政客某氏」の名を挙げていない。しかし、①になると「明治二十一年北越新発田聯隊に在り 此頃国内政論沸騰し民権自由の声天下を風靡す 同年十二月郷友馬場辰猪大石正己等保安条例の爲め都門を逐はれ北越を流浪す 千綱己が寓に招きて酒を置て款待し旧情を語り互に気焰を吐露す 事聞ゆ官千綱の軍職に在りながら自由主義論客と交り互に連絡する所ありとし職を免ず」と記して、馬場辰猪（1850-1888）と大石正己（1855-1935）の名を明記している³³。しかも、岩本が新発田で兩人に会ったのは、明治 21 年 12 月、即ち岩本の自

³³ 岩本の郷里、高知市で出版されていた『土陽新聞』1920 年 12 月 24 日号は岩本の死亡を次のように報じている。

南国の志士岩本千綱氏逝く、南国の志士岩本千綱氏本年夏頃から食道癌で府下千駄ヶ谷原宿八十番地の自邸に病養中だったが 病勢捗 [はかば] かしからず順天堂病院に入院加療中昨十九日遂に死去した。享年六十三歳、氏は陸軍士

筆経歴の記す明治20年12月よりも1年も後のこととしている。

しかし、馬場辰猪の名は直ちに疑問を生じさせる。馬場は明治19年(1886年)6月12日に大石正巳と共に渡米のため横浜を発ち、そのまま帰国することなく明治21年(1888年)11月1日にアメリカのフィラデルフィアで客死している³⁴。明治20年であれ21年であれ、馬場が新潟県新発田に現れることは不可能なのである。一方、大石は訪米後、馬場と別れて欧州に渡り、英、露、独、仏などを訪問したのち、明治20年8月28日に横浜に帰着した。以後21年末にかけて、大同団結を唱える後藤象二郎伯爵に従い、有志懇親会と称して開催された関東各地の演説会に出席している。明治21年7月5日、大石は後藤に随行して、信越及び東北地方漫遊に出発したが、7月半ばには、大同団結運動の機関誌『政論』(同年6月発刊)編集のため新潟から帰京した。同年11月半ば、政論は発禁処分を受け、大石は他の政論関係者とともに逮捕された³⁵。しかし、167頁に引用した、尾崎行雄の言にあるように、大石は伊藤首相と知り合いであったので、20年12月の保安条例による東京追放は免れている。大石は後藤象二郎に随って21年7月に新潟を訪問しているが、それ以前の同年4月24日付で岩本は停職処分を受け、新潟の近隣にある任地、新発田を去っていた。

このような創作が加えられているので、岩本の生地で出版されたとはいえ、①の記述の信憑性は疑わしい。②も①と同様に馬場、大石兩名を挙げたままである。

しかし、③になると、さすがに馬場辰猪を登場させることの誤りを悟ったためか、次のように書いている。即ち、「二十年には北越新発田に在つたが、その年の十二月たまたま大隈重信を首班とする改進黨に属する犬養毅、大石正巳らが保安条例に触れて東京を追はれ新発田に來り遊ぶのに出会した。予てこれらの政客と親交のあつた彼は、彼の自伝にもみるやうに一夕杯盤の間に旧情を語り、東亜の危局についても論ずるところがあつたらしい。それが動機となつて、後年この壯図に身命を投ずるに至る彼の天賦の性格は物議をかもし、翌二十一年に軍職を辞したのである」(同書、223頁)。ここでは、馬場辰猪の名は犬養毅(1855-1932)と取り替えられているのである。

④は、③の記述を更に敷衍して、「この年[明治20年]の十二月、言論集会の自由、地租軽減などの要求を掲げて藩閥政府に迫つた事件があり、伊藤博文内閣はただちに保安条例を布告と同時に施行した。このため三千人近くが拘引され、五百七十名が追放された。東京を追われた犬養たちと、天皇の軍隊の将校たる千綱が酒宴を張つたというのは、それだけで時の政府や軍では許し難い犯罪だったのであろう」(同書、198頁)と述べている。

しかし、犬養毅の年譜を見ると、明治20年末の保安条例施行時に拘引あるいは退去処分を受けた

官学校出身で中尉として新発田聯隊に駐在中明治二十一年秋馬場辰猪、大石正巳氏等民権黨の同地に遊説するや身軍職に在りながら同黨員を宿泊せしめ大いに政論を闘はした事聯隊長の知る処となり本官を免ぜられ幾許[いくばく]もなく

幾年か浪にただよふ捨小舟

いづれ寄辺の岸や有らむ

と常に高唱して快を呼びつつあつた。

寺石正路『統士佐偉人伝』は、この死亡記事をなぞつただけのようである。また、岩本が本当にこのような歌を高唱したのかどうか。この歌も土陽新聞記者による創作の可能性が高い。但し、1888年4月の停職後、92年8月にタイに旅立つまでの岩本の胸中は、このようなものであったかも知れない。

³⁴ 『馬場辰猪全集、第四巻』岩波書店、1988年、476-477頁

³⁵ 『読売新聞』1887年9月1日、1887年11月18日、1888年5月17日、1888年7月6日、1888年7月18日及び1888年11月17日

という記載は全く見当たらないし、当時の新聞報道もない。それどころか、犬養の伝記には「勿論政府に味方する意志など氏〔犬養〕にあるべき筈はないが、独自一己の主張に従つて狂躁運動を余所に見、伊香保に湯治中、東京の騒ぎを知つたのであつた。氏は保安条例に掛らなかつたのみならず、長い政治生活を通じて未だ曾て法網に掛つたことがない。其の訳は危激の言動を敢てなかつたからである」³⁶と全く逆のことが記されている。

抑も、岩本の自筆経歴の「政客某氏保安条例に触れて都門を追はれ偶ま歸て新発田に遊ぶ」という部分を素直に読めば、某政客は新発田に歸つたのであるから、新発田周辺出身の人物でなければおかしいのである。①～④は、根拠を示して厳密に記述することが求められる研究書ではないので、調べもせず適当に潤色しても構わないということなのだろうか。日本人一般に、真偽の検証を軽視した歴史記述が横行していることを示す好例であろう。

渡タイまでの3年半

停職後、岩本は東京に戻り、1880年代半ばに結婚した最初の妻、勝村米（よね、1867-1919）³⁷の実家（麴町区平河町）に住んだものと思われる。

陸軍将校免黜条例13条によれば、停職処分を受け非職（休職）となった者も、1年を経れば復職が可能であった。しかし、岩本は停職処分後8ヶ月足らずで、「本人若し服役を願はざる時は其願に依て亦退職若くは罷役に処す」（同条例15条）の規定に従い、自ら願ひ出て、復職の道を自ら断ち、軍人生活と完全に縁を切った。即ち、内閣の1888年（明治21年）12月14日付け辞令で「陸軍歩兵中尉岩本千綱 依願免本官」となったのである³⁸。

彼がタイに関心を持ったきっかけは、当時タイ（暹羅）に関する報道がにわかに増大したことと無関係ではないだろう。1887年9月26日に東京で、外務大臣テワウォン親王（1858-1923）と日本側全権子爵青木周蔵外務次官³⁹が、「修好通商に関する日本国暹羅国間の宣言」に調印した。続いて、プラーヤー・パーサコーラウォン⁴⁰（พระยาภาณุวงศ์ 1849-1920）大使（เอกอัครราชทูตพิเศษ）一行が来日し1888

³⁶ 鶴崎熊吉『犬養毅伝』誠文堂、1932年、96頁。鷲尾義直編『犬養木堂伝、下巻』東洋経済新報社、1939年、932-933頁

³⁷ 大坪治子『暹羅老搦安南三国探検実記』岩本千綱の身辺』新人物往来社『歴史研究』、第351号、1990年7月号、62頁。従来知られてはいなかったようだが、岩本千綱は軍人時代に、勝村米と最初の結婚をし、その間に一人娘千代子（1886-1907）が生まれた。千代子は大坪元治郎と結婚し長男元治（もとはる、1906-?）を産むが、翌年乳癌で早世した。元治のむすめが、大坪治子氏である。大坪の論文は、千綱の父は土佐藩山内家の家人岩本御綱（みつな）と言ひ、千綱に安綱という弟がいたことを明らかにしているが、大坪論文が言う、千綱とよね夫妻の恋愛が、講談「快男児、仁礼半九郎」の仁礼と雪子のモデルであるという話や、千綱は日本の軍命を帯びて1896年暮れに三国探検に出たという話を事実と見なすことは困難である（村嶋英治「日本人タイ研究者第一号 岩本千綱 第53回」、タイ国日本人会『クルンテープ』2016年2月号参照）。なお、千綱が2回目のタイ行きのために1893年5月20日に下付を受けた旅券の申請書の住所は、第1表に見るように「東京市麴町区平河町4丁目12番地寄留」と書かれており、これは妻よねの実家である可能性が高い。なお、将校は結婚に先立ち、結婚願を提出する義務があったが、岩本の結婚願は、アジア歴史資料センター・サイトの検索では見つからない。

³⁸ 『官報』第1642号、明治21年（1888年）12月18日もしくは、防衛研究所、陸軍省大日記（アジア歴史資料センター、レファレンスコードC10060078600）。『読売新聞』1888年12月19日号も、陸軍歩兵中尉岩本千綱が12月14日付けて「依願免本官」となったことを報じている。

³⁹ 条約改正問題で井上馨外務大臣が辞任したので、テワウォン外相が入京した1887年9月16日の翌日17日から伊藤博文内閣総理大臣が臨時兼任外務大臣を兼ね、翌88年2月1日に大隈重信を外務大臣として迎えるまで継続在任した。

⁴⁰ 1887年12月21日に、プラーヤー・パーサコーラウォンは大使として訪日するために、随員も従えてチュラーロンコーン王（5世王）に挨拶した。それを報じた、『タイ官報 第4巻』295-297頁、1887年12月22日号は、彼の経歴を挙げて次のように賞賛している。

年1月23日に同宣言の批准書交換を行った。同大使は鹿鳴館に宿泊した。大使の随員たちは、日本の教育・産業・軍事・司法等について視察調査も実施した。この間、日本の新聞各紙は彼等の行動を詳細に報道した。

岩本が未だ新潟県新発田に勤務していた当時、同県の地方紙でさえも「日本人の祖先に就きては近來内外の諸学者頻りに探究考察し各々種々の証拠を挙げ来りて自説の真実なるを確かめんとし諸説紛々たる折柄暹羅大使の渡来あり其の骨相の日本人に肖〔に〕たるより探究考察の方針は稍や此の部に傾き日本人の祖先は暹羅辺の人なるべしと云ふ説を唱ふる者あるに至り」⁴¹ などと言った記事を掲載し、タイに関する関心と親近感を表明している。

ブラヤー・パーサコーラウォンの今回の任務は、睦仁天皇にマハーチャクリー最高帝室勲章を捧呈すること、及び1887年9月26日にテーフウォン外相と青木周蔵子爵が調印した友好宣言の批准書交換である。パーサコーラウォンは外交に長じ、①1867年未だナイ・ポーン、マハートレック（近習）の官位の時に、attachéとして、パリでのカンボジア条約締結交渉に加わり、②1870年にはブラヤー・ラーチャウォーラヌクーンの外交顧問としてサイゴンでトンレサップ湖条約締結、③1879年には公使としてイギリス、ドイツを訪問し、ビクトリア女王第三男子の Duke of Connaught (1850-1942) とプロシアの Princess Louis Margaret の結婚式にチュラーロンコーン王の祝辞を伝えた。パーサコーラウォンはまだ低い地位の時、随員として訪問した場合も、その後全権として訪問した場合も外交を成功させた。彼は外交に長じた人物であり、かつ国王の意図に従って尽力する人物である。

パーサコーラウォン逝去時の葬礼記念本（『チャオブラヤー・パーサコーラウォン葬礼記念本』1922年、タイ語）に、ダムロン親王（5世王時代の内務大臣）が寄せた追悼文及び其他によって、パーサコーラウォンの経歴を記すと以下のようである。

パーサコーラウォン [1849-1920] は、バンコク王朝創立以来高位高官を輩出した、名門大貴族、ブンナーク家の一員で、兵部卿ソムデット・チャオブラヤー・ブロムマハー・ブラユラウォン [1788-1855] の末子である。異母兄たちには、チュラーロンコーン王（5世王）が1868年に即位後、成人するまでの摂政であり、摂政として同王をしのぐ勢力を有した長兄のソムデット・チャオブラヤー・ブロムマハー・シースリヤウォン [1808-1883]、5世王時代初期の外務大臣チャオブラヤー・ティパーコラウォン [1812-1870]、1885年にテーフウォン親王が外相に就任するまで外相であったチャオブラヤー・パーヌウォン [1831-1913] などがいる。

パーサコーラウォンは、南タイのチュンポーンで生まれたことから、ポーンと名付けられた。4歳で父を失い、長兄シースリヤウォンに養育された。幼少より勉強好きであったという。15歳でイギリスに留学し在英3年、1866年に長兄の子で兵部卿チャオブラヤー・スラウォンワイヤット [1828-1888] が訪欧使節として来欧した際に通訳を務め、この使節とともに19歳で帰国した。4世王が外国人との会話の通訳兼秘書として使っていたモーム・ラーチャータイ (1820-1867, 『ロンドン紀行』(タイ語)の作者としても名高い) が1867年7月末に死亡したので、4世王は代わりにパーサコーラウォンを通訳として使った。

翌68年10月1日、4世王は崩御。少年チュラーロンコーンが5世王として王位を継ぎ、摂政として長兄シースリヤウォンが権力を振るった。この時、官吏たちだけではなく王族さえも、5世王と内通して反摂政陰謀を企てている、と摂政から疑われることを恐れるあまり、5世王を避けた。しかし、パーサコーラウォンは恐れずに国王を訪ねて親しくなった。

当時、タイ官吏で外国の制度を調査できるだけの英語力がある者は、彼だけであったという。それ故、5世王はジャワ、インド訪問に彼を同行させた。また、西洋をモデルとした諸制度、たとえば勲章、近習部、王族用英語学校、近習兵部などを、彼に調査させて作った。近習兵部は、スラサックモントリーの父が司令官で、パーサコーラウォンは副であった。前者が死去した後、彼は司令官（中佐）に昇進した。

1873年に成人に達した5世王は、摂政に抗して王権を強化するため、立法府たる参議院と枢密院を創設したが、両制度創立の中心になった者もパーサコーラウォンであった。その後、王弟が成長し、テーフウォン親王、ダムロン親王など英語が使える人材が育ってきた。近習兵部司令官の地位も別の王弟のものとなった。彼は79年、英総領事ノックスの事件で、英に派遣され、事件処理を担当。この時に、国王秘書のポストはテーフウォン親王のものとなった。テーフウォンは1885年に外相に就任し、87年に訪英後訪日した。その間、パーサコーラウォンは外相代行を務め、翌年批准書交換のために大使として日本に派遣された。日本から帰国後は関税局長と農務卿（1888年11月1日任命）を兼任、92年3月29日に文部大臣、同年、5世王のコ・シーチャン島での保養の際のお付きの責任者、同年12月29日にはチャオブラヤーに昇格した。

パーサコーラウォンの王権に関する思想は、Eiji Murashima, "The Origin of Modern Official State Ideology in Thailand", *Journal of Southeast Asian Studies*, Vol. 19 no. 1, March 1988 参照。

⁴¹ 『新潟新聞』1888年2月24日号

第1表に見るように、岩本は依頼免本官の翌89年にはタイ渡航のために、旅券を取得した。しかし、それを使ったのは、92年半ばである。彼のタイ初渡航は、退職から3年半も経ってからのことである。この長期間を彼はどう過ごしたのであろうか。

岩本は最初の訪タイから帰国した後、明治21年(1888年)から暹羅(シャム)行きを考えて研究を開始したと、次のように語っている。「陸軍中尉岩本千綱氏は去る[明治]廿一年来暹羅国探検の念を起し欧書等に就て追々其の事情を研究せし末昨廿五年[1892年]七月⁴²中遂に同国に入り盤谷府にて同国の文部、農商務等の諸大臣に依り種々の調査を為⁴³」。

当時の東京に、読むのに3年半を要するほどのタイ関係の欧書が存在したとは考えられない。彼の最初の単行本『暹羅探検実記』(1893年10月刊)に、明示的に引用されている欧書も、『政年鑑』と訳されている、*The Statesman's Year Book* (Macmillan, London)の一冊に過ぎない。しかも、同英書の1886年版、1890年版のシャムの項はわずかに5頁に過ぎないのである⁴⁴。フランス語教育を行った海南学校、陸軍幼年学校及び士官学校に学んだ教育歴から見て、岩本はフランス語に熟達していたと思われるが、フランス語文献の引用はない。

3年半の間、岩本は本稿冒頭の自筆経歴に書いているように、タイ行きの同志を探していたのであろうか。

岩本が渡タイ計画の準備を始めた前後から、日本人の渡タイが活発化した⁴⁵。中でも、プレーヤー・パーサコーラウォン大使は、1888年2月28日にフランス郵船で神戸を発ち、3月21日にバンコクに到着した⁴⁶が、その際に日本人5人を伴って帰国したことは、その後の日タイ交流の重要な基礎となった。

大使の帰国に同行したのは、タイ語教育を与えたのち、日タイ交流の人材として使用する目的で、大使自身が雇った2少年。その一人、山本安太郎は福島県出身の士族山本演の長男で、1872年6月生、東京鎮台給仕として働いていた。5年契約で毎月6ドルの給与が支給されるという待遇で、彼のタイ行きは、88年2月2日には決まっていた⁴⁷。もう一人は、名古屋出身の山本銀介で、安太郎と同

⁴² 岩本の第一回タイ渡航は、本記事のように1892年7月としたものもあるが、岩本は自筆経歴では8月と記している。

⁴³ 新聞『自由』1893年4月6日号

⁴⁴ 同書1889年版は、荻原民吉訳『万国政治年鑑』大成館、東京、1890年4月14日刊、として日本語でも出版されている。この翻訳版の暹羅王国の項は、553-557頁であるが、原文にある人名などの詳細は省かれている。

⁴⁵ 初期の日本人渡タイ者については、村嶋英治「戦前期タイ国の日本人会および日本人社会：いくつかの謎の解明」、泰国日本人会『タイと共に歩んで 泰国日本人会百年史』、バンコク、2013年9月刊参照。なお、1880年代、90年代の在タイ日本人の大半は、所謂からゆきさんである。

⁴⁶ 生田得能「暹羅滞在中の見聞」、『東京地学協会報告』第12巻6号、1890年9月、26-29頁

⁴⁷ 『東京日日新聞』1888年2月2日号。また、同紙の同年2月5日号は、「大使が此度雇入れ帰国の節連れ帰へらるる福島県人山本安太郎氏(十五年七ヶ月)は目下大使の各地巡覧にも同車して随行し居る由なるが同大使が我国の子供を雇ひ入れたる訳柄と云ふを聞くに帰国の上座右に召し遣ひて自からいろはより漸次日本語を習はるる為めにして又山本氏へは大使自から英語を教へらると云ふ又其雇入れ年限は五ヶ年にして月々六弗を給与せらるる約なり」と報じている。他に、「本邦人徴兵関係雜纂、第二十三巻、山本安太郎」(アジア歴史資料センターレファレンスコードB07090129500, B07090129600)。山本安太郎は、タイ語教育を受けたのち、1894-5年当時はパーサコーラウォン文部大臣下の文部省で、日本人画工たちの通訳を担当していた(National Archives of Thailand (以下NAT) So Tho 74/3)。このことから、3名の日本人画工をタイ文部省が雇った1892年8月当初より文部省通訳であったものと思われる。1899年10月にパーサコーラウォンの妻(ブリアン)の弟プレーヤー・リティロンロナチュート(1853-1929)が、初代駐日公使として赴任する際、通訳も兼ねた従者として来日した。また、1891年5月にタイ官吏クンペイの日本での商品買付にも通訳として同行している(村嶋英治「バンコクにおける日本人商業の起源：名古屋紳商(野々垣直次郎、長坂多門)のタイ進出」、『アジア太平

世代であったが、出身やタイ行きの経緯についての詳細は不明である⁴⁸。

大使は、当時のタイ知識人の中でも仏教について深い造詣を有した知識人であったが、大使は日本人僧侶の訪タイも慫慂した。1888年2月10、11日の両夜、島地黙雷（1838-1911、真宗本願寺派）、寺田福寿（1853-1894、大谷派）、平松理英（1855-1916、大谷派）らが、鹿鳴館にパーサコーラウォン大使を訪ね、タイ仏教について質問した⁴⁹が、その際大使は日本人青年僧のタイ留学を勧奨した。翌2月12日に大使は築地本願寺に参詣したが、この時令知会雑誌の編集者であった生田（織田）得能（1860-1911、真宗大谷派）は「築地別院にて大使に面謁し親しく暹羅行の事を約」した⁵⁰。当時、島地黙雷に私淑していた、学僧、生田（織田）得能のタイ行きは急遽決まった。生田の外に、善連法彦（よしつら・ほうげん 1864-1893、真宗仏光寺派）も同行することとなった。善連は、南條文雄の義理の母の甥に当たった。南條はイギリスに留学した学僧で国際的な仏教交流においても著名であり、大使もその名を知っていた。善連は、2月21日に南條文雄に伴われて兵庫ホテルに大使を訪問した際、「暹羅仏教現時の形況を聞き充分同国の巴利〔パーリ〕貝文研究に適するを知り南條師の紹介によりて」取りあえずタイに留学することを決めた⁵¹。織田得能は、1890年7月のパーヌランシー親王（1860-1928、5世王の実弟で軍の責任者）の訪日に同行して、同年7月17日に神戸に上陸帰国した。織田は、満27歳から29歳まで、2年4ヶ月をバンコクで過ごしたが、善連は来タイ5ヶ月ほどにしてセ

洋討究』第24号、2015年3月、43頁）。安太郎は、タイ服を常用し、在バンコクの日本人仲間にはパーサコーラウォンの奴隷と軽視されたようである。たとえば、1897年1月4日から1週間バンコクに滞在した、参謀次長川上操六中将一行の一員として来タイした明石元二郎（当時少佐）は、その日記に、「日本人中尤も長く居るものを山本某〔安太郎〕となす。文部大臣の奴隷なりとて、余り評判は宜しからざる如し」（村田保定（当時貴族院議員、男爵）編『明石大将越南日記』日光書院、1944、124頁）と、多分磯長海洲からの聞書を記している。岩本千綱との関係では、1895年2月に岩本がスラサックモンتریの支援を得て立ち上げた暹羅殖民会社の理事に就任している。なお、岩本が同会社の副社長で、社長は置かれなかった。

⁴⁸ パーサコーラウォンは、山本銀介を、安太郎ほどには使わなかったようで、在タイ活動についても銀介に関する記録は乏しい。暹羅国盤谷府函南商会編纂（石川安次郎編）『暹羅王国』経済雑誌社、1897年9月刊、152-153頁によれば、銀介は1891年（正しくは1889年頃）頃名古屋の野々垣〔直次郎〕が開いた雑貨店の通弁をつとめ、その後1895年1月に神戸の豪商後藤某がバンコクに起こした日羅商会の主幹として河合某〔旅券下付表の記録から見て、岡山県土族川合良男、当時27歳8か月、のここと思われる〕とともに雑貨を売ったが、翌96年1月30日に、函南商会が日羅商会を買い取ったので、銀介は函南商会で働くことになった。また、新聞『日本』1893年4月26日号は、山本銀介はタイ文部省の雇であるが、賜暇を得て4月24日に日本に帰着し、5月中旬には岩本千綱と共に再びタイに渡航する予定であると報じている。在京中銀介は、5月23日に東京の地学協会の月次例会で暹羅国遺話という講演を行った。その講演内容の詳細は不明だが、彼の講演を報じた『地学雑誌』第5集第54巻（1893年6月25日）306頁は、銀介を次のように紹介している。「氏〔銀介〕は明治二十年（ママ）バスカラオングセ〔パーサコーラウォン〕侯爵に随て同国に遊び貴族学校に入りて語学を修め卒業の後は文部省備となりて恰も侯爵の秘書官の如き事務を執り今年にて在留満六年同国の事情に精通せし人なり」と。この地学協会での講演で、銀介は真如親王の終焉の地の調査を託されたものと思われる。1896年12月20日に銀介は、岩本千綱と共に三国探検にバンコクを発ち、翌年4月9日にハノイに到着するも同地で4月21日病死、享年26。同年5月半ば、岩本は名古屋の銀介の母に、遺物（かたみ）を届けた（岩本千綱『暹羅老撾安南三国探検実記』博文館、1897年8月刊、190-192頁）。岩本千綱にとって15歳ほど年下の両山本（安太郎・銀介）は貴重なタイ語通訳であり、タイ知識の情報源でもあった筈である。1892年8月から翌年1月までの半年の在タイ経験で書いた『暹羅探検実記』（1893年10月刊）の内容が、相当に具体的なことは、岩本自身の強い探求心の他に、既に5年近く在タイし、タイ語教育も受けていた両山本からの情報が大きく与っていると思われる。

⁴⁹ 『令知会雑誌』第47号、1888年2月21日、122-127頁「暹羅大使問対略記」及び『令知会雑誌』第48号、1888年3月21日、185-191頁「暹羅大使問対略記第二」は、近代における日本仏教とタイ仏教との間の最初の交流・対話ともいふべき重要なものである。これを含む、明治期の日本人渡タイ僧侶については2016年度に刊行予定の別稿に譲る。

⁵⁰ 『令知会雑誌』第47号、1888年2月21日、117頁

⁵¹ 『令知会雑誌』第49号、1888年4月21日、244-245頁

イロンに移動した⁵²。

両山本青年、織田、善連に加え、88年2月7日に天皇が「暹羅国皇帝に国産馬匹三頭を贈進したまふ、乃ち同国大使の帰国に際し、主馬寮馬丁をして之れを索きて同国に赴かしむ」⁵³こととなり、馬丁も加わった。

大使は、日本人たちに広大な自邸（バーン・ラーチャトゥート「大使の館」と自称）内に宿舎を与えた。現在のラーマ1世王橋をバンコク側からトンブリー側に渡って直ぐの右手に高い仏塔がそびえるワット・プラユラウォン寺とその河上の大伽藍ワット・カンヤーナミット寺との間の、チャオプラヤー河に面した広大な一角が、パーサコーラウォンの館であった。この館には、100人余の奴隷も生活していた⁵⁴。

訪日中のパーサコーラウォン大使一行は、日本の教育制度も視察した。多分これが機縁となって、タイ文部省は教科書に用いる図版の作成やタイ人向け技術訓練のために、日本人画工の雇用を計画し、斡旋を日本の文部省に求めてきた。1891年6月11日付で日本文部省は、木版製図師（大山兼吉）、木版彫刻師（嶋崎千六郎、伊藤金之助）を推薦し、製作見本を送った。同年8月31日付でタイ文部省次官は3名を承諾。日本文部省はタイ側の契約書案に少し手を加えたのち、大木喬任文部大臣は1891年11月14日付で、榎本武揚外務大臣に契約内容はこれで問題ないかどうかの確認を依頼した。契約案では、バンコク到着の日より三年間の契約で、月給は嶋崎がメキシコ銀貨70弗、大山と伊藤が同60弗、渡航費一人当たり350弗、暹羅生徒20名への伝習も予定されていた⁵⁵。

⁵² 『教学論集』第58編、1888年10月5日、10-16頁に、1888年8月25日付で善連法彦がコロンボから送った「錫蘭通信」が掲載されている。善連は、この通信で錫蘭（セイロン）の連絡先を知らせており、8月17日にはコロンボに滞在していたことも記載されているので、その少し前にコロンボに到着したはずである。

⁵³ 宮内庁『明治天皇紀 第七』吉川弘文館、1972年、21頁。この宮内庁の馬丁も、バンコクではパーサコーラウォン邸を宿舍とした（生田得能『暹羅仏教事情』真宗法話会、1891年2月刊、25頁）。なお、当時の日本の官報には、この馬丁に関する情報はない。

⁵⁴ 同邸に1892年9月から3年間住んだ、タイ文部省雇いの日本人版画工の一人、大山翠松（兼吉）は、次のように述べている。

奴隷売買は古来久しく行はれ奴隷を多く有する者は之を名誉と為し現文部大臣〔パーサコーラウォン〕の如きは百人余の奴隷を飼ふ、此奴隷は殆んど牛馬と同一に待遇するものにて男女終日成すこともなく起臥して食事するのみ、稍や敏捷なるものにも僅かに果物を市中に販（ひき）き銭を得て好む所の物を買ふ位に過ぎず、而して奴隷中に夫妻ありて他と姦通するを許さず若し姦通又は窃盗を為すものあれば主人之を罪に処す、其処刑は鉄鎖を足に纏ひ水汲、庭掃除等を為さしむるなり（『朝日新聞』1896年5月17日号）。

奴隷の怠惰な生活振りは、大山のパーサコーラウォン邸での観察に基づくものであろう。

もともと人口過少なうえに、生産労働に従事しない奴隷が多数存在していたことが、タイの労働力不足に一層の拍車をかけていたことは間違いない。労働力不足を補ったのは、主に出稼ぎ中国人であった。岩本らもタイに渡航する際は、汕頭などからデッキ・パッセンジャー（三等客）として乗り込んだ多数の華僑たちと行路を共にしている。

1920年代後半の7世王時代になって、華僑移民がタイ人の仕事を奪っているという警戒心がタイ指導者間に広がったが、それ以前には、外国人移民は大いに歓迎された。岩本渡航時より10年ほど年代は下がるが、1905～6年当時のタイの新聞記事はしばしば、労働力不足をタイの経済発展の制約要因であると指摘している。例えば、「タイで、ゴムなど工業原料となる農産物の栽培ラッシュが生じない理由は、主として労働力問題に起因する。タイの労賃は東洋のどの国よりも高いであろう」（*Bangkok Times*, 6 June 1905）とか、「タイにおける中国人に対する課税は、仏領インドシナよりも安い。また、タイの中国人苦力の労賃は東洋のどの国よりも高い。しかし、賃金が高いにも拘わらず、中国人苦力をタイの鉄道建設現場や鉱山で雇うことは簡単ではない。それはタイではどこにでも就業の機会があるからである」（*Bangkok Times*, 22 March 1906）、など。

⁵⁵ 外務省記録3-8-4/5「各国政府本邦人雇用雑件」自明治十八年至廿九年（第一巻）中の「暹羅国文部省に於て本邦製図師等備聘に関し我文部省より照会の件 明治二十四年」

3名は旅券の下付を翌92年8月11日に受けて、タイに発った。嶋崎千太郎（天民、1856年3月生）は、合田清がフランスから木口木版の技術を持ち帰る前に、独自に見様見真似で木口木版に成功し、1885年に精巧な木版を『絵入朝野新聞』に掲載した人物である。大山兼吉（翠松、1864年5月20日生）は銅版・木版画家として名があった。伊藤金之助（1867年8月29日生）は岐阜県出身の木版彫刻家で、合田清の弟子であった。1894年3月には、印刷工樋口二郎（1868年生）が加わって、日本人画工は4名となった。しかし、翌95年、伊藤と樋口はそれぞれ肺結核、赤痢によってバンコクで死亡した。日本人画工たちは契約終了までパーサコーラウォン邸に宿泊した。

岩本千綱を含めて、その後渡タイした日本人にも、パーサコーラウォン邸「大使の館」を宿泊所とした者は少なくなく、同館は日タイ交流のセンター的機能を担った⁵⁶。

II. タイ移民情報の錯綜と試行錯誤

岩本千綱の3種のタイ事業

1892年8月に神戸を発って渡タイした岩本千綱も、パーサコーラウォン邸を宿舍とした⁵⁷。バンコクでタイでのビジネスの可能性を調査した岩本は、在タイ半年にして早くも93年2月17日には神戸に帰着した。

『朝日新聞』（本稿引用の朝日新聞は全て東京朝日新聞である）1893年2月24日号は、「暹羅の殖民、秋津商会」と題して、岩本の話の次のように報じた。タイ専門家としての岩本千綱のマスコミ初登場である。

先に暹羅行をなせし有志者岩本千綱氏（休職（ママ）陸軍歩兵中尉）は愈去る十七日神戸に着し翌十八日大阪に入り昨夜帰京せしが今氏が其友人に語れる要略を伝聞するに暹羅に入りし以来夫（か）の文部大臣バスカロン〔パーサコーラウォン〕侯の紹介にて農商務大臣陸軍中將モントリー〔スラサックモントリー〕伯と北部殖民の事を約し陸軍大将たる皇族其他貴顕の賛成を得たり 約せし所は荒地四百坪に対し年租二十五銭を払はば灌漑に供する溝渠の開鑿等諸種の耕作準備は農商務省負担して之を貸さんといふに在り 又暹羅建築会社（ビルジングコンパニーサイアム）（社長伊太利人スワルト）に技師たる佐々木寿太郎、文部大臣秘書官山本銀介両氏と謀りて秋津商会と称するものを此国に設立する事を定め右〔上〕建築会社に創立事務所を置き 政府より文部省用諸器具宮内省用色染縮緬等売込の約、建築会社よりチーキ材（軍艦の艦底に用ふるものにて此国に産するを良品とす我国にて曾て栽培せしも地味適せざる故か生育せず）朱檀黒檀等買入の約も成りチーキ材朱黒檀其他諸材象牙水牛の角、皮其他皮類の見本を持来れり而して右〔上〕殖民の事に至りては形勢上極めて有用なるを観察し得たりとのことなり 左〔下〕に出すは文部次官ウージ伯が自署して岩本氏に渡せし文部省用達命書書の訳文（新嘉坡領事齊藤幹氏の訳）なりとぞ 当省大臣は此書面を以て今後本省に於て要する所に日本物品求用方を紳士足下に命じたることを証明す

⁵⁶ パーサコーラウォンが、自邸を「大使の館」と何時名付けたかは不詳であるが、1886年6月に、セイロンの高僧とともに来タイしチュラーロンコーン王に拝謁したグネラトネも同邸に宿泊した。また、グネラトネの紹介状をもってセイロンからバンコクに1889年7月に到着した釈宗演もパーサコーラウォン邸に泊まり、同邸に宿泊していた生田（織田）得能の世話になった（村嶋英治前掲論文「バンコクにおける日本人商業の起源」、55頁など）。パーサコーラウォン邸は、日本との間だけでなくバンコクにおけるアジア間交流の重要拠点であったと言うことができる。

⁵⁷ 『読売新聞』1893年8月7日号

スワルトの名は、Bangkok Times 社刊の『1894年版バンコク・シヤム年鑑』⁵⁸184頁に、“Suvarato Sasaki,N., contractor and architect, N.Suvarato & Co.”と記されている。イタリア人なのに、どうして佐々木姓なのかは不明であるが、建築技師の佐々木寿太郎（三重県出身、1910年5月バンコクで死亡）と親戚関係があるのかもしれない。

次いで岩本に関する記事を書いたのは、新聞『日本』1893年3月25日号である。岩本の名は誤記ながら、「暹羅貿易事情」と題して次のように述べている。

岩下細干（ママ）と云へる人有り 去る廿一年（ママ）以来馬来（ママ）、暹羅等の東洋諸国を巡回視察し先般暹羅在留山本安次郎（ママ）氏外二名と共に暹羅国に秋津商会なるものを設立し同国文部農商務二省が需用する日本製品の御用聞きを約したる由 同氏は今回一旦帰朝し去る廿日神戸商業会議所に於て日、暹貿易を演説したり 其要旨を録すれば左〔下〕の如し（神戸通信）

暹羅へ輸出し最も有益なるは漆器、陶器、織物、刃物、鉄具類、畳表、蝙蝠傘、傘及び靴等、彼の地産にして外国へ輸出し有利なるは紫檀黒檀木材象牙角烟草米其他天然物、元來暹羅国は通貨少く下等民は固より貴族の富巨万を有するものも公益を謀るものなし 故に道路橋梁皆不完全にして不便なり 然るに自身一己の為めに費すは甚だ多く室内の装飾衣服等凡て贅沢を極む 其性質は愚にして物品を買ふには品質等は敢て料らず其値段の如きは自己の意の向ふ所なり 故に其機を窺て売込めば利益莫大なりとす 軍艦は僅に八隻、陸海軍兵は五六千又航海事業は不振、人口は一千余万、彼の地と貿易をなさんには豪膽にして言語に通じ忍耐に富める者を適当とす又同国には商賈の期節ありて一月一日（即ち我四月十七日）は商賈始めにて四、五、六、七の四ヶ月は買盛なり 八、九、十の三ヶ月は降雨続くを以て商賈は無し 十一、十二、一月の三ヶ月は商賈少しく盛にして二、三の両月は不振 而して該国には仏祭（四月八日即ち灌仏の日は最盛）とて東邦の慈善会の如きものありて其節貴族は国民に雑貨等の露店を開かせ貴族は平常一円位の品を五円位に買て名誉とせり 而して暹人の嗜好は年々変更するを以て時勢に応じて輸出するを肝要とすと

旧幕臣田口卯吉（1855-1905）がロンドンのエコノミストを模範として創刊した『東京経済雑誌』第27巻669号（1893年4月8日）505-506頁も、「岩本千綱氏の暹羅談」と題して、次の記事を掲載した。

昨年七月（ママ）暹羅国に渡りて種々の調査をなし、此程帰朝したる非職（ママ）陸軍中尉岩本千綱氏の談に拠るに、同国は軍艦用の船材に富み、洋人が是まで舶載し来りて我国に売付しもの多くは同国の産にして、之を我邦人が直接輸入せば莫大の利益あるべし、又た彼地に在留する我邦人は僅々二十名に足らざるも、国人の信用大に厚く同国の文部農商務二大臣の如きは頻りに日本人の移住を望み、暗に欧人の跋扈を抑へんとするの意あり、又暖国の事とて米作は年に三回の収穫地あれど荒蕪未開の地亦た多し、物産は獣皮及び宝石類なり、政体は貴族専制に傾き大臣其他の顯官は皆貴族出身にて数百人の奴隸を有し、賄賂の贈送盛んに行れ奢侈の風は一般の常習なり、故に我国の陶器其他の美術品も需用多し云々、而して同氏は本月末又々同国に渡りて彼我貿易事業に着手すと云ふ。

岩本は非職（休職）と紹介されているが、既に1888年12月に依願免本官しており休職中の身で

⁵⁸ The 1894 Directory for Bangkok and Siam, Bangkok Times, Bangkok (reprinted by White Lotus, Bangkok, 1996)

はないことは明らかである。上記の3記事から、岩本帰国の目的は、タイの官庁から注文を受けた日本商品の調達、即ち①日本商品の輸出販売、タイ産のチークや唐木などの日本での売り込み、即ち②タイ産品の対日輸出、およびタイに農業移民する日本人探し、即ち③タイへの移民事業であったことが判る。

日本商品のタイへの輸出販売は、既に1889年には名古屋の野々垣直次郎や長坂多門が実施し、その後も短命な日本商店がいくつも生起している。岩本等が93年始めに秋津商会設立を計画したのは、そのような流れの中の出来事である。しかし、実際には秋津商会は設立には至らなかったようである⁵⁹。岩本らが1895年2月に設立した暹羅殖民会社では、スラサックモンリーの資金を使って大谷津直麿が日本で商品を購入し、タイに送って販売を試みた。また、タイ産のチーク材等の対日輸出のために、岩本は1896年後半に日本で日暹貿易会社を設立した。しかし、同年11月にバンコクで同社の事業に着手した途端、同社運営担当の主要人物、馬場新八（当時海軍造船少監、1852-1922?）と対立が生じて、日暹貿易会社は空中分解した。

上記3種の事業中、岩本が最も力を注いだのは、日本人のタイ移民事業である。岩本は、1894年末から96年にかけて、2回に亘り合計50名余の日本人のタイへの労働移民を主導した。日本人移民者の多くは、高い賃金を求めて瘴癘地のブカヌン金鉱山やコーラート鉄道建設現場で働き、来タイ数ヶ月のうちにマラリアなどの病気に斃れた。生き残った者もタイを脱出した。長くタイに残った者として知られているのは、第1次移民（1894年末）の面田利平と第2次移民（1895年10月）の柳田亮民の2名に過ぎない。岩本の移民事業も、他の2種の事業同様に散々な結末で終わった。しかし、彼の移民事業の試みは、日本官民間にタイへの邦人移民期待論を高め、また、移民による在タイ日本人の増加は、タイにおける日本人保護問題、日本領事の必要性、延いては日本公使館開設など、初期の日タイ交流に大きなインパクトを与えた。以下、岩本千綱のタイ移民事業を見てみよう。

パークナム事件と岩本の第二回目タイ渡航

岩本は、半年足らずのタイ滞在の後、1893年2月17日に神戸に帰還した。

岩本は、4月16日には、東邦協会でタイから持ち帰った小物も披露しながら暹羅談を熱演した。それについては、「東邦協会講談会 来る十六日午後一時より神田一ツ橋外大学講義室に於て開会す講演者は此程暹羅国より帰朝せし岩本千綱氏にて演題は暹羅談（一）暹羅の位置（二）暹羅の社会（三）暹羅と列国と通商上の関係（四）暹羅と列国と政治上の関係（五）暹羅の前途なり」（新聞『日本』1893年4月14日号）と予告記事が出ている。この講演は、「暹羅談」のタイトルで『東邦協会報告』第25（1893年、22-64頁）に掲載され、それに少々追加したものが、岩本の最初の単行本『暹羅探検実記』として同年10月に刊行された。

岩本は、5月には再びタイに出発する予定であったようで、新聞『日本』1893年4月15日号は、「岩本千綱氏は来月〔5月〕七日横浜出帆の仏国郵船に搭じて再び同国に航し貿易殖民の事業に着手し十月頃までには又々一時帰朝の筈なりと云ふ」と報じている。しかし、岩本が神戸を発ったのは、3ヶ

⁵⁹ 村嶋英治前掲論文「バンコクにおける日本人商業の起源」41頁の第1表「バンコクの日本商店（1891～1908年）一覧」参照

月後の8月1日であった⁶⁰。タイ再渡航が予定より大幅に遅れたのは、本論文冒頭に挙げた岩本自筆経歴が述べるように、彼の企画したタイビジネスの賛同者や出資者をなかなか得ることができなかったからであろう。どうにか前田正名（当時殖民協会の副会長）の資金援助を得て、タイに携帯する商品見本を神戸で買付けていた7月30日に、次頁引用の朝日新聞（1893年9月23日号）の記事によれば官報⁶¹で、フランス軍艦のバンコク封鎖の報を知り、急遽8月1日に神戸を発ったのである。

1885年6月に清仏戦争に勝利したフランスは、ベトナムを獲得した。間もなく、フランスは、タイ領土であったラオスに食指を伸ばし、1893年3-4月から辺境地域で仏・タイ両軍の小規模な衝突が始まった。両国の緊張は1893年7月のパークナム事件によってピークに達した。即ち、同年7月13日夕刻、フランス軍艦2隻はタイ側砲台からの禁止にもかかわらず、チャオブラヤー川河口に強引に侵入し、河中の4隻のタイ軍艦や2カ所のタイ砲台と交戦、撃破した⁶²のち、バンコクまで遡航し、21時過ぎにはフランス公使館前に停泊した。これがパークナム（河口）事件である。すでに3月からバンコクにあった一隻を加えた、三隻の砲艦を背景に、フランスは7月20日に、メコン川左岸（現在のラオス）の割譲、200万フランの賠償金などを内容とする最後通牒を突きつけ、海上封鎖を実行した⁶³。

この事件は、日本政府にも大きな衝撃を与えた。タイ仏の衝突の報に接した陸軍参謀本部は、7月22日に同部員の陸軍工兵少佐上原勇作と陸軍歩兵中尉山田良圓（よしまろ）に3ヶ月の予定でタイ・ベトナム出張を命じ、両人は26日に日本を発った。また7月26日に、ベルリンの日本公使館付陸軍武官であった陸軍砲兵少佐大迫尚道に帰路タイ・ベトナム・フィリピンに立ち寄り調査するように命じた⁶⁴。一方、海軍も1893年8月2日に「常備艦隊軍艦高千穂軍事視察の暹羅国へ派遣」を決定し、また、「海軍大尉藤井較一軍事視察の暹羅国出張」させ、タイに3ヶ月間滞在させることを決めた⁶⁵。しかし、タイがフランスの要求に応じたので8月3日に海上封鎖は撤去された、という香港副領事の外交電報を外務省が8月6日に受信した⁶⁶ため、高千穂の派遣と海軍軍令部第一局局員藤井

⁶⁰ 岩本が1893年8月1日に第2回目のタイ渡航に、神戸を出帆したことを報じた『読売新聞』1893年8月7日号は次のように記している。

日本人暹羅政府の爲めに銃器を買入 嘗て陸軍大尉（ママ）の職を奉じたる岩本千綱氏は其後故ありて職を辞し多年（ママ）暹羅に遊び今春来帰朝してありしが去る一日仏船ザラジ号に搭じて再び暹羅に向け出発せり氏は暹羅国文部大臣の信任を得常に其官邸に住して殆んど幕賓とも云ふべき有様にて大臣の爲めに其用達をも務め居るを以て今般渡航に就き大阪の銃砲商粟谷品三翁より村田銃三百挺を買入て携帯せし由

なお、岩本がタイ政府の依頼で武器を購入したかどうかの真偽は不明である。

⁶¹ 仏艦のバンコク封鎖に関する官報記事は、『官報』3025号、1893年7月29日、312頁に始めて掲載された。その記事は次の通り。

「暹羅国駐劄仏国公使の引上 一昨二十七日仏国公使外務省に於て林次官に面会し本国政府より左〔下〕の電報に接したる趣陳述せり

暹羅国政府仏国の要求を承諾せざるに由り仏国政府は般谷〔盤谷〕駐劄公使に公使館を引払はしめ暹羅国海岸の封鎖を命ぜり尤も右〔上〕は追て正式公書を以て通知すべし」

⁶² この交戦によるタイ側の損害は、タイ艦船4隻、砲台2カ所において兵士の戦死8名、負傷41名、行方不明1名、及び民間人の死者1名である（NAT Ro. 5 Ro Lo 1/61 「1892-3年王事日誌」（タイ語）1893年7月13日の項）。

⁶³ 詳しくは村嶋英治「タイ近代国家の形成」、『東南アジア史① 大陸部』山川出版社、1999年、408-412頁参照。

⁶⁴ 防衛研究所図書館 中央/作戦指導その他/9「明治二五-二七年 参謀本部歴史草案（15-17）」中の、「明治二十六年参謀本部歴史草案 十六」、及び 荒木貞夫編『元帥上原勇作伝 下巻』（元帥上原勇作伝記刊行会、1937年）中の上原勇作の年譜。上原少佐、山田中尉はともに、岩本千綱と士官学校同期（1879年12月卒の旧3期）である。

⁶⁵ アジア歴史資料センターレファレンスコード B07090484900、C10125436400、C10125341900

⁶⁶ この電報は、『官報』第3033号、1893年8月8日号、88頁にも掲載されている。

較一⁶⁷のタイ出張は取り止めとなった。

タイの危機は、日本の世論をも刺激した。

雑誌『亜細亜』(政教社)第2巻8号(1893年8月1日)は曰く、

暹羅は嘗て我山田長政が偉績ありし地、而して我も共に等しく亜細亜に国するものなり。今や仏蘭西メーコン河畔を要求す、意は遂に全く之を吞まずんば止まず。戦はんか、力を奈何、和せんか、一日の安を偷むのみ、暹羅君臣の苦心憐むべからずとせんや。噫誰れか今の世を以て強弱刻制の時代ならずと謂ふ者ぞ、彼の徒らに齷々乎として他の鼻を覗ふに暇なき者も、亦夫れ遠からざらんか。且又侠国の民、一人の旧縁ある小国の為めに一策を抱て急に赴く者あるなきか(同号、74頁)タイの危機に立ち上がるアジア人はいない⁶⁸と嘆いた朝日新聞の記事を見た岩本は、9月2日、宿泊所のパーサーコーロン邸において新たな同志石橋禹三郎と連名で、朝日新聞宛ての書簡を書いた。この書簡を掲載した『朝日新聞』1893年9月23日号は次のように報じた。

岩本氏の音信(暹羅時事)。暹羅の事に熱心なる岩本千綱氏は吾社に向て左[下]の一書を送り越せり

拜啓八月十日発兌貴社新聞一昨三十一日一読仕候処『吾を治るものは吾ならざる可からず』なる社説項中『暹羅の事起るや東洋に関する者果して何の為す所ありたる亜細亜に民たる者果して何の試る所ありたる云々』と有之候得共岩本は仏艦が盤谷を封鎖せるを載せし官報を見るや胸中万斛の感慨を懐き孤剣即発上海に到るに及び石橋が同意見を齎[せい、持つての意]して渡航するに遭遇し相携へて再び盤城に入候

右[上]の都合に付き国としては何の為したることもなきかは存ぜず候得共前項亜細亜に民たる云々は事実相違と相考候。何となれば現に日本国民たる我々兩名は早く既に当地に駆け付けたれ共不幸事に及ばざるを以て当国各大臣へも来意を通じ尚ほ善後策に於て聊か計画仕居候乍御手数御訂正相成度候也

明治廿六年九月二日

暹羅国盤谷府文部大臣バスカラウラングセー侯爵邸にて 岩本千綱

同

石橋禹三郎

好男兒、愛すべし余輩は悦んで命に応ず即ち茲に之を掲げたるを以て訂正の意味なりと解せよ。而して岩本氏は更に引続き左[下]の如く記せり。暹羅の現況説き得て痛切人をして慊として亦慨せしむるものあり。

前項は理屈に亘り候得共実に貴社説の如く今回暹羅事件杯は東洋に邦する者の袖手傍観して不相濟儀に有之候。可憐なる此産象国を自儘勝手に引掻き回し居るは第一英国にして次は日耳曼[ゲルマン]なり。支那人は上下に行き渡りて商権を握り居り候得共彼れは何れにても金さへ儲かれば足れりと心得東邦の成行き杯には毫も心配せず。迂生[岩本千綱]は英仏政略の方法を比喩して云はん。甲は詐偽取財にして巧に法網を脱し而かも得る所多く、乙は持兇器強盗の如く逮

⁶⁷ 藤井較一(1857-1926、後に海軍大将)は日露戦争の日本海海戦で大功績を挙げた人物(『藤井大将を偲ぶ 没後60周年記念誌』1986年)。

⁶⁸ 実際に日本人を含むアジア人で、従軍志願の申出をした者は一人もいなかった。一方、欧米人はデンマーク人やアメリカ人の士官経験者や医師たち7人が、1893年3月~4月に個別にテーウォン外相に従軍志願書を提出している(NAT Ro.5 Bo. 10/9)。

捕に逢ふこと速にして得る所は却て尠しと。暹仏交渉事件は殆んど其真面目を現したる者なり。迂生が当年二月一日歸朝の砌某々名士に予め今日あるを説きたれ共耳を傾くる人はなかりき。尤も此事變の遠因は仏国が安南を維持する為めには是非共湄江〔メコン〕迄を奪掠すべき必要より生ぜしは勿論なれ共其近因は実に言語に絶えたることにて西洋人が如此東邦人を馬鹿にするかと思へば実に慷慨悲憤に堪へず候。

日本にては追々国会開期も近付き例により各政党の喧嘩も可有之候得共希くは鬪牆〔げきしょう〕の争を止めて眼を外に注がれ度。就中暹羅の如きは政府も議員も亦た他の国民も一致して条約完成領事設置のことに不相成では数年を出でず意外の変体を来すべき乎。人は雞林〔朝鮮〕を以て東洋禍機の伏する所と申候得共迂生は暹羅を以て東邦治乱の焦点かと確信仕候。右〔上〕に付き今度当地在留重なる人々と相協り農商務大臣〔プレイヤー・スラサックモントリー〕同次官〔プラ・プラチャーチーポリバーン〕等に請願の上充分なる保護を受けて耕作又は牧畜地借用の運びに致候間追々我日本の有志者を糾合し新日本村を拓き緩急に応ずる予備をなし置見込に候。

英仏独を始め西洋諸国種々の国旗を翻す壮大なる家屋を見るに付け、馬車を駆て意気揚々と傍若無人なる白哲人に逢ふに付け、裸体素足の東洋人が顔〔くず〕れ傾きたる矮屋に出入し己れが住むべき土地なるにも係らず恰も喪家の狗の如く狐鼠〔こそ〕々々として逃ぐる様子に軒下を往来する憐れ果敢なき有様を視るに付け、轉〔うた〕た感慨の情に堪へず。然るにても日本に生れ何不自由を知らざる輩に此惨状を知らしめ度思ひ候。

抑も新聞は社会の耳目殊に貴社の如きは内外に信用を博され候得共国家の爲め十二分に對外策に就て御尽力被下度。今日仏国が湄江〔メコン〕迄を要求し英国が之れに故障を為さざるは不日己れが湄南〔メナム〕迄を略取するの備を作る者と御承知有之度候。尚ほ珍敷ことあれば御通知可申候不一。

暹羅の事に就て義捐を需む。右〔上〕岩本石橋両氏はまた東邦協会に左〔下〕の一書を寄せて江湖の義捐を需めたり。

仏軍が盤谷府を封鎖せし報一たび我々の耳朵に達するや払袂〔ふるい〕起ち単に劍と精神とを齎〔せい〕し直に盤谷城に入る。遅し矣平和の条約既に成るを告ぐ。

退て日本に帰らん乎我々の志にあらず。默思すれば今回平和の裏には他日の禍機蟄伏するを見る。仍て我々は地を城外に占め永住の策を講ぜんど之を暹羅農商務大臣同次官其他名士に協る。悉く非常の贊助を得驀地〔ばくち、たちまちの意〕沿岸の地五十余町を借し五ヶ月間に米穀菓物の培養に着手するを致せり。若し期を誤れば或は我々の言欺罔となり、小は日本の国体を汚し、大は東亜の緩急に応ずるの機を失するの恐れあり。憂国の名士諸君伏して冀くは我々の微衷を諒し応分の義捐をなし此国家事業を扶助せられんことを。果して若干の金を得れば続々借地の区域を拓め幾千人の植民を為すこと実に半歳を出でざるべし。我々は国家の爲め仮令斃るも諸君の恩に酬ゆるには必ず草を結ぶべし。恐惶敬具。

岩本氏の意見書。又右〔上〕岩本氏は日暹通商条約締結、領事設置の必要に就て一の意見書を陸奥外務大臣に贈（ママ）れりといふ。（句点は筆者追加）

岩本の上記朝日新聞及び東邦協会宛書簡には、欧州勢力に軍事的経済的に脅かされるアジアの一小国、タイの命運を同じアジア人として自分自身の問題と見る姿勢、経済的に優位な西洋人に対し卑屈

なアジア人の振る舞いへの不満、タイに数千人規模の日本人村を作りタイに一旦事あれば日本人を率いて援軍に馳せ参じようという気概、日清戦争直前の朝鮮半島よりも、タイの方が東アジアの火薬庫であるという東アジア情勢認識が示されている。

なお、岩本らは、読売新聞にも同種の書簡を送ったことは、1893年9月23日号の読売新聞の小記事から明かである。しかし、読売は朝日ほどには岩本に代わって宣伝する労はとらなかった。

石橋禹三郎の来タイ

1893年8月から2年余り、岩本の同志として行動を共にした、石橋禹三郎（1869-1898）は、故郷の長崎県平戸でタイ仏衝突の報道に接し、タイにおもむいた青年である⁶⁹。1893年8月初旬、石橋はバンコクに向かう途中、上海で同じくバンコクに向かっていた11歳年長の岩本千綱に邂逅した。

『読売新聞』1893年8月25日号は次のように報じている。

平戸の快男児 肥前平戸の人石橋禹三郎氏が先年南米智利〔チリ〕の乱れたる際カリホルニアの水師營に赴き自ら請ふて水兵となりたることは何時ぞやの紙上に記したることありしが曩〔さき〕に仏暹事件の起るや氏は好機乗ずべしとなし進んで暹軍に投ぜんが為に孤身盤谷府に向つて出発し上海埠頭に於て端なく暹羅探検者岩本千綱氏に邂逅し岩本氏が暹羅に知人あるを幸ひ詳かに自己平昔〔平素〕の抱負を語り其庇護を求めたれば岩本氏も大に其志を壯とし応分の力を添ふべきを諾し共に香港まで赴きたり此時石橋氏の囊中僅かに五十銭の通貨を貯ふるのみ 夫れより石橋氏は岩本氏に別れ新嘉坡に向つて出発したりと云ふ 氏今年齡二十三四に満たず而して此壯図を企つ 氏も亦一個の快男児と云ふべきのみ

石橋は、シンガポールを経てバンコクに到着し、早くも8月30日には「暹羅人」と題したタイ印象記を新聞『日本』に送り、同紙1893年9月25日号に掲載された。

石橋禹三郎の経歴について書かれたもののうち、下記が比較的正確なように思われる。

石橋禹三郎（北松浦郡）、石橋禹三郎は、平戸町呉服太物商石橋彦兵衛の第十子、明治二年七月四日を以て生る、幼より侠骨稜々、稍長じて俊邁、行事成人の如くなりき、十三四にして既に四方の志を抱き、屢々養父長次郎に他郷留学の事を請ひしも許されず、明治十六年九月遂に家を脱して福岡に到り、福岡英語学校に入学し卒業後、東京に遊びて同地成立学校を卒ふ、やがて同校囑託教師米国人デニングの紹介を得て渡米す、時に明治二十一年三月十四日なりき、渡米の後はカリフォルニア州、東ヨークランド府〔Oakland, CA, サンフランシスコ近郊〕なるデニングの親族ブラウン宅に寄寓し、労役に服する傍ら、リンコルン〔Lincoln〕学校に入学し、明治二十二年七月大学に進み、二十三年更にヨークランド実業専門学校電信科に入学し、二十四年二月同校を卒業す、此の間或はブラウンの玄関番となり、或は菓子製造商の雇人となり、或は炊夫となり、或は牛乳搾りとなり、或は学僕となりて、経済の修学（政治科経済科）怠らず、業を卒ふるや、偶々智利〔チリ〕革命戦争に就き、海兵の募集あり、禹三郎は直ちに其の募に応じて軍

⁶⁹ 外交史料館の旅券下付表によれば、長崎県平民の石橋禹三郎は、渡航目的「商用」で、1893年7月21日に長崎県で旅券下付を受けて、その旅券を同年11月22日に返納している。下付日7月21日という日付は、7月13日夜のパークナム事件とフランス艦隊の海上封鎖の報が、日本外務省や参謀本部に届くか届かないかという時点であり、新聞や官報等の報道以前であるから、石橋のタイ行きは7月13日事件ではなく、同年4月以来のタイ・フランス間の武力衝突に刺激されたものと考えられる。

艦に投じ、明治二十四年四月八日、桑港〔サンフランシスコ〕を発して戦地に到り、同年十一月凱旋す、恰も飛信あり父の重患を伝ふ、即ち倉卒として歸朝す時に明治二十五年四月二十一日なりき、其れより平戸に居ること一年余、仏国暴威を以てメコン（ママ）河口を略すと聞き、大に慷慨し、暹羅救済を標榜し、決然起つて同国遠征の途に就く。禹三郎の暹羅に到るや、仏暹の事件僅に平ぎたるも、暹羅の小弱志士の心を動かさざるを得ざる事情あり、同国農商務大臣ピヤシリサック〔プレイヤー・スラサックモントリー〕と謀り、移民拓殖の策を画し、一度歸朝して朝野に奔走し、数十名を募集し⁷⁰、明治二十七年四月再び同志を提〔ひっさ〕げて暹羅に赴き、共に暹羅事業に尽せしも、遂に不成功に終りしなり、之より後禹三郎は快々として楽しまず、憂憤措く能はず、常に西方大陸を跋涉して大に為すあらんと欲せしも、不幸明治三十年十月頃より肺患に罹り、翌三十一年一月（ママ）東京明治病院に没す時に年三十。（平戸郷土誌）⁷¹

上記からは、石橋はチリ革命戦争の実戦に参加したかのようにも読める。しかし、石橋自身が語ったところでは、彼がアメリカを離れる予定でいた頃、チリで政府軍と革命軍との間に戦端が開かれる状況に至ったので「米国政府は在智利の居留民を保護せんが為に三艘の軍艦を派遣」する、という新聞記事に接したので、艦隊乗組員を志願し二等水夫として採用された⁷²に過ぎず、陸上で戦闘に加わったわけではない。また、結核で病死したのは、東京に於て1898年3月23日⁷³、享年満29歳であった。

岩本と石橋がバンコクに到着した93年8月末以前に、タイがフランスの要求を容れて、両国間の危機的状況は一先ず解消した。それ故、石橋がタイ側に従軍志願の申し出をする機会はなかった。

新田開発とスラサックモントリー

1893年秋、岩本は石橋と協力・手分けして、第1回渡タイ以来の関心事業であった、タイ移民事業を本格的に開始した。タイ側の支援者は、プレイヤー・スラサックモントリー農商務大臣であったが、日本でも資金力がある賛同者を獲得する必要があった。

前掲『朝日新聞』1893年2月24日号の記事（175頁）に示したように、岩本は第1回在タイ（1892年8月～93年2月）時に、既にスラサックと相知ってバンコク近郊への日本人農業移民を相談していた。

スラサックモントリー（1852-1931）は1852年3月28日に軍人貴族の家に生まれ、1879年11月官名チャオムーン・ワイウォーラナート、1885年以降、当時タイの属領であった、ルアンプラバン（現在ラオス領）やディエンビエンフー（現在ベトナム領）などに侵入した太平天国の乱の残党の中国人武装集団（チーン・ホーという）の征伐で名を上げた。1887年7月1日官名プレイヤー・スラサックモントリー、1888年7月6日少将、1890年4月15日陸軍司令官に任じられる。しかし、有力王弟の一人、プラチャク親王がスラサックの部下であるイタリア人陸軍士官学校教官 G.E.Gerini が国

⁷⁰ この時数十名を募集した事実はない。

⁷¹ 古川増壽『大禮記念長崎縣人物傳』長崎県教育会、1919年5月刊、878-879頁。なお、長崎県立長崎図書館編集『郷土の先覚者たち：長崎縣人物伝』長崎県教育委員会、1968年の207-217頁に、浦恒一（元平戸市立平戸中学校長）が「海外発展に尽くした、浦敬一・石橋禹三郎・稲垣満次郎」の見出しで、平戸出身の三名の伝記を書いている。その中で、石橋については「町人志士、袋町のガキ大将、もし徳川幕府政治があと三十年つづいたならば、彼は平戸の町奴、西海一の大親分とうたわれたであろう。そういう俵気が彼の身上であった」と書き出している。

⁷² 『九州日日新聞』（熊本）1894年3月22日号「智利の革命戦争（一）、石橋氏談話の要領」

⁷³ 黒板虚心（勝美）「故石橋禹三郎君を弔ふ」、『日本人』第64号、1898年4月5日、51頁

王に許可を求めることなくシンガポールからダイナマイトをバンコクに搬入したのは、スラサックの王位簒奪クーデター準備の一環であるという事実無根の讒言をしたので余儀なく退任、1892年3月29日満40歳で農商務大臣に任じられ、同省が一時廃止される97年3月14日まで在職した。1896年11月11日チャオ・プラーヤーに官爵位昇格、1898年4月11日中將、同年軍人を退役年金受領、1926年3月31日元帥、1931年7月1日に死去した⁷⁴。1893年7月13日のパークナム事件に際しては、農務省建物前に義勇兵を集めてバンコク防衛に立ち上がった⁷⁵。

彼は王弟テーワウォン親王、同サワット親王らと共に、1883年8月7日に命を賭してもチュラーロンコーン王を守ることをエメラルド仏の前で誓約した一人であり⁷⁶、同王の信頼が厚かった。

彼は、軍事のみならず、ビジネスにも関心があり商才も豊かであった。

彼はサーラーデー地区に邸宅（バーン・サーラーデー）を有し、それに隣接した広大な土地を所有していた。彼は、1896年前後にこの土地の地価を上げるため、それまで運河を小舟で来るしか交通手段がなかった所有地にファランポン方向から道路を建設し、更に土地の一部を女学校建設用地に売却した。学校が出来ると人の往来が多くなり、それに伴って様々な商店もできるので、地価を上昇させることができるというのが、彼の狙いであった⁷⁷。現在のスラサック路付近、即ちサートンやシーロム地域の一部も、彼によって開発されたものと思われる。彼は、バンコクの偉大な初期ディベロッパーでもあったのである。

スラサックモンتریが、岩本、石橋らの在タイ日本人壮士と交わり、移民事業のスポンサーとなった理由は、ビジネス的、軍事的、それに華僑人口の急増に対して日本人を入れて移民の多様化を図る目論見などがあったと思われる。

まず、ビジネスに関しては、当時大開発中のチャオプラーヤー（メナム）・デルタの新田には耕作農民が不足しており、勤勉な日本農民を大量に導入したいという考えを有していた。

パーサコーラウォンは訪日から帰国したのち1888年11月1日に、農務大臣に任命され、1892年3月29日には、文部大臣に転任した（前任文部大臣のダムロン親王は内務大臣に転じた）。パーサコーラウォンの後任農務大臣に任じられたのは、スラサックモンتریであった⁷⁸。

パーサコーラウォンとスラサックが農業大臣であった19世紀末は、広大なチャオプラーヤー・デルタの灌漑・新田開発が、次のような会社方式で本格的に開始された時期である。両大臣は土地、農業の責任者として同デルタの開発を監督していた。

1889年1月17日に、サーイサニッティウオン親王⁷⁹（1846-1912、以下サーイ親王）やイタリア人商人 Grassi らの Canal Irrigation Company（タイ語ではシャム運河（Khlóng）用水路（Khu Na）掘削会社）は、タイ政府と次のような契約を結んだ。契約期間は25年、運河を掘った両側それぞれ

⁷⁴ 『タイ官報 第48巻』1083頁、1931年7月5日号、『元帥・マハーアムマートエーク、チャオプラーヤー・スラサックモンتری伝』（タイ語）1961年、など。

⁷⁵ NAT Ro.5 Ro Lo 1/61 「1892-3年王事日誌」（タイ語）1893年7月13日の項。

⁷⁶ NAT Ro.5 Bo 10/5

⁷⁷ NAT Ro.5 Bo 8.1/39

⁷⁸ NAT Ro.5 Ko So 2/1.

⁷⁹ サーイ親王は2世王の孫に当たり、5世王とは従兄弟、シリキット現王妃の母方の曾祖父である。彼は、5世王の侍医として同王の信任あつく、また、1890年から3年間海軍司令官代理を務めた。

40 セン（1 センは 40 メートルなので、1.6 キロ）までの土地（即ち両岸合計 3.2 キロ）で既保有者がいない土地を保有し、自由に販売することができる。浅くなった古い運河を浚渫した場合は、通行する舟から通行料を徴収することができる。工事は、2 年以内に着工すること、利益の 20 パーセントを国庫に納入すること、会社はタイ裁判所の管轄下に置かれること、など。

1896 年 11 月 17 日に、5 世王を招いてランシット運河の竣工式典が挙行され、サーイ親王は次のように奏上した。即ち、会社は 1889 年 1 月 17 日の契約ののち測量を実施し 1890 年から主に機械力で掘削を開始した。チャオプラー河に近いプレームプラチャーコン運河からナコンナーヨク川まで、幅 16 メートルで 1137 セン（45.48 キロ）を掘削し、東西にそれぞれ水門も建設した、水門の御蔭で一年中、耕作用、舟用に水を確保することができるようになった。運河の兩岸の土地保有権は販売され、水田耕作も開始された⁸⁰、と。

次に、軍事的には、スラサックモントリーは、タイの独立を仏や英が更に侵すようなことがあれば、岩本らが日本人村の壮丁多数を率いてシャム防衛軍に参加することを期待したものと思われる。これは、恰も山田長政の時代を彷彿させるような話であるが、当時のタイの軍隊の実情を考えると十分に現実味のある話であった。

当時のタイには近代的徴兵制は未だ導入されておらず、軍隊の近代化もスラサックモントリーが率いた近衛軍などを除けば進んでいなかった。バンコク市内には、軍隊として組織された少数民族集団

⁸⁰ NAT Ro. 5 Ko So 9.4/1. なお、宮崎滔天の第 2 回訪タイに同行して 1896 年 4 月 2 日-8 月 10 日の間、在タイし、広汎にタイ各地を見学した平山周（1870-1940）はチャオプラー河・デルタの新田開発を次のように紹介している。

暹羅國中膏腴 [こうゆ] の米田は、湄南 [メナム] 河の兩岸南北凡そ四百五六十哩 [マイル]、東西凡そ五六十哩は所謂湄南平原の地にして、就中最も膏腴なるは湄南バンパコン両河中間一帯の地なり。プラツムタニー [パトナムターニー] は即ち此中間一帯の地にして、盤谷府を距ること遠からず。然れども人口の不足と土人の懶惰とは、王畿近傍の沃土すら尚ほ空しく野象の徘徊するに任せり是に於てか国内の有志者相謀つて私金を醸出し、親王チャヲサイ [サーイ親王] 殿下社長となりて開渠会社を組織し政府に請ふて右 [上] 荒原の譲渡を受け、溝渠 [運河、水路] を開鑿して灌漑の便を通じ、至廉の地価を改めて米作希望者に売渡さんとす。盤谷府より北東北に向ひ湄南河を遡ること凡 15 哩陸路直径凡そ 10 哩の地に至れば丘陵なく、樹木なく、一望只茫茫たる平坦の荒原にして、東はバンパコン河より西は湄南河に達し、北はサラボリー [サラブリー] より南は暹羅湾に達す、而してバンパコン河と湄南河との東西の距離は、最狭部 30 哩、最広部 38 哩此東西の全距離と盤谷府を距（さ）る凡そ 3 哩の北に達するの間、これ即ち盤谷開渠会社の溝渠開通地なりとす。本溝渠の設計は、大渠 2 条、中渠 1 条、小渠 19 条、都合 22 条、大渠の幅 16 メートルにして、其事業費は 40 メートルに付 220 テコール [パーツ]、測量費が合して 250 テコール、中渠の幅は 12 メートル其事業費は 40 メートルに付 175 テコール測量費を合して凡そ 200 テコール小渠の幅は 8 メートル事業費は 40 メートルに付 50 テコール、測量費を合して 70 テコールなりとす。現今独国機関士数名を雇ひ、開鑿器 30 馬力の蒸気機関 2 箇を備へ付け、毎月 18 メートルを掘り、苐 (しき) りに開通に従事す此の事業の着手は廿余年 (ママ) 以前にして、既に開通したる溝渠は凡そ 80 キロメートル (ママ) に上れり。既開の溝渠の深さは概ね 10 フヒート乃至 12 フヒートにして、大中 2 溝渠には小蒸気船を通す。溝渠開通の上、其地方の土地売渡代価は小渠に接したる土地面積 1 ライに付 2 テコール、中渠に接したる土地 4 テコール、大渠に接したる土地 5 テコールの定めにして、現今売払済の面積は凡そ 25 万ライ、概ね支那農民にして欧州人としては只匈国 [デンマーク] 米作会社の一あるのみ。此地方は湄南河とバンパコン河の両面より、積年洪水の作用に因て北部地方の山土を流出し、遂に此の大平坦の地を作為したるものにて、今猶年々洪水氾濫して地味を改良す。地質は灰質の凝結性ある粘土にして、断て砂礫なく、其二三呎 [フィート] 下面是黄色の粘性土なり、土地膏腴に過ぎて開墾初年の米作は稲莖のみ、非常に成長し、秋実却て少なし、次年よりは相当の収穫あり、二三年に至れば他部に比類なき収穫を得べし。嗚呼暹羅には斯の如き良好の開墾地ありと雖も、人口少なくして只支那人の蹂躪するに任ずるのみ、支那人の性質は彼れ素より之れ知れり、而も猶支那人の移住を欲するか、抑も亦之を如何せんと欲するか (平山周「暹羅の農業」、『太陽』第 4 巻第 6 号、1898 年 3 月 20 日、192-194 頁)。

チャオプラー河・デルタの新田開発地域の地図は、齊藤幹『暹羅国出張取調報告書』(外務省通商局第二課、1894 年 9 月 20 日) に掲載されている。

が一定の地域に集住しており、一旦緩急あれば、これらの少数民族集団の長が指揮する軍隊が動員される体制になっていた。例えば、王宮の上流に位置するサムセーン地区に集住するベトナム人（ベトナム王朝のカトリック弾圧を逃れて1834年にバンコクに移住して来た人々、その中心はフランシスコ・ザビエル教会）は、その長の指揮下に兵士として組織されており、平時は居住地に近いドゥシット宮殿の警備を担当していた。ベトナム人の軍事組織は、1905年に徴兵制が導入されてのち解体し、彼らはフランス保護民の身分を得て、バンコクの近県やナコンサワン、ピチット県などの遠方にまで農民として移住した。中には家族連れでベトナムの故郷に戻った者もいる⁸¹。

賛同者津田静一の移民企図

岩本千綱は1893年2月に日本に帰国し半年近く滞在したが、その間にタイ移民事業に関心を示す日本人有力者を探した。その過程で、知り合った津田静一との間には、事業開始のための準備調査など、ある程度具体的な合意が成立したと考えられる。

津田静一（1852-1909）は、熊本藩の上級士族出身で、明治初年に米国のイエール大学等に留学。中央での官途栄達を捨てて郷里熊本に帰り、同地で佐々友房、高橋長秋らと教育事業を行い、民権主義に抗して国権主義を唱えて、その発信手段として『九州日日新聞』の前身を創刊し、1889年1月には国権党を組織した。また私立九州大学創立構想により九州学院（現存の九州学院とは別）を創立した教育家である。同時に、洋行途中で実見した、中国人移民（華僑）の隆盛にも刺激を受け、日本人の外国移民を唱導した。彼は、日本人の移住候補地を調査して啓蒙する目的をもって1893年3月11日に発会式を挙行了した、殖民協会（榎本武揚会長）の設立準備を担当した成立委員20名の一人であり、同協会の発足後は評議員に佐々友房らとともに選ばれている⁸²。

津田の移民への関心は古い。1888年初めの「殖民政略」と題した講演では、海外殖民によって経済が発達して強大国になったイギリスの殖民政略を日本の発展モデルと考え、日本を強大で経済が発展した文明国（富強文明国）にするために、国家の武力行使によってではなく、民間が移民会社を興し、大投資して平和裏に取得した海外の広大な土地（主権者が誰かは問わない）に日本農民を移住させる、これによって日本の海外貿易、商工業をも発展させるべきだという考えを示している⁸³。

1893年8月半ば、津田は、熊本の同志たちに、民間による移民事業、即ち出資者を募ることは十分に可能であり、また、移民候補地の選定に当たっては、自ら事前調査を行うつもりであるとして、次のように述べた。

然らば何故に、海外に出るを以て利ありとなすか、抑も経済の原則に於て、最も骨子たるものは、土地、労力、資本の三者なり、日本は人口余りありて土地足らず、故に海外に出で、殖民地を開くは、其大利たる言を待たず、但し之を為すには資本を有せざるべからず、是れ殖民事業を企てる者の困難とする所なり、左れども、今や東京の如き殖民熱大に起り、有志の士頻りに之が会社を創立せんとするの企てあり、余も榎本子爵等の熱心家と相図りたることあれば、此度は先づ東

⁸¹ NAT Ro.5 Bo 10/13

⁸² 『殖民協会報告』第1号、1893年4月15日、103頁、110頁。なお、1893年2月にタイから一時帰国した岩本千綱も同協会の会員に名を連ねた。

⁸³ 能田益貴『榎溪津田先生伝纂』津田静一先生二十五回忌追悼会、熊本、1933年、233-236頁

京に至りて、資本を集むる事に尽力する筈なり、然れども、資本を集むるは至難にあらず、人は利益に走るものなり、利益のある所、誰か資本を投ぜざらん、…左れども、事業は遣り様の如何に由りて成敗を決するものなり、仮令ひ有利の目的既に確立するものと雖も、之を為すの道宜しきを得ざる時は、遂に失敗を取らざるを得ず、故に余は先づ自ら彼地に赴きて之を探検し、而る後他人を誘導せんと欲す、成敗固より予め期すべからずと雖も、苟くも平昔「いつも」の志を行ふときは、敗るるも亦た悔るなし、兎に角余は海外に於て、一の日本を作る考なり、其国家重大の問題たることは、諸君の了解せられんことを望む所なり⁸⁴。

津田がこのように殖民（移民）事業の具体的な予定を述べたのは、既に岩本と合意が出来ていたからであろう。上記講演から、津田は自らタイを訪問する予定であったと思われるが、講演後間もなく1893年9月1日に旧藩主細川護久が薨去し、津田はフランス留学中の護久長男、護成の許に9月30日に派遣されることとなった。津田がフランスから帰国したのは94年1月22日である⁸⁵。このため、津田は取りあえず実弟の熊谷直亮（くまがい・なおすけ、1863-1920）をタイ移民準備調査に赴かせた。

岩本はバンコクに残って熊谷直亮を迎え、一方、石橋はタイ移民事業の賛同者、スポンサーの拡大の目的も兼ねて、93年11月には日本に一時帰国した⁸⁶。

1893年10月～11月に岩本、石橋が手分けして移民事業計画に本格的に着手したことは、次の朝日新聞記事からも判明する。

岩本氏等の暹羅事業 岩本千綱氏等が暹羅に於て土地を借受け植民事業を企つる由は去る九月二十三日の紙上にも記せしが同国政府の農商務大臣スリサク伯 [ブラヤー・スラサクモントリー] も大に之に賛成し同省にては盤谷府より旧都アユチア及び北方サラボリ [サラブリー] 迄メナン沿岸の地を貸下ぐることに成り猶其鞏固を図るため文部大臣と共に国王殿下に上奏して裁可を受る都合なりと因に記す同日の紙上に岩本氏等が東邦協会に書を寄せて江湖の義捐を需むる様記せしが右 [上] は取て広く江湖の義捐を需むる次第にはあらず特に協会に書を寄せたるに止まるとなり⁸⁷

熊谷直亮のタイ調査

熊谷直亮は、1893年12月8日にバンコクに到着し、岩本の住むパーサコーラウォン文部大臣邸に同宿、2ヶ月余在タイした。熊谷は熊本を基盤とした地方政党、国権党の猛者であり、10年前に中国留学の経験がある中国語の使い手であった。

熊谷は、1894年1月9日付バンコク発の「暹羅通信」において、ドイツから日本へ帰国途中、参謀本部が命じたタイ軍事視察のために93年12月に来タイした大迫尚道少佐 [1854-1934、鹿児島県士族、後陸軍大将] に随ってタイの軍隊を視察した感想、年末年始のバンコクの日本人の様子などを書き送った。たとえば、12月30日の日本人の忘年会について、

大日本同胞忘年会 暹羅国に当時 [現在] 在留の日本人は総員二十余人然れども多くは出稼醜業

⁸⁴ 同上『樸溪津田先生伝纂』343頁

⁸⁵ 同上『樸溪津田先生伝纂』25頁、及び『殖民協会報告』第10号、1894年2月17日、37頁

⁸⁶ 先に見たように、石橋禹三郎は1893年7月21日に長崎県で旅券下付を受けて、その旅券を同年11月22日に同県に返納しているので、同年11月20日頃には長崎に帰着したことになる。

⁸⁷ 『朝日新聞』1893年11月30日号

婦人にて真正に生活しつつある者は僅かに八人なり

十二月卅日余の寓居せる文部大臣邸に於て大日本同胞忘年会を開けり来会せる人々は島崎天民（東京府）伊藤義正〔金之助〕（岐阜県）山本安太郎（福嶋県）大山翠松（神奈川県）田山九一（愛媛県）佐々木寿太郎（三重県）岩本千綱（高知県）の七名にて島崎伊藤の二氏は彫刻師大山氏は画師にて此三人は美術家として一昨年来当文部省の聘する所たり又た佐々木田山の二氏は建築会社を興して当政府の用達を為し山本氏は文部省の雇員たり、唯だ岩本氏と余とは所謂ゆる孤剣単身の遠征子にして真の天竺浪人なり…

各々興に入り歌ふあり舞ふあり又た身の異域にあるを覚へざる計りなりし時に岩本氏は我物との賛歌を作りて曰く

「我物（わがもの）と思へば嬉れしシャム国、義気の重荷を肩にきて、遊歩に行けば冬の夜の、川風暑く鰐がなく、待つ身に長き風雲どき、ほんにやるせが無いわいな」⁸⁸

また、熊谷の94年2月3日付けのバンコクからの書簡を掲載した、九州日日新聞は、「熊谷鎮城〔直亮〕氏暹羅に在りて着々殖民の事業を計画し施設略ぼ緒に就く。頃日〔ちかごろ〕社員の許に寄せたる書簡は稍其の消息を語るものあり左に掲ぐ」と書き出している。熊谷の書簡は、94年1月21日にアユタヤに立ち寄ったことを述べた後、次のように記している。

尚々殖民事業に就ては已に魚屯潭〔パトゥムターニー〕より哀州〔アユタヤ〕を経て沙羅保利〔サラブリー〕に亘る湄南河の右岸土地豊穡水陸至便の地所二百里四方（ママ）を借受る事に農商務省と特約最早相整ひ条約書も已に殖民地第一駐留場と定めたる殺破塔〔サパトゥム〕より貂南〔パークナム〕迄の所は受取申候要するに暹羅の山河は頻りに日本人の渡航を相待ち居候⁸⁹

また、上記2月3日付け熊谷書簡を転載した、『殖民協会報告』は、次のように書き出している。

馬來半島及暹羅國へ移住の企図、本会〔殖民協会〕評議員津田静一氏は齊藤新嘉坡領事が馬來半島の土侯より譲受けたる土地及び熊谷直亮氏等の暹羅政府より借受けたる土地に移住民を送るの計画をなし 先づ百名を送る都合にて本会の手を経て該移民運賃割引を郵船会社に掛合ひ会社も快く之を承諾せるを以て 氏は愈々之が準備の為先月十九日〔1894年2月19日〕九州移民会社に向て出発せり⁹⁰

熊谷によれば94年2月初めには、バンコク北辺の地（ランシット地区からサラブリーに至る）の新規開発新田及びバンコク内のサパトゥム地区の入植試耕地（既耕作地）、即ち2カ所の借り入れについてタイ農商務省と話し合い、後者については条約書（農地貸借契約書）を受領したというのである。

日本における石橋と津田

日本国内でも、一時帰国した石橋禹三郎と津田静一（フランスの用務を終えて1894年1月22日

⁸⁸ 『九州日日新聞』（熊本）1894年2月2日号

⁸⁹ 『九州日日新聞』1894年2月25日号。『読売新聞』1894年3月3日号、『朝日新聞』1894年3月24日号も同一書簡を掲載

⁹⁰ 『殖民協会報告』第11号、1894年3月21日、73頁。なお、九州移民会社は1893年1月に津田静一らによって設立された（前掲『樸溪津田先生伝纂』25頁）。

に日本に帰着した)の間で、バンコクからの熊谷情報を基にしてタイ移民に関する協議が行われたことは、以下の記事で明らかであろう。例えば、読売新聞は、

暹羅植民策、此程大三輪長兵衛 [1835-1908、大阪の大実業家で朝鮮政府の顧問でもありアジアへの関心が深い人物]・津田静一の二氏暹羅政府より五千余町の土地を借区し五十万円の資本を投じて同国に一大植民地を開くことに相談一決したるに依り右 [上] 用事を帯び目下同国より帰朝中なりし石橋禹三郎氏は三月上旬大坂・熊本を歴て一先郷里平戸に帰省し直に再び暹羅に向け出発する筈なりと⁹¹

また、朝日新聞は、

暹羅植民事業、近時世間に風評ある暹羅植民事業の計画を聞くに其発端は前年暹羅仏国と兵を構へたりし当時暹羅軍に投ぜんとて同地に赴きたる肥前平戸の冒険家石橋禹三郎氏爾来同国文部大臣ピヤスリサク [パーサコーラウォンの誤り] 氏の邸に食客となり居り先頃同氏の囑託を受け石版及び勲章調製の注文を為さんとて本邦に帰り来りし序 (ついで) 大坂の大三輪長兵衛氏を訪ひ暹羅政府が竊 (ひそか) に日本人の移住を希望し日本人にして植民せば数百町歩の水田を百年以内無料にて貸与せん意ありと告しにぞ大三輪氏之を佐々友房氏に伝へ氏は更に之を熊本の津田静一氏 (元九州学院長) に語りたるに津田氏は昨年旧藩主の家事に付欧州に赴きたる帰途新嘉坡に於て東亜巡回中の大迫 [尚道] 大尉 (ママ) に会し暹羅の国情に就て詳に聞く所ありて心私 (ひそか) に同国に植民の事を思ひたちつつ在りし折柄とて大に喜び直に大三輪佐々二氏に謀り出京の上石橋氏を訪ひ種々談合の末石橋氏よりピヤスリサク [プレイヤー・スラサックモントリー] 氏に数回郵書を以て問合せをなし愈よ二百十六町歩の水田を八十年間無料にて貸与すべしとの返答を得たるに就き津田氏は断然意を決し先づ実地の調査をなさんとて志気の堅固なる老練の農業者 (相当の資産を有し自費にて渡航するもの十名及び医師一名) と共に来五月暹羅に向て郷里を發することとし既に其準備に取掛れり又石橋氏は予め之をピヤスリサク氏に報じ自身は客月已に石版勲章買入等の用向を果し今は郷里平戸に帰り居れど近日出発し彼地に於て津田氏の一行を迎ふる準備を整へ置かん約束なりと云ふ⁹²

なお、津田静一のタイ移民への関心は、既に 93 年 12 月初めに実弟の熊谷直亮をタイ調査に送っていることから見て、94 年 2 月の石橋との面会によって初めて生じたものとは言えない。しかし、石橋の訪問によって津田静一のタイ移民実行の意が固まったことは間違いない。94 年 4 月 10 日に日本を發つて再びタイに向かった石橋禹三郎は、友人の郡島忠次郎に次の手紙を出している。

[一時帰国した石橋は]、熊本の津田静一、宮崎寅蔵⁹³等を訪ふて志を語り、暹羅植民事業に関する意見を交換した後、慨然として单身渡暹の途に上つた。時に明治二十七年四月十日である。彼

⁹¹ 『読売新聞』1894 年 3 月 3 日号

⁹² 『朝日新聞』1894 年 3 月 15 日号

⁹³ 石橋が 94 年初に宮崎寅蔵 (滔天) を訪ねた事実はない。滔天は「亡友録/石橋禹三郎君」において、95 年 10 月のバンコクでの石橋との初対面の様子を詳しく述べている (宮崎龍介・小野川秀美編『宮崎滔天全集 第二巻』平凡社、1971 年、545 頁)。なお、同頁に、滔天は渡タイ前に日本で、岩本の同志の某農学士から石橋の近況を聞いたことを記しているが、解説者は、この某農学士とは前田正名であると注記している。しかし、岩本の当時の交友関係から考えると、某農学士とは 95 年 2 月にバンコクで岩本とともに暹羅植民会社を立ち上げ、商品買付のために日本に帰国していた理学士大谷津直麿のことであろう。

が渡暹に先ち在上海の友人郡島忠次郎〔福岡県糟屋郡篠栗村出身〕に寄せた同年三月十一日附の書面は最もよくその志を物語つてゐる。その書面に曰く。

今回の殖民計画は肥後の津田静一氏、大阪の大三輪長兵衛氏等に依り実行することに相成、着々歩を進むるの心算に御座候間乍憚御放念奉願上候

小生の暹羅国に対する意見は

- 一、殖民事業を拡張して日本的潜勢力を作る事
- 二、政府部内に日本人を入るる事
- 三、鉄道株を買占むる事
- 四、馬來半島を買入るる事

右〔上〕は暹羅に対する不親切の様なれども我党の目的は白人と中央亜細亜に敏腕を争ふにあれば、事苟も東洋の安危に関するものなり。依て以上の四ヶ条を実行することを期す。

小生は昨日当地に参り明日熊本に行き、夫れより大阪に出で要事終つて直ちに暹羅に行く筈に御座候。荒尾〔精〕先生は小生が大阪に在る時東京に在り、小生東京に行けば先生大阪に走る、仍て面会せず。根津〔一〕先生には三四回面会せり。白岩、成田、山内等大兄の紹介を受けたる諸君に宜敷御伝言被下度候。後便は多分暹羅よりならん。君が健康を祈る。先は匆々不備。

明治二十七年三月十一日 長崎客舎

石橋禹三郎 敬白』

彼〔石橋〕が渡暹の途中上海に達したる時は既に用意の旅費尽きて、当時上海の日清貿易研究所付属の商品陳列所にて実務修習中であつた郡島忠次郎の助力を求め、同地よりデッキパッセンジャーとして支那の苦力と伍しつつ盤谷に赴いた⁹⁴。

宮崎滔天「暹羅殖民始末」の誤り

1890年代半ばにおける日本人のタイ移民（暹羅殖民）事業の経緯を、ある程度詳しく記述したものととしては、本稿「初めに」に書いたように宮崎滔天（寅藏、1871-1922）が南蛮鉄の筆名で、『国民新聞』の1897年7月24日号から8月4日号まで8回に分けて連載した「暹羅殖民始末」が唯一存在するだけであり、この外の印刷物は「暹羅殖民始末」から借用しているに過ぎない。宮崎滔天が暹羅殖民失敗の歴史である「暹羅殖民始末」を書いたのは、最終的にタイから帰国した1896年6月から1年余を経た時点である。

「暹羅殖民始末」は、タイへの第1次移民として、1894年末に岩本千綱が率いた山口県の30名（宮崎は32名と記す）、第2次として1895年10月に宮崎滔天自身が連れてきた熊本県の20名に先立つ、1894年（宮崎は1893年と誤記）6月の津田静一のタイ移民計画が実現間際で頓挫したことを残念がっている。

それによれば、タイ仏事件に刺激されて渡タイした岩本千綱と石橋禹三郎は、間もなく日本人のタイへの農業移民を企画した。タイ政府の農業及び土地部門の責任者であるスラサックモンتری農商

⁹⁴ 葛生能久『東亜先覚志士記伝、下巻』黒龍会出版部、1936年、47-48頁、なお大迫尚道の帰国は94年6月初めになったようである。

務大臣は、兩人に「皇太子チャウファ親王 [チャオ・ファー・ワチルナヒット] の御料地サツパトム [サパトゥム] に移民耕作の試験をなし、事業拡張するに従ひ北方サラボリ [サラブリー] 方面十里四方の地を以て大殖民の基礎となす可し」とアドバイスをするとともに、サパトゥムの 250 余町歩の借地を斡旋した。即ち、スラサックモントリー大臣は、まず当時のバンコクの東部郊外に位置したサパトゥムで試作をした後、シヤム運河用水路掘削会社の新田開発地に入植するように勧めたことになる。

サパトゥムは、今日でもワット・サパトゥム (サイアム・パラゴンとセントラル・ワールドの間にある寺院) やワン・サパトゥム御殿として、その名を残している。

1894 年当時、サパトゥムと称された区域は、上記を含む相当に広大な地域であったようで、齊藤幹『暹羅国出張取調報告書』(外務省通商局第二課, 1894 年 9 月 20 日) の 34 頁は、「サツパツーム [サパトゥム] は盤谷より南南東に向ひパークナム [パークナム] に赴く鉄道線路に沿ひたる両面の地を総称す 茲にサツパツーム停車場あり四面既開の水田にして東南面は少距離を隔て湄南河に接し 東北面は一望既開の水田たり 総地面の情況は齊藤幹が一応望視したるところにては水田八分を占め小樹林其二分を占む 此小樹林は即ち農民の生息するところにして茅屋諸所に出没す」と記している。

現在のフアラムポーン駅玄関前近くを起点として、パークナム [サムット・プラカーン] に至る鉄道 (1893 年 4 月 11 日 5 世王が⁹⁵開通式⁹⁵) が、現在のラーマ 4 世通を走っていた。この鉄道のチャオプラーヤ河側 (東南面) と現チュラーロンコーン大学やルンピニ公園側 (東北面) の両面を、サパトゥムと称し、既墾の水田と農家が点在する純農村地帯であった。現在はバンコクの中心部となっている。

岩本と石橋は、サパトゥム試作田に入れる移民の調達を海外移民に熱心な津田静一に期待した。宮崎の「暹羅殖民始末」は次のように記している。

明治廿五年 [正しくは 26 年] 十二月 [正しくは 11 月], 石橋禹三郎氏は其準備員として暹羅を發して帰朝せり。同氏は帰朝後幾多の経営を経て、終に肥後の津田静一氏, 大阪の大三輪長兵衛氏に面して暹羅殖民の希望を説くのを得たり。津田氏は夙に欧米の山川を踏破し東洋の友邦を視察して世界の趨勢は遂に人種競争の方面に帰着するを看破し、而して我日本をして此の人種競争場裡に立たしめんには、海外殖民を以て第一の急務と信じ、殖民の事を以て自家の天職と自任せるの人なり。是を以て氏は言論に實際に其所任を貫かんと企図せること十年一日の如し。乃ち暹羅に於ても、是れより先き已に氏の実弟熊谷直亮氏をして其実情を視察せしめたるを以て、石橋氏の希望は直に同氏の容るる所となり、氏は先づ三十名の農夫を率ひて一年間の農事試験をなし、其結果を見て暹羅殖民の大方針を定めんと決し、廿六年 [正しくは 27 年] 六月を期し同氏自ら移住試民を引率して渡暹せらる可きの約整ふたれば、石橋氏は暹羅殖民の爲めに適當なる統領を得たるを喜び、植民地に於ける諸種の準備を整へ、津田氏の来着を待ち受けんが爲めに先發して再び暹羅に入れり。

石橋氏の再び暹羅に入るや、岩本氏を始め同志暹羅建築会社員佐々木寿太郎氏及暹羅語学生山本安太郎の諸氏と共に諸般の準備に力を尽し、津田氏来暹の期日即ち六月初旬には万事略ぼ整頓

⁹⁵ 『タイ官報 第 10 卷』 17-18 頁, 1893 年 4 月 16 日号

に帰したれば、津田氏に書を寄せて何時入暹するも差支へざる旨を報じたり。津田氏よりは事情に依りて渡暹の期猶七、八ヶ月延引す可き旨の返答を得て之をスリサック〔スラサック〕侯に通じ、猶ほ諸氏相議して岩本氏をして行て津田氏の準備を助けしむることに決し、茲に岩本氏は其任務を帯びて行李匆々帰朝の途に就くこととはなりたり。

岩本氏の帰朝するや、津田氏の郷里なる熊本に行かず、直ちに神戸に到りて別に移民の募集に着手し敢て津田氏と相関せざるものの如く、唯自家神戸に於ける運動の模様を報ずる而已にして、絶て津田氏を消息を伝ふることなし。在暹の諸氏は於是猶津田氏に書を寄せて其近状を尋ねたるに、同氏は愈々一身を此業に委せんが為めに一家の処置と強固なる準備を要するを以て、猶多少の時日を遷延す可し、国家の為に忍耐我慢す可しと云ふの意を以て答へたれば、在暹の諸氏亦大に心を安んじて、唯時日の回轉を樂み津田氏入暹の期の来るを待望せり。

翌二十七年四月の交に至り、津田氏は愈々其準備も整ひ渡暹の期正に遠からざるに至り、此れを在暹の諸氏に報ず。諸氏亦成效の近きあるを喜び大事愈々其緒を開けんとす。時なる哉命なる哉、朝鮮の変乱は延ひて日清の衝突となり、戦雲將に東洋の天地を掩はんとす。壯士は切りに劍を磨し兵馬は盛に荒原に嘶（いなな）く。此の時に当つて九州の各地義勇団の組織あり。熊本の壯士亦国難に際して人後に落つるを恥ぢ、奮つて私に義勇奉公の団体を作る。而して人皆津田氏を推して是れが統領たらんことを乞ふ。津田氏辞すること再三、衆聴かず。氏終に統領の任に就く。爾来氏国難に処して寧日なく、続ひて朝鮮行となり、暹羅殖民の事茲に氏の手を離れざる可からざるに至る。是れ実に暹羅殖民事業に取つては一大不幸の出来事と云ふ可し。若し此変動なく、津田氏の熱心と経験ある手腕をして、業（すで）に暹羅殖民の事に従はしむること得たらんには、今や已に幾千の農夫を移住せしめて、暹羅の平原に日本村を作り、以て暹羅に於ける日本の勢力を進め、併せて同国の英傑スリサック侯をして愁眉を開かしめたるを得べかりしに、天未だ暹羅に幸せず、国難を起して津田氏の暹羅行を止む、惜む可き哉。

岩本氏は神戸或は東京に於て暹羅殖民の事に就き多少の運動を試みしと雖も、当時日清の戦争正に耐なるの時にして一人の殖民の事に耳を貸すものなく、止むことを得ず三十二名の移民を山口県に募り、二十八年一月渡暹の途に就けり。

岩本氏三十二名（ママ）の移民を引率して盤谷に入るや、同志の士は皆殖民事業の愈々其実行を見るに至らんとするを喜び、相勇んで移民をサツパトムの耕作地に移する準備を努めたり⁹⁶（句点筆者追加）。

宮崎がタイに関わったのは、1895年10月以後であり、その前年に生じた津田静一のタイ殖民計画不成就の経緯については、石橋や岩本などから聞いた話に基づいている。上に引用した部分の記述は、執筆時から僅かに3-4年前の出来事を記述しているにも拘わらず、大きな誤りがある。とりわけ、石橋のタイからの一時帰国を実際よりも1年早い明治25年（1892年）12月としたことが宮崎の誤解の第一歩である。その結果、津田の来タイ予定時期を26年6月としてしまった。石橋が始めて来タイしたのは、明治26年前半にタイ仏事件が生じた後の26年8月末のことである。まだタイに着いていない25年12月に、タイを發つて日本に一時帰国することなどできる筈はないのである。

⁹⁶ 『国民新聞』1897年7月25日号及び27日号

津田の来タイ予定は当初から変更されることなく27年6~7月ごろの1回のみであったが、宮崎はその1年前を津田の最初の来タイ予定日だと誤解してしまったために、いつまでも来ない津田の手助けのために岩本を帰国させたが、岩本は津田を訪ねなかったとか、岩本離タイ後タイに残った石橋らが津田に直接問い合わせ、津田から遷延の返事を得たであるとか、といった創作で辻褄を合わせている。

更に、重大な間違いは、津田が暹羅殖民を諦めたのは、日清戦争への彼のコミットメントの所為であると書いていることである。「天未だ暹羅に幸せず、国難〔日清戦争〕を起して津田氏の暹羅行を止む、惜む可き哉」と事実無根の話に、大袈裟な慨歎をしている。

後述する津田静一自身の佐々友房宛手紙から、実際に朝鮮半島で日清間に軍事衝突が生じたのちも、津田は2-3年の予定で単身暹羅殖民調査に出発することを熱望して金策に明け暮れていたことは明瞭である。

津田静一の訪タイ中止の真相

筆者の調査結果に基づいて津田の来タイ中止の経緯の概要を記せば次のようになる。

明治廿六年（1893年）末、津田の実弟熊谷直亮が来タイして、岩本千綱の助力を得てサパトゥム入植試耕地貸借の契約書を取得した。その前に、一時帰国した石橋禹三郎は、津田や大三輪長兵衛を訪ねてタイ殖民を説き、94年2-3月頃には津田の合意を得た。津田は、サパトゥムでまず試験的に稲作をするために数十人の農夫を引率して渡タイする準備に着手した。ところが、元来資産家ではない津田が、この事業を行うには出資者を募るか、借金するか、あるいは公的機関の資金援助に頼る必要があった。しかし、津田の金策はどの方法でも成功しなかった。

津田の渡タイを妨げ、金策にもマイナスの影響を与えたもう一つの障碍は、稲垣満次郎の反対運動であった。稲垣は新嘉坡領事の斉藤幹とともに94年3月31日に訪タイしたばかりであり事情に通じていた⁹⁷。稲垣は津田とは殖民協会の評議員仲間であるが、訪タイ後、岩本千綱は信用できない人物であるとして、岩本の殖民計画の口車に乗せられる危険を戒める手紙を、4回に渡って津田に送った。それだけではなく、稲垣のパトロンの存在であった松方正義（1835-1924、総理大臣二回歴任、当時伯爵）に津田の軽挙への憂慮を訴えた。松方は津田の先輩である安場保和（1835-1899、熊本藩士出身、福島・愛知・福岡各県令県知事 元老院議員 北海道長官 貴族院議員 男爵）を通じて注意するように促した。また、殖民協会会長の榎本武揚（1836-1908、子爵、当時農商務大臣）も津田のタイ殖民は成功の可能性が低いとして慎重さを求めた。

94年6月末には、津田の渡タイ殖民計画の金策は完全に行き詰まった。その一月前の5月頃には津田に渡タイを催促する手紙を出した岩本千綱も、津田を見限った。同年6月末タイを発った岩本は神戸を拠点として、自力での移民募集に方針を変更した。

次に、上記概要の根拠となる資料を詳細に見てみよう。その資料とは、津田静一が同郷の衆議院議員の佐々友房（1854-1906）に宛てた手紙である。津田と佐々は、ともに熊本県土族の教育者であり、政治的な同志であるだけでなく、炭坑や殖民事業への投資・経営も共に謀る親しい間柄であったようで、国会図書館憲政資料室所蔵の「佐々友房関係文書」中に、津田から佐々に宛てた、多数の書簡

⁹⁷ バンコクで岩本千綱にも会ったものと思われる。

が残されている。

まず、津田の佐々宛書簡から、津田の実弟熊谷直亮が岩本千綱の援助で獲得したというサパトゥムの農地貸借契約書なるものと、津田のタイ殖民計画との関係を見てみたい。

前述のように1894年2月3日付で熊谷直亮は「条約書〔農地貸借契約書〕も已に殖民地第一駐留場と定めたる殺破塔〔サパトゥム〕より貂南〔パークナム〕迄の所は受取申候」という便りを日本の複数の新聞社に送ったことを紹介した。

しかし、奇妙にも、その契約書なるものを、津田は終に目にすることができなかつたようである。

1894年5月31日付の津田から佐々宛書簡の追伸（6月1日付）に、津田はタイ政府雇いの画工大山兼吉（翠松）が香港の東洋館から5月24日付で郵送して来た手紙をそのまま書き写している。それは、熊谷が大山からの借金の形に渡した免状（農地貸借契約書）を大山が一時帰国して在京中に新橋の江木写真館に預けたので、津田が弟熊谷の借金を払って請け出して欲しいという内容である。

事もあるうに、熊谷は訪タイの最大の成果である筈のタイ政府からの免状（農地貸借契約書）等を担保として、大山からバンコクで借金したのである。熊谷がその金を何に使ったかの資料は存在しない。多分、渡タイ関係の必要経費以外であったことは間違いないであろう。

熊谷はタイに行く前から既に「酒色のとりことなつた。度々差押えを喰う羽目となり、そのたびに兄津田静一のところに無心に行った」⁹⁸という有様であったからである。

弟思いの津田は、弟をバンコクに殖民事業の事前調査に送り、更にはタイの新天地で殖民に従事させて更生させようと考えていたのかも知れない。

津田は、大山の手紙を書き写した後、続いて、次のように書いている。

生〔津田〕は大山に対して最初より熊谷の不義理は誠に懇謝するの外無之 併し生に取りては是迄熊谷の爲めには充分世話も致し及ぶ丈の義務は相尽居候末に付最早何分力に及び不申依て其負債弁償は引受兼申候 尤も生も目下殖民事業を目的とし不日暹羅へも渡航の積なれば必ず該地に於て御面会可申其茲に至れば生が大山に対し尽くすべき義務は相尽可申候云々と答書仕出置きたり 然るに前文書〔大山の香港からの手紙〕中に殖民の免状及び○（ママ）状は江木方に預置云々と有之候は定めて該書類は熊谷持参の物にて該書類なくしては生の出発六ヶ敷是非之を受出に相違なきものと想像し此品抵当の姿にて江木より借金し自分〔大山〕出発せしにはあらざるか然れども生は殖民を為すには如是真偽も分らぬ書類を当てに着手は不仕 愈々となれば自分は別に暹羅政府と直接に談判したる上ならでは浮〔うか〕りとは仕掛り不申覚悟なれば右〔上〕の書類は生に対しては何の効能もなかるべきも其品なくしては何時迄も熊谷の帰暹出来兼可申且つ該約定の結末付かざるに熊谷の実兄たる生より更に土地の約定すると申す事甚だ都合あしく事毎に妨害を受け困却の至に御座候此れは貴耳に達したりとて無益の事なれども御念の爲め一寸書添置候也（国会図書館憲政資料室「佐々友房文書」文書番号 64-26）。

津田は弟熊谷直亮のタイ調査の成果を当てにせず、1893年8月の発言通り、自らタイに調査に行く決意を示した。

さて、津田から佐々に宛てた手紙のうち、暹羅殖民のことが書かれている最初のもは、1894年

⁹⁸ 阪田幸之助「鉄城熊谷直亮の片影」、『日本談義』（熊本市）1970年3月号、53頁。熊谷直亮は、タイから帰国後94年9月陸軍通訳官に雇用され清国遼東に出征、95年8月からは台湾総督府に勤務した（前掲『樸溪津田先生伝纂』102-103頁）。

5月22日付けの次の書簡である。

閣臣弾劾上奏案の敗は吾党千載の遺恨なり…高橋〔長秋、1858-1929 熊本土族、明治-大正時代の実業家で大阪百三十銀行副頭取、肥後銀行頭取などをへて熊本電気を創立〕も昨日着熊之電報有之候当分彼の炭山の件及び小生の運動費一条に付御相談致したるべく目下鼓螺交々起り干戈相接するの際に於て数千里外拓殖の事に迄貴慮相煩候は誠に心外の次第に候へども是亦吾党将来の大事業に付何卒一挙手一投足の労を御取り被下度願上候…

小生出発も愈々七月初旬よりの処に決定唯今専ら人と金との募集に奔走中にて此頃天草へ出張御領村の山崎順七へ五百円の借金相談に及置候処若し其承諾を得候はば借用人には小生相成候へ共保証人には大兄〔佐々〕高橋大谷の御三名を御依頼致度大谷は最初より好んで此事を勧誘せし位の都合ゆえ無論連署は異議無之甚だ御難題ながら大兄にも御一判被成下度〔なしくだされたく〕願上候唯今の処にては人員は最早農夫丈は容易に相揃可申く此上は運動費の一点に相成申候

岩本千綱よりも細簡到来頻りに小生等の渡暹を相待居候模様に見見え右〔上〕の都合なれば石橋よりの相談に決して異議有之間敷推考仕候

尤も過日来稲垣満次郎よりも暹羅及香港より数度の来信有之候彼此の書状参照して該地の事情大略相分り此上は新嘉坡領事齋藤幹の来信を一見したる上詳細の手配相定め可申候齋藤は此程一ヶ月間余暹羅にありて該地の実況を取調べ頗る事情に通達せしものと被察候間其報告は大に参考に相成申候

此激戦中に如何しく候へ共少しく間隙も有之候はば自由党と御交渉の上彼の移民保護（地方税を以て）の一件はよろしく御尽力被下度渴望仕候

先は要用迄如此御座候頓首

五月廿二日夜 静一

友房様楯下」（前掲「佐々友房文書」文書番号 64-25）。

この書簡から次のようなことが判明する。即ち、タイ殖民計画は、津田一人の事業ではなく、佐々友房、高橋長秋ら熊本の同志たち（吾党）との共同事業であること。7月初旬にタイに出発する予定で、引率する農夫および渡航費用の金策に奔走しているが、農夫を揃えることは簡単だが、渡航費用等（運動費）は借金を申し込み中であり、もし借金ができた場合には佐々等にも保証人になって欲しいこと。岩本千綱からも渡暹を切望するという手紙が届いたので、岩本と石橋禹三郎の考えは一致していることが確認できたこと。3月末に訪タイした稲垣満次郎がバンコクと香港で書いた書簡も到来し、あとは同時期に訪タイした齋藤幹の報告来信を待っていること。衆議院議員である佐々は自由党側と交渉して、政府が移民保護に資金を出す制度を成立させて欲しいこと、である。

続いて、津田は、5月31日付の佐々宛書簡に次のように書いている。

拝啓高橋〔長秋〕より数回の細簡到来同人も折角病人をも差置上京運動致候処炭山〔借金して炭坑開発のために山林を購入したが、その利子の工面と思われる〕殖民の両件共悉く思ふ様に相運兼廿八日より悄然として帰坂せし由誠に残念の至に御座候此上は炭山に付ては本月の利払中々困難に可有之候又殖民の方も大三輪の方にては相調不申では実に他に考案も想付不申候高橋も必ず何か研究中には可有之候へ共未だ何等の模様も報知し来らず生も此場に臨み最早中止すべきの時機に無之是非共七月よりは三四名丈にては出発せざれば世間に面目を失し可申何卒一臂の御助力

を仰申候尤も当地にては大谷株のお世話氣に成り五百円丈は生が為めに工夫するとて目下周旋中には候へ共例の通り金銭の事は手に握らざれば安心出来難く今以天草より帰熊せざれば（今夕帰熊の由）何とも相分不申候議会の都合も変な事に相成益々御苦心の可有之候彼の自由党の井上侯攻撃の如き其心情の卑劣なる実に可憎の至にて近來の光景中に想像の所及に無之候乗筏浮海の念愈々鬱勃たるを覚ふるのみに御座候今度の如き景況にては一寸相願置候地方税費目の中に移民費を増加云々の件は迎も閉会迄に御提出六ヶ敷かるべく責めて該件にても通過致居候はば後來多少の便利を得可申に此事如何哉と憂慮〇〇〔二字読めず〕申候

高橋の来信には稲垣〔満次郎〕より暹羅殖民の事に付何か松方〔正義〕侯迄申告せしと有之候如何の意見なるや承知致度該書状御写取出来候はば一見相願度候尤も生の方へは盤谷香港上海⁹⁹より前後四回の通信有之候総て東京にて聞きし如く牡丹餅が棚から落る様の事は無之。岩本〔千綱〕等の云ふ所は容易に信を措き難し。齊藤〔幹〕領事の報告を一読せよ。先づ生単身該地に渡航し実地の調査を遂げたる上に農夫を送れ等の主意に有之候而して齊藤領事が暹羅の農商務次官と問答の筆記を読むに今度岩本等の借用せりと唱ふるサップトゥム〔サパトゥム〕の官有地は岩本等は随分永代借地の約束にて貳百六拾町歩を悉皆借受る事出来ると云ふも齊藤の聞く処によれば普通の約束は一兩年間長くても十年間位にあらざれば貸与し難し且或部分を人員に依りて貸与する迄にて決て始より全部を貸すにあらざると答へたりと云ひ其辺に少々差違有之候へ共齊藤の間は公務上の事なれば彼よりも表面の答をなし岩本の方は私交上の話ゆえ都合によりては十年を経過せし後は更に継続するも差支なし又渡來人民多数ならば全部を貸すも差支なし位に言ひたるにはあらざるか此等の事は熊谷持参の契約書〔熊谷が大山に借金の担保として渡してしまつたサパトゥム農地貸借契約書〕に明記しあるべく候へ共それとても未だ真偽を判じ難く或は岩本等始め欺かれ居るやも難料確實の事は自ら其地に至り調査するにあらざれば安心難致併し土地の事に至ては迎も農夫数名をして一ヶ年間は試耕せしめざれば善悪の見込相付兼可申候何等の国に於ても生〔津田〕壹人の探検は差して効能有之間敷間一考仕候併し出発前に是非共齊藤領事の報告は一見致度と存じ過日新嘉坡の方へ照会に及置候へ共十日頃迄にあらざれば回答接手覚束なく依て若し誰ぞ懇意の人が有之候はば外務省移民課長〔通商局長〕原敬へ該報告書を請はせ其要領丈を御知せ被下間敷哉此事は生に取りては大關係の要件に御座候（前掲「佐々友房文書」文書番号64-26）。

上記書簡の内容は次の点であろう。津田はタイ殖民計画を公言しているの、面子上からもタイ殖民を止めるわけにはいかないが、それに先立つ渡航費用の工面に苦勞していること。資金源としても期待した、大三輪長兵衛はタイ殖民計画に乗らなかつたこと。渡航予定農夫の人数は既に数十人規模ではなく数人に減少させたが、彼らに1年間の試耕をさせたいこと。訪暹した稲垣満次郎から4回に

⁹⁹ 稲垣は1894年6月に上海で大隈重信宛に「南征秘談」と題した、タイとの間の通商航海条約締結の提言書を作成している（早稲田大学図書館イ14A0770）。同一内容の文書は、1895年11月に東邦協会（会頭副島種臣、幹事長稲垣満次郎）が「日暹兩國修好通商条約訂結の議」を伊藤博文内閣総理大臣に建議した際に建議書に添付された（『東邦協会会報』第16号、1895年11月28日、1-6頁、及び『伊藤博文文書 第111巻 秘書類纂 外交2』ゆまに書房、2014年、445-521頁）。稲垣は1894年4月にタイで外交關係の要人と面談後、香港、上海と移動し、同年6月には未だ帰国していなかつたことが判る。なお、既に見たように岩本千綱は稲垣に先立ち、93年9月に陸奥宗光外務大臣宛にタイとの間の通商条約締結、領事館設置の必要を説いた意見書を送った（『朝日新聞』1893年9月23日号）というが、岩本の意見書は未見である。

渡り、暹羅殖民には慎重を要するという主旨の手紙が来たこと。サパトゥムの借地契約の内容は岩本千綱の調書と斉藤幹領事の暹羅農商務次官〔プラ・プラチャーチープポリバーン〕への質問に対する回答の間で乖離が大きく、岩本調書には永代借地の如く書かれているが、斉藤領事への回答では長くても10年が限度、1～2年で終わる可能性もあるというもので、その真偽は自分で現地に赴き調査するしかないこと等々。

斉藤幹の暹羅国出張取調報告書は、サパトゥム地域は、既に開墾された水田地帯であると記しており、借地予定の土地も皇太子名義の土地とはいえ、小作人が耕作している土地に違いないから、日本人に貸与する場合の条件も小作契約と大差ないものになると考えるのが常識的であろう。

その後1894年6月5日付で津田は次の佐々宛書簡を出した。

生〔津田〕が殖民の計画も将さに成就せんとするに方り稲垣満次郎より数回の書状到来頻りに憂慮の意を報じ来り且つ榎本子〔爵〕よりも斉藤新嘉坡より外務省へ私信の写を添へてサツパトゥム〔サパトゥム〕官有地の殖民に適せざること岩本の信用し難きことを説き生の出発を止め強て渡暹するならば生単身にて往けと申来りたり就ては生に於ては進退維谷〔これきわまる〕の域に陥り頗る困却を極申候 生の考にては岩本等の言ふ所固より一に信じ難しと雖も斉藤等の観察も重に視線を岩本の身上に注ぎたるより暹羅全体に関しては或は精密の視察相届ざりたる処あるやも難く其等の事に付ては数日前東京に帰着せし大迫〔尚道〕砲兵少佐の考案大に取るべきもの可有之と存候間御繁忙中には候へ共何卒一日同氏を御訪問の上篤斗御話合被下度尤も同氏は軍人にて重に兵事上の点に注目せしものには有之候へども全体の国勢には頗る精通し居且つ岩本の事もよく存居候へば大に都合よろしく但殖民に関しては前の調査とては無之岩本等の調べを信じ居る哉難料候へ共該調書と今度斉藤領事が農商務次官と問答の筆記を比較するに段々相違の廉有之其事岩本を疑ふの眼にて見候へば非常の差違の如くなれども冷眼且内情迄も洞察して之を見れば決してそれ程の差別は無之況や生が今度の挙は該調書を根拠として思立の義にあらざること今春已に調書は信ずるに足らず殖民の成否は生の人物如何に存すと申せしによりても御承知相成るべく生は只大体の観察上より着手する迄にて他人の調書は余り当には致し不申候右〔上〕の如き事情なれば生の胸算には全く一の頓挫を来し候是共農夫を連越さんと云ふも外務省に於て必ず故障可有之候不得已単身又は兩三名位の同伴にて出発せざるを得ず何も不日高橋帰県の上相談の積に御座候〔下略、内容は、福岡県の山林取得に関する手続きの相談〕

六月五日 静一

友房様

二伸 未だ御胸算も相定ず可申候へ共何時頃迄に御帰熊相成候哉一寸御知せ被下度候也（前掲「佐々友房文書」文書番号64-27）。

上記書簡の主旨は次のようなものであろう。即ち、稲垣の外にも、斉藤幹領事の報告を目にした榎本武揚子爵からもサパトゥムの農地は殖民計画には不適なこと、岩本千綱は信用できないという注意が津田に届けられた。しかし、彼等は主として岩本不信から、タイ殖民不適の意見を発しているだけであり、タイの実情が殖民に不適なのかどうかは十分には検討していない。同志の佐々は、フィリピン調査を終え最近東京に帰って来た大迫尚道砲兵少佐を訪ねて見解を聞いて欲しい。大迫は、93年末にタイ視察をしてタイ事情に通じているし、タイで岩本千綱や熊谷直亮にも会っている。

(1893年12月のタイ調査後大迫はシンガポールに戻ったが、同地で津田は大迫からタイ情報を得ている。)津田も、岩本のタイ殖民に関する調書を全面的に信じているわけではないが、津田自身の一般的な観察からタイ殖民は成功の可能性があると思う。しかし、移民保護令(1894年4月13日付の官報で公布された勅令第42号、移民保護規則)が施行されている今日、多数の農夫を暹羅に移民させることは、斎藤幹等の意見もあり外務省等の許可は得られそうもないので、まずは数人で行くつもりである。それにしても、先立つ資金が必要なので高橋が熊本に帰ったのち相談したい。

タイ殖民事業を共にする同志と津田が考えていた佐々は、有力者の意見に従い同事業から手を引く決意を、6月7日付の次の書簡で津田に伝えた

六月七日附佐々友房氏来状摘録。(上略)扱[さて]暹国行之件に付一之障害は稲垣氏之通信なり松方伯[松方正義伯爵]は安場氏[安場保和]迄榎本子[榎本武揚子爵]は井上毅氏迄各々伝言有之切に大兄之事を危み居られ候由就ては生[佐々友房]は少々異なる考も起り申候云々(下略)¹⁰⁰。

それでも津田は暹羅殖民を諦めず、6月20日付で佐々に次の書簡を出した。

[前略]朝鮮の事は京城を守り仁川を占め其間の連絡線を取り我軍威を揚げたるの一点は流石我國の軍備上の進歩を現したるものにて拍手呼快の外無之是迄の運動は上出来なりし候然るに唯憂ふる処は彼の李鴻章袁世凱の老練才幹あるものと我が伊藤[博文首相]大鳥[圭介朝鮮公使]の柔弱老朽なるを比較するときは仮令軍略上にては幾分の勝を制するも政略上に於て或は鼻毛を抜かれ或はゴマカサレするときは後日に至りて意外の恥辱を加るに到り可申今より杞憂に堪え不申候御意見如何

生[津田]渡暹の事は他の事は最早悉皆準備相整候へ共肝腎の運動費一も相調不申今夕高橋と出会話合見可申候へども同人よりは已に落胆の書面も参り居候事なれば中々望少く困却の至に御座候尤も一昨夜松平氏迄は伝言仕置候間同氏よりも御聞可相成候が此上は榎本子爵等の注意も有之たる末に付先づ農夫同行は相止め単身旅行位に致し一応馬來暹羅等の地に赴き充分実地の調査経験を積み其上にて着手することに致し度相考申候就ては其運に致候へば迎も借金杯しては都合あしく矢張遺棄仕ても差支へざる金を携帯せざれば甚だ不自由の次第に付彼の公山弗擾的の手段に抛り参謀部か内閣の中より云々の事は出来申間敷哉委細松平氏より御聞取の上若し御同意ならば高嶋[高嶋 鞆之助子爵 1844-1916]榎本[武揚]等の諸子へでも御相談の上両三年間を維持する丈の御世話相叶間敷哉生は決して多額を要する訳には無之一ヶ年の処八百乃至壹千円も有之候はば充分に可有之候生が殖民の企も最早大分世間に音高く相成此際に至り出発出来兼候はば大に面目を失候次第に付何卒御一考の上御助力被下度懇祈仕候[筆者下略]

六月廿日 静一

友房様(前掲「佐々友房文書」文書番号64-30)。

上記書簡から、津田は朝鮮半島で日清の戦端が開かれた後も、2~3年の予定で単身馬來・暹羅に殖民調査に行くつもりであったことが判る。しかし、資金の目途が全く立たず、参謀本部か内閣の機密費に期待をかけ、佐々に獲得のため助力を依頼した。

¹⁰⁰ 前掲『榎溪津田先生伝纂』16頁

以上より津田は日清戦争のため関心をタイ殖民から朝鮮に移したという、宮崎滔天著「暹羅殖民始末」の説明は間違いであることは明らかである。津田は榎本の忠告に従い農民の同行は止めることにしたが、今までタイ殖民を唱えた面子もあり何としても単身でもタイに行く必要を感じた。しかし結局、最後の希望であった機密費を得ることができず、資金がないためタイ行きは中止となった。津田は金策に失敗してタイに行くことができなかったのである。ところが、好都合にも日清戦争が生じたので、彼は在タイの人々には渡タイできない言い訳として、日清戦争を使ったかも知れない。在タイの岩本や石橋などからの一方的な話を聞いたままに書いた宮崎の暹羅殖民始末では、津田の渡タイができなかった理由を日清戦争としたのであろう。津田は、榎本や稲垣満次郎らの岩本不信の情報から、タイに連れていく農民数を減少させ最後はゼロにして単身行くことにしたが、あらゆる金策（大三輪らの出資、借金、国の機密費）がごとごとく失敗して、行く意思はあったものの先立つものを準備できなかったことが中止の真相である。

III. 第1次タイ移民事業

山口県での移民募集と契約

岩本は、94年正月を熊谷直亮とともに、トンブリーのパーサコーラウォン邸の宿舎で過ごしたが、まもなくサーラーデーン地区のスラサックモントリー農商務大臣の旧邸（バーン・サーラーデーン）に住所を移した。岩本等が住んだ建物を暁鐘閣¹⁰¹と命名したことは次の記事から判明する。

¹⁰¹ 岩本、石橋らがパーサコーラウォン邸から転居して来て、暁鐘閣もしくは暁鐘庵と名付けて住んだ建物は、バーン・サーラーデーン洋館そのものであったのか、それともその敷地内の別の建物であったのだろうか。暁鐘閣の住人の一人となった、山崎喜八郎（1867-1912）は、1894年4月19日に長崎を發ち、同年5月19日にバンコク到着、ところが日清戦争勃発の報に接し「魂飛び腕躍る」の情を抑えきれず、同年8月27日バンコクを飛び出し一旦日本に戻った。彼は来タイ当時のバンコクの日本人の様子を次のように書いている。

予が始めて当国〔タイ〕に渡来せし当時に於ける盤谷府在留日本人の数を挙げれば男七八名、女未詳（凡十数名）之に予が香港より同航せし四名の男子を加ふるに過ぎざりしなり其後予が滞在中前後相踵〔つい〕で渡航せしもの六名ありき。惣じて当時日本人の住宅として一家を営む者は女子三戸何れも淫を囂〔ひき〕ぐ醜業婦なりとす、男子は別に一戸を構〔かま〕ゆる者なし則ち或は文部大臣〔パーサコーラウォン〕官宅内に寓するあり又は他に下宿する等其他種々なりし、而して予は友人岩本千綱、石橋禹三郎の二氏と共に現農商務大臣〔スラサックモントリー〕の旧邸内或一屋を借受けて之に住し名けて暁鐘庵と稱し日夕東洋の大勢を論じ興亜の経綸を説きて長剣空しく匣中に鳴りしの感なくむばあらざりき。当時在留日本人の職業を大別すれば暹羅国政府雇美術教師（彫刻、絵画）に大山翠松、嶋崎天民、伊藤義正の三氏通弁として山本安太郎、山本新介〔鋌介〕の二氏建築師に佐々木寿太郎、田山九一の二氏、総て是等の人々が新渡来者に向つて種々の便宜を与へたること実に少々にあらざる可し其他有志家あり医師あり語学研究者あり又は単に視察の爲め渡来せし者等種々なりとす（山崎喜八郎『閩南策実歴譚』鐘美堂支店、東京、1899年、15-16頁）。

上記山崎の記述からは、暁鐘庵は広大なバーン・サーラーデーン洋館とは別ものように読める。

広島の外渡航株式会社が集めた日本人第2次タイ移民20名を、同会社の在バンコク代理人として引率し1895年10月17日にバンコクに到着した宮崎滔天は、直ちに石橋禹三郎を訪ね、暁鐘庵の住人となった。宮崎はその著『三十三年の夢』の中で暁鐘庵に入った際の様子を次のように記している。

船の湄南河を遡ること二三時程の処、則ち是れ暹羅の首都盤谷なり。余〔宮崎〕は先づ独り上陸して石橋禹三郎君の処〔市内のビール店〕に到り、岩本〔千綱〕君の紹介書を出し示し、且告るに來意を以てす。彼曰く、岩本は実に無礼極まる奴なり。殖民会社の要務を帯て歸国し、既に半歳を過ぐるも回（かえ）り来らず。諸般の事一も約を履むことなし。之が爲めに信をスリサック〔スラサックモントリー〕侯に失し、違約料を商人〔バンコク・ドックのこと、同社と暹羅殖民会社は1895年2月18日に日本人熟練職人6名の供給契約を結び前渡金210ドルを受取った。岩本はこれらの職人を含む移民募集のため歸国したが、契約を履行できず〕に取られ、信用財貨両つながら失墜して如何ともすべきなく、終に先月を以て殖民会社〔暹羅殖民会社〕を解散するに至れり。故に僕殖民会社員として此事に関するを得ずと雖も、一箇石橋の資格を以て君の事を助けんと。言動活発、宛然古壯士を見るの感あり。乃ち余が爲めに

盤谷府の暁鐘閣 盤谷府居留本邦人の有志者は先頃来同国農商務大臣の旧官邸を借受け之を暁鐘閣と名づけ純然たる日本人の一住居を構へ日暹両国民のため計る所あらんとて目下夫々奔走中なるが其閣員は石橋禹三郎、山崎喜八郎(肥前人)岩本千綱(土佐)の三氏なりと『朝日新聞』1894年7月18日)

岩本はスラサック邸に転居した後、津田静一との協力に見切りを付けて、自ら日本で移民者を集めるべく94年6月末にバンコクを離れた¹⁰²。日本から戻ってきた石橋が、代わってバンコクの事業を担当した。

日本に戻った岩本がどのような方法で移民集めを行ったのかが判る資料に、筆者は未だ接してはいない。外務省外交史料館に『旅券下付表』と題した、明治初年以来海外に渡航する日本人に、国が交付した旅券に関する膨大な文書が保存されている。この文書は、外務省本省および府県庁が下付した旅券の取得者情報を、姓のイロハ順に並べて3ヶ月毎に集計したものである。オリジナルの旅券出願書ではなく集計表であるため、転写の際の書き損じや書き落としは当然存在する。また、3ヶ月単位の集計表自体が紛失してしまっていて欠落している期間もままあるが、大部分は保存されている。この文書の中から、兵庫県が1894年後半に暹羅(タイ)に農業を目的として渡航する山口県人に交付した旅券の記録(第2表参照)を見つけることができた。この時期に農業目的でタイに渡航するために旅券を取得したグループは、全国でこのケースしか存在せず、かつ岩本千綱もこのグループの一人に含まれているので、これは間違いなく岩本の第1次タイ移民団員であろう。

1894年当時有効であった「海外旅券規則」では、脚注5で説明したように、旅券希望者は、姓名、年齢、渡航目的、渡航先、本籍又は寄留地、族称、職業を記載して外務省又は開港場のある府県庁に出願することを要した。岩本が集めた移民希望者は、神戸港から出帆するので、兵庫県に出願した。住所は本籍か寄留地のいずれかを記入すればよかったので、神戸の寄留地のみが記入されている。但し、族称(族籍)は山口県平民と記されているので、彼らは全員が山口県出身であることが判る。

第2表中、最初の藤井新吉から亀弘まで、岩本千綱を除く18人(脇本夫妻の11ヶ月の幼子を含めれば19人)は、神戸市海岸通4丁目5の住所に寄留し1894年10月27日もしくは30日に旅券を取得した。次の石井から面田までは、同市相生町126に寄留し、同年11月15日に旅券を取得した。

ビールを抜いて其安着を祝し、部下の士二三を率いて船に乗り、共に小舟に転乗して湄南の支流を遡り、棕櫚[しゅうろ、椰子の意]芭蕉[バナナ]の下を潜りて暁鐘庵に入り。暁鐘庵は農商務大臣スリサック侯の旧邸にして、日本殖民会社[暹羅殖民会社]用のために貸与せる所。古びたりと雖も壊頽に至らず。規模宏壮、優に千人を容るるに足る。而して侯の下臣の其傍にあるもの、皆意を尽して誠懇の情を致せり。又以て侯が日人を愛重せることの深厚なるを見る可きなり」(宮崎寅蔵『三十三年の夢』国光書房、1902年、69-70頁)。

この宮崎の記述からは、暁鐘庵とは、広大なバーン・サーラーデーデン洋館そのものであったとも読むことができる。大谷津直磨が岩本千綱と連名で、暹羅殖民会社を代表してバンコク・ドック社(現在のサートン橋のバンコク側たもとにある小公園が、同社の旧址)と熟練工6人供給契約を結ぶに当たって、バンコク・ドック側に渡した名刺には「N.Oyatsu, B.Sc. c/o Late Residence of H.E. Phya Surisak」と記されているので、1895年2月18日時点で、スラサックはバーン・サーラーデーデンには住んでいなかったことは明かである。冒頭に引用した、1894年7月18日号の朝日新聞記事でも既に「農商務大臣の旧官邸」とある。スラサックはバーン・サーラーデーデンからバーンラックに転居後、空き家となった同邸洋館本体を日本人に貸与したのではないだろうかという推測が可能である。宮崎滔天の第2回タイ渡航に同行して、1896年4月2日にタイに到着した平山周らも、暁鐘庵に住んだが、彼らは同年8月10日にバンコクを引き揚げた。

¹⁰² 『朝日新聞』1894年7月31日号は「暹羅国通信(七月七日盤谷府発)殖民事業、岩本中尉は事業上の用件を帯び先月[6月]末新嘉坡及び香港等へ出張せし故、石橋禹三郎氏等専ら諸般の準備を為し居れり。事業の基礎も稍々強固となりたれば遠からざる中に愈々着手すべし」と報じている。

途中旅券番号 24682 番が見当たらないが、番号が連続していることから、合計 9 人であると考えられる。その後の鍛本から中尾の 3 人家族の計 5 名は、同市栄町 3 丁目 66 に寄留して 11 月 21 日もしくは 12 月 11 日に旅券を取得した。但し、中尾一家の 3 名は翌月には旅券を返納しているため、タイ行きを取り止めたと考えられる。それ故、岩本に同行したと考えられる者は、藤井新吉から岡田倉松までの 29 名（姓名不詳の旅券番号 24682 番を含む）で、脇本の幼児 1 名含めれば 30 名である。なお、同表の最後に記載した写真業の磯長海洲・菱倉ハル夫妻は、岩本移民団には含まれないが、移民団と同時期に兵庫県で旅券を取得し、渡タイしている。

この移民団員の年齢は比較的高く、最大 7 組もの夫婦（資料に夫婦と明記されているのは 5 組）がいる。参加者は出稼ぎ労働ではなく、家族全員の労働を必要とする農業移民を目的としていたのであるから当然であろう。

第 1 次タイ移民団の人数は、岩本は自筆経歴（本稿冒頭）では 30 名と記しているが、下記の引用の記事のように岩本が 32 名と語っている場合もある。

暹羅（サイアム）移民の模様 暹羅渡航の事に関し先般帰朝市中に滞在中なる岩本千綱氏は先頃より病痾の為め諏訪山吉田病院へ入院中の処少々快方に赴きたれば全快次第猶又同地へ渡航の筈なるが同氏に就き向（さ）きに同地へ渡航せし本邦移民の模様を聞くに三十二名の中目下サラテン [サーラーデーン] にて土地耕作に従事するもの男女六名、プカナン [プカナン] 鉱山に十二名、盤谷府よりコラット [コーラート] へ通ずる鉄道工事に八名、其賃金は鉱山一ヶ月十八円より廿五円、鉄道工夫は一日四十銭より五十銭、耕作地は仕納を収穫する筈にして此土地耕作者は時々同国農商務大臣より奨励の賞与を得るなど甚だ好結果を得居れりと而して耕地は一人前十ライ（一ライは我四百九十五坪）の割合にて耕作に従事なし居れりと云ふ¹⁰³

このように第 1 次移民団の正確な人数は不明であるが、もし 32 名であったのなら、第 2 表には数人の欠落があることになる。

第 2 表から見て、岩本は帰国後 3～4 ヶ月で 30 名の移民希望者を集めることができた。

彼らの本籍は全員山口県であるが、旅券下付表からは、詳細な出身地は判らない。

しかし、幸運にも第 2 表中に出身地が判る人物が唯一人存在していた。面田利平（1870-1937）である。面田は 1900 年 1 月 3 日号のバンコク・タイムズ紙を皮切りに、1930 年代半ばまで殆ど毎日同紙に理髪店の広告（202 頁第 1 図参照）を出している。面田は第 1 次移民の生き残りであり、来タイ 5 年にして高級理髪業で身を立てることに成功した。開業当時 1 パーツ（Tcs）は大体日本円で 60 銭であるから、一人の客を得れば、一日の重労働分以上の収入を得ることができたことになる。面田は、戦前在タイ西洋人やタイの富裕層あるいは在タイ邦人の理髪師として、よく知られた存在であった。

面田は、1922 年と 26 年に在タイ日本領事を通じて、タイで生まれた 4 人の子どもを自分の戸籍に入れている。その文書に記されている彼の本籍地は、山口県大島郡家室西方（かむろにしがた）村である¹⁰⁴。

著名な民俗学者宮本常一（1907-1981）もこの家室西方村に生れ育った。同村は、1941 年に白木村と改称し、1955 年には合併で東和町の一部となった。この東和町を含む、大島郡の総ての町（4 町）

¹⁰³ 『神戸又新日報』1895 年 11 月 10 日号、但し、岩本が語った各所の就労者数は、後述の資料から見て事実ではない。なお、前掲宮崎滔天「暹羅殖民始末」（『国民新聞』1897 年 7 月 27 日号）も 32 名と記している。

¹⁰⁴ 外務省記録 3.8.7/23-7「在外本邦人身分関係雑纂 亜細亜南洋之部」

1890年代に於ける岩本千綱の冒険的タイ事業

第2表 第1次タイ移民者リスト（兵庫県庁で旅券取得）

旅券番号	姓名	族籍	住所	年令	渡航目的	渡航先	旅券下付月日	旅券返納月日
25898	藤井新吉	山口県平民	神戸市海岸通 4丁目5寄留	28才6ヶ月	農業	暹羅	1894.10.27	
25899	岡本與太郎	同	同	25才11ヶ月	同	同	同	
25900	岡本ハツ (與太郎妻)	同	同	21才11ヶ月	同	同	同	
25901	井川松次	同	同	25才3ヶ月	同	同	同	
25902	吉本與市	同	同	50才8ヶ月	同	同	同	
25903	吉本ナツ (與市妻)	同	同	49才5ヶ月	同	同	同	
25904	藤井通吉	同	同	49才4ヶ月	同	同	同	
25905	吉本富五郎	同	同	30才11ヶ月	同	同	同	
25906	吉本ナツ (富五郎妻)	同	同	30才3ヶ月	同	同	同	
25907	岡本若松	同	同	20才11ヶ月	同	同	同	
25908	岡本イロ (若松妻)	同	同	18才2ヶ月	同	同	同	
25931	岩本千綱	高知県士族	神戸市海岸通 5丁目16	37才2ヶ月	農業研究	同	1894.10.30	
25932	脇本歌次郎	山口県平民	神戸市海岸通 4丁目5同居	38才11ヶ月	農業	同	同	
25933	脇本チヨ (歌次郎妻) 脇本貫一 (長男)	同	同	31才9ヶ月 11ヶ月	同	同	同	
25934	西浦種蔵	同	同	30才9ヶ月	同	同	同	1902.10.23
25935	西浦イト	同	同	28才11ヶ月	同	同	同	1902.10.23
25936	岡山才吉	同	同	41才	同	同	同	
25937	岡山ハナ	同	同	28才9ヶ月	同	同	同	
25938	亀弘平吉	同	同	23才10ヶ月	同	同	同	
27678	石井佐五郎	同	神戸市相生町126	32才	同	同	1894.11.15	
27678	岡本佐助 (ママ)	同	同	37才4ヶ月	同	同	同	
27680	林長左衛門	同	同	23才2ヶ月	同	同	同	
27681	吉田儀助	同	同	35才7ヶ月	同	同	同	
27683	大森五郎右 衛門	同	同	37才4ヶ月	同	同	同	
27684	岡本末松	同	同	40才11ヶ月	同	同	同	
27685	田村文治郎	同	同	34才	同	同	同	
27686	面田利平	同	同	24才	同	同	同	
27718	鍛本新蔵	同	神戸市栄町 3丁目66	43才5ヶ月	農業研究	同	1894.11.21	
28009	岡口倉松	同	同	49才8ヶ月	同	同	1894.12.11	
28071	中尾芳之助	同	同	46才7ヶ月	同	同	同	1895.1.15
28072	中尾スエ (芳之助妻)	同	同	48才3ヶ月	同	同	同	同
28073	中尾タネ (芳之助長女)	同	同	12才6ヶ月	同	同	同	同
30285	磯長海洲	鹿児島県士族	神戸市山本通 2丁目番外28番邸	34才7ヶ月	写真業	同	1894.12.21	
30286	菱倉ハル	神奈川県平民	同	43才10ヶ月	磯長海洲 に従ひ	同	同	

出所：外交史料館旅券下付表より筆者作成

R. OMODA			
JAPANESE BARBER,			
corner of Bush Lane,			
Hair cut, shave and shampoo	Tcs.	1	32
Hair cut and shave	"	1	—
Shave	"		32
MONTHLY SYSTEM.			
Hair cut twice and shave daily	"	7	—
" " " " alternate days	"	5	—
" " once " twice weekly	"	3	—
" " " " weekly	"	2	—
Sharpening a razor	"	—	48
Sharpening seissors	"	—	32
Open daily, 8 a. m. to 8 p. m.			
Sundays, 8 a. m. to 5 p. m.			
3rd January, 1900.			

図1 第1次移民面田利平の広告 (Bangkok Times 1900年1月12日号)

は2004年に合併して周防大島町一つとなっている。出身地の縁で、宮本常一は岡本定と共著で、膨大な『東和町誌』(山口県大島郡東和町発行、1982年刊)を執筆している。同誌は、90頁分を「明治維新以後の出稼ぎ」に割いているが、面田利平に関する記述は見当たらない。ただ、旧油田村の出稼ぎを述べたところに、次の記述がある。

このほかにこの村〔旧油田村〕では船員としての出稼ぎもあった。その実数はさだかでない。明治二〇年代のことであったというが、油宇の漁師が三、四人でシャム(タイ)へいった。どういふ仕事でいったのかよくわからぬが、たった一人生き残って帰ってきた者の話に猛獣の出るところで、夜は火を焚いて猛獣を防いで仕事をした。しかし何一つよいことはなく、みなマラリアにかかり、中には頭を水中に突っ込んで死んだものもあった。

どのような手続きとルートで渡航したものであろうか、とにかく陰惨な結果になったがくわしいことは一切わからない。戻ってきた一人も間もなくハワイへ行って、その後かえってこない。その人の語ったことだけが残って伝承されているのである¹⁰⁵。

油田村は周防大島の東端部に近い漁村である。宮本常一は、船員としてタイに出稼ぎに行ったと理

¹⁰⁵ 宮本常一・岡本定『東和町誌』山口県大島郡東和町発行、1982年、608頁

解したようだが、生き残りの話からも判るように、海上の仕事ではなく猛獣が出るような森林の中の仕事である。これは、正に第1次移民が働いた後述のブカヌン金鉱山若くはコーラート鉄道建設現場の状景であろう。この不運な漁夫たちは、面田利平とともに、岩本千綱に連れられてタイに行った第1次移民団のメンバーであると考えて間違いない。

面田らのタイ行きは、宮本が生まれる13年前の出来事ではあるとはいえ、そのような情報が同村出身であり、自分の民俗学研究の原点として郷里の出来事に特別に深い関心をもって、宮本常一の耳にさえ入らなかったのは、1894年のタイ移民が参加者の郷里でさえも完全に忘却されていることを示すものであろう。

この外に1902年の旅券下付表からは、第1表に名がある西浦種蔵・西浦イトの両人が、同年10月23日になって、8年前の1894年10月30日にタイ行きのために交付された旅券を返納したことが判る。その文書には、両名の本籍地を山口県玖珂郡鳴門村と記している。玖珂郡鳴門村は1955年に大島村、1971年に大島町となり、2005年には柳井市と合併した。場所は周防大島と大島瀬戸を挟んで本州側である。

これらの資料から見て、岩本が第1次移民として集めた山口県民とは、大島郡（周防大島）もしくは玖珂郡の出身者と言うことができよう。

第1次移民は、岩本千綱と1894年11月21日に下記の契約を結んだという。

契約書

今般暹羅国へ農業の為め渡航するに付き左〔下〕の条件を契約す

第一条 田畑一人に付き十ライ（一ライ我四百九十一坪余）を貸与可致事 但し本人の志望により同じ割合を以て此以上を貸与することあるべし

第二条 米穀一ヶ年二度収穫ある事

第三条 貸与せし地租一ライに付き凡二十銭にして自弁の事

第四条 着暹後事務に従事するものは本人の志望に依り一人五十円宛貸与し米穀収穫後より十二月間に月賦返却の事 但無利息

第五条 農業に従事する必要器具並に家屋は一時貸与可致事

第六条 農業に従事し一ヶ年十ライを耕し米穀二百六十円、副産物九十円見積収入金ある事 但生活は自弁の事

第七条 渡暹後農業に従事し一ヶ月間の生活は日暹協会に於て担当の事

右〔上〕七ヶ条相違無之万一項たりとも相違候節は往復旅費支弁は負ふと雖も本人の故意により相違する時は総て責任を有せず

此契約は渡航後満二ヶ年の期限となし更に協議の上継続することあるべし

明治二十七年十一月廿一日

岩本千綱 ㊤

移民一同氏名㊤¹⁰⁶

¹⁰⁶ 南蛮鉄（宮崎滔天）「暹羅殖民始末（四）」、『国民新聞』1897年7月29日

岩本は、サパトゥム試耕地で、農業に従事することを前提として第1次移民団を集めたのである。この契約書には、移民者たちが岩本に支払った金額は記載されていない。

当時、1894年4月13日の官報で公布された「勅令第42号、移民保護規則」が施行されており、その第5条は「移民取扱人たらんと欲する者は地方長官を經由し内務大臣の許可を受くべし」¹⁰⁷と定めていた。岩本は移民を集める前に、移民取扱人として内務大臣の許可を受ける必要があったのだが、岩本はこれを無視した。彼の移民事業は、違法な営業であった。

移民保護規則に違反して神戸出帆

岩本は、1894年12月に、30名の山口県出身の移民を連れて渡タイした。この渡タイは、神戸港の出発時点から波乱含みであった。『殖民協会報告』第20号（1894年12月発行、87頁）は、次のように報じている。

暹羅国移住 会員〔殖民協会会員〕岩本千綱氏の発起に係る第一回暹羅国移住民三十名は先月〔1894年11月〕末英国汽船タコマ号にて出帆せんとしたる際移住〔移民〕保護規則抵触の廉ありとて神戸水上警察より差止められしが談判の末程善く落着し本月〔1894年12月〕上旬出帆渡航したる筈又同氏は引続き第二回移民四十名を渡航せしむる準備中なりと

岩本らとバンコクで暹羅殖民会社を起こす目的で、同時期に日本を発った大谷津直麿は、途中立ち寄ったシンガポールで、斉藤幹領事と面識ができた。バンコク到着後、大谷津が斉藤に送った手紙などを情報源として、斉藤は原敬外務省通商局長宛に次の意見具申を行った。

謹啓益々御安静慶賀候 陳者此節暹羅国在留本邦人の私報に接するに本年の始めより我が帝国人民の該地に移住する者続々増加し且つ岩本千綱氏の企図に係る移住農夫も既に参拾余名に達し候由に有之候而て岩本氏は先般右〔上〕農夫を従へ暹国に渡航中香港に於て暹国農商務卿に際会し依て余事計画のため同卿に従ひ再び日本に帰航致されたる趣に有之又た先般渡航の理学士大谷津〔直麿〕氏の書信に依れば右〔上〕移住農夫のことは着々其歩を進め候に付岩本氏を以て該国移住農業会社の社長となし大谷津氏は其副長となり益々事業の拡張を謀るべく就ては現今暹国農商務卿の日本に渡航したるを機とし該事打合せのため同氏も一応帰航致候云々と有之候

右〔上〕の諸件に付き熟考仕候現今暹国には五拾名内外の日本新移住民あることは多分事実と被存候是に於て幹〔斉藤幹〕が聊か杞憂の一端として申上度は左〔下〕の数件に御座候

一、移住民五拾名以上労働の業務に従事するときは永遠の年月中には種々の紛争なきを保〔やすん〕ぜず

一、我が帝国と暹羅国間には明治廿年九月調印の両国宣言書なるものあるのみにて未だ完全の親交通商条約御訂結の運に至らず

一、所謂る治外法権は相互条約書の明文あるを待て始て成立する義に候得ば現今の宣言書のみにては固より該権を主張致し難く好しや其時に臨み之を主張し得るの方便あるも我に於て其手順未だ不相調候

一、故に我が移住民間或は彼我両民の間に紛争の生ずるあらば暹国政府は無論彼の法廷に於て之

¹⁰⁷ 『法令全書 明治27年第4号』112-115頁

を裁判可致候

一、現今暹羅国と親交の条約ある諸外国中例の治外法権を有せざるものなきは勿論にして我が帝国の如きは既に欧米諸国と条約御改正ある今日に当りては暹羅国に在住する我が帝国人民に対し本件に関しては至急何分の御評議あらんことを希望仕候

右〔上〕は殊更に申上候迄も無之業已に夫々御評議の事とは被存候へ共差当り我が移民の該地に増加する景況有之候条為念一応閣下迄愚考申上置候其内時〇〔一字読めず〕御保護方に奉存候敬具

明治二十八年三月十三日

在新嘉坡 齊藤幹

原通商局長殿

齊藤領事の書翰を読んだ原敬は、1895年3月26日付で兵庫県知事に次の文書を送付した。

親展 兵庫県知事周布公平殿

外務省通商局長 原敬

客月初旬の頃岩本千綱なる者暹羅国行労働者数十名を神戸港より渡航せしめんとして一応貴庁の説諭を受け後遂に渡航せしめたるやに伝聞致候処同人義は尚又我出稼人百名計募集の為め近々帰朝可致との内報有之候間同人の所為移民保護規則違反に不相成哉其〇〔一字読めず〕御注意有之度此段申進候也¹⁰⁸

以上のように、移民保護規則に違反した岩本の移民連れ出しは、当局から目を付けられた。上記齊藤の原宛書翰は、岩本は移民を引率中の香港で訪日途中のスラサックモントリーに会い、日本に同行したはずだと述べている。岩本は1895年1月8日付で、香港から次の手紙を神戸の神戸又新日報に送っている。

暹羅農商務大臣 暹羅（サイアム）農商務大臣は曩きに移住民三十二名（ママ）を引連れ当港〔神戸港〕より渡航せし岩本千綱氏の勧誘に依り日本漫遊を思ひ立ち既に香港迄着せし処暹羅皇子薨去（別項電報参看）の報に接し本国へ引返すこととなりし趣きにて同行の岩本氏より本月八日認めたる郵書を以て昨朝当港〔神戸〕旅店へ左〔下〕の如く申越せり

暹羅（サイアム）皇子薨去の趣きにて都合によれば農相は一度盤谷に引返すやも難計就ては小生も或は該地に随同四五月頃迄に帰朝する様に相成るや目下判然不致候若し他より問合せ等有之候得者（ば）右〔上〕の趣き返事願度委細は後より云々

一月八日 香港にて 岩本

因みに記す当港〔神戸〕にては岩本氏の通知に依り既に其の準備をなし居たるよしにて右〔上〕農商務大臣は来る廿日頃着神誡訪山東常盤楼に投宿の上当市内を遊覧し夫れより大坂、奈良、京都の各処を遊覧の上陸路東京へ趣く予定にてありしなりと¹⁰⁹

日清戦争の視察等のため訪日途中のスラサックは、香港でワチルナヒット皇太子死去の報に接し、訪日を止めて帰国した。1895年1月8日時点で香港に滞在していた岩本も日本には行かず、香港よりバンコクに向かった。

¹⁰⁸ 外務省記録 3-8-2-48 「移民取扱計画雑件、第一巻」

¹⁰⁹ 『神戸又新日報』1895年1月16日号

この時、岩本はタイに連れて行く途中の第1次移民とともに香港にあって、バンコクへの船賃も欠いていた。本稿冒頭の岩本自筆経歴には、次のように書かれている。

廿七年十二月農夫三十名を率ひ神戸港を発す 先是余が金員を保管せしめたるもの窃に之を費消せしを以て香港迄の運賃を支払ひ残金纔 [わずか] に九円を懐にして途に上れり蓋し香港よりの運賃は同処に於て調達の見込あり万一手違ひとなる時は千綱の血と肉とを抵 [かた] となし農夫は恙なく盤谷に送らんと決心したればなり時に天尚ほ余を棄ず香港に於て暹羅農相に邂逅し就て八百金を借り一行安全に盤谷に達するを得たり

もし、ワチルナヒット皇太子が亡くならずスラサックモンローが日本に行き、岩本が同行することになった場合、岩本は移民たちをどうするつもりであったのだろうか。とにかく、スラサックの援助を得て、移民たちは乾季のバンコクに到着した。

タイのコメ収量・農業所得の過大な見積

前述 1894 年 11 月 21 日付けの移民たちとの契約書で、岩本は一人に農地 10 ライ (1.6 ha) を貸与すること、1 ライ当地租は年間 20 銭であること、農地は 2 期作ができ、10 ライの農地から年間米穀 260 円、副産物 90 円、合計 350 円の粗収入があること、また最初の 1ヶ月の生活費は日暹協会が負担すること、コメ収穫前に希望する者には 50 円まで貸与することを約している。

第3表 1895年時の大坂と東京の職工の賃銀

職名	大坂に於ける一日の賃銀	東京に於ける一日の賃銀
日雇人足	15 銭乃至 20 銭	23 銭乃至 30 銭
大工	25 銭乃至 40 銭	35 銭乃至 50 銭
鍛冶職	20 銭乃至 35 銭	25 銭乃至 40 銭
女工	4 銭乃至 8 銭	6 銭乃至 12 銭

出所：『国民新聞』1895年1月22日号掲載、島江生「大坂に工業学校を設置せよ」

第3表は、1895年初めの大阪、東京の労働者の日給を示している。また、1895年3月の神戸における調査では農作業日雇(男)の日給は最高で18銭、日雇人夫は同じく25銭である¹¹⁰。日清戦争中で大本営が置かれていた広島であっても、大倉組出張所が、臨時雇数十名募集のために提示した月給は6円以下であった¹¹¹。以上から、1895年当時、日本の大都市でも日雇人夫の日当は高くても精々25銭、技術がある職人でも、最高一日40銭程度であったことが判る。それ故、粗収入とは言え水田耕作と副産物で年収350円、即ち一日1円は、一攫千金を夢見る日本人移民者には魅力的な額であったはずである。

しかし、1895年当時バンコク近郊、サパトゥム地区の10ライの水田耕作で、1年間で260円の粗収入を得ることは到底不可能であった。以下、実際にどれくらいの収入が可能であったのかをデータに基づいて計算してみよう。

¹¹⁰ 『神戸又新日報』1895年2月8日号「市内諸職工の賃金」

¹¹¹ 新聞『中国』1894年9月25日号

岩本千綱が、バンコクに第1次移民団を連れて来たのは、1895年初めである。彼らは、サパトゥム地区に、1家当たり10ライ（1.6ha）の二期作可能な農地を貸与されて稲作を行う予定であった。

第1次移民団のバンコク到着より8ヶ月前の1894年4月21日に、移民が耕作する予定のバンコクのサパトゥム地域を視察した齊藤幹駐シンガポール領事は次のように報告している。

水田の地質は…灰色の粘土にして断へて砂礫なし而て乾天永日に亘れば〔齊藤〕幹巡回の時は既に四五ヶ月降雨なしと云ふ）田面に亀甲状の破線を生じ深さ五六インチ其底部は黄赤色の粘土にして米田耕作時季に方り水分を保持する能力あり是れ盤谷近傍水田の地質と一様にして所謂洪水の際湄南〔メナム〕バンパコン両河道より汚水と共に送寄したる膏土なり降雨は五月の始めに起り十月乃至十二月に続くことあり米田耕作は此降雨を待ちて始めて着手す（齊藤幹此地に来りしは実に〔1894年〕四月廿一日なりしが未だ何等の着手なし）土民の説に依れば降雨の際田面に充満する水層は平均一呎〔フィート〕二三インチ前後〔38cm程度〕なりと云ふ（前掲『暹羅国出張取調報告書』34頁）。

これから、サパトゥムでは一期作しか行えないことは明白である。到着後、移民たちが見たバンコクの耕作予定農地は、乾期で水も無く、ひび割れして、鋤も簡単には通らないくらいに固着した粘土質の土地であった。雨が降って耕作が可能になるまでに、あと半年近くを要する。二期作ができる、土地も広いうえに肥えていると聞かされて、人生の再出発のために来タイした彼らの期待は絶望に一変し、騙されたという怒りがこみ上げたことであろう。

当時のサパトゥム地区の農業インフラ、タイの農業技術の下で、コメ一期作でどれくらいの収量が可能であり、それを全て販売したと仮定していくらの粗収入になったのであろうか。

まず、当時における日本及びタイのコメの輸出入、タイのコメ生産性に関するデータを見てみよう。

1890年代の日本はコメの輸出国であるとともに輸入国でもあった。例えば、1891年の日本の総輸出額（日本産品）7873万8053円76銭中、日本産米は621万3494円69銭（199万8648picul）を占め、単品として1位の生糸2935万6338円73銭に次いで2位であった。93年は生糸、緑茶に次いで3位、94年では、生糸、羽二重、緑茶に次いで4位である。しかし同時に、当時の日本はコメの輸入国でもあった。

第4表を見ると、1890-94年に関して、日本は、(a) 1 picul (60 kg) 当たり 3.37 円で日本産コメ

第4表 1890年代の日本およびタイのコメの輸出入

	1890-1894年平均（1年当たり）	1895-1899年平均（1年当たり）
a 日本産米の輸出货量（船用を除く）	1,322,695 picul	1,642,694 picul
a 上記日本産米の輸出額	4,458,346 円	7,500,370 円
b 日本への外国米輸摄入量	3,360,522 picul	4,639,118 picul
b 日本への外国米輸入額	5,986,353 円	17,145,568 円
c タイ産米の外国輸出货量	7,250,000 picul	8,000,000 picul
c タイ産米の外国輸出額	14,268,000 円	21,846,000 円

出所：日本のコメ輸出入は大蔵省『大日本外国貿易年表』各年版（東洋書林、原書房（発売）復刻版、1990年）より筆者計算。タイ米の輸出（バンコク港に限る）については、James C. Ingram, *Economic Change in Thailand 1850-1970*, Stanford University Press, 1971, p. 38. 同書のパーツ表示を筆者が当時の換算率1パーツ=0.6円で円換算した。なお、piculは重量の単位で60kgに相当する。

を輸出し、同時に (b) 同 1.78 円で外国産のコメを輸入している。一方、タイは、(c) 1 picul 当たり 1.97 円でタイ産のコメを輸出している。日本産米の単位当たり輸出価格は、タイ産米のそのの 1.71 倍であり、現在のような極端な価格差はない。

次に、タイのコメ生産性について見てみよう。Ministry of Finance, *Statistical Year Book of the Kingdom of Siam* に、コメの全国生産地面積、収量、ライ当たり収量の統計が始めて掲載されたのは、1923 年版 (第 8 号) からであり、バンコク (プラ・ナコン) 県を含む県別のコメの植付面積・収穫量は、1933 年版 (第 18 号) から掲載され始めた。

同上の年次統計表の数字を基に計算すると、1933 年から 1937 年の 5 年間の全国およびバンコク県の 1 ライ (1.6 反) 当たりモミ年間平均収穫高 (重量) は、それぞれ、3.58 picul (215 キロ)、3.67 picul (220 キロ) となる。これを 1 反当たり に換算すると、それぞれ 2.24、2.29 picul である。更にモミを玄米にした場合、歩留 7 割と多目に見積もって計算しても、1.57、1.60 picul にしかならない。1 picul は 60 kg なので、1 年間の反収玄米はタイ全国平均が 94.2 kg、バンコク県は 96 kg となる。

この数字は、統計のある 1930 年代のものであるが、1890 年代の生産性もこれ以上のものではなかったはずである。

日本の反収は少なくとも玄米 7 俵 (420 キロ) であるから、バンコク県の反収は日本の 4 分の 1 以下である。日本で 1 町歩 (10 反) コメを作れば、玄米換算で 4.2 トンの収穫がある。一方、バンコク周辺で 10 ライ (16 反) の農地からは、平均で玄米 1.54 トンの収穫しかない。

日本式の集約的農法や二期作をタイで行えば、収量は増加するだろうが、当時の日本式農法により堆肥を作り、土の改良をするのには、相当の年数を要するし、灌漑用水などのインフラも自力で直ぐにできるものではない。仮に近くに揚水できる水路があったとしても、引き込むためにはポンプが必要である。日本人が、慣れない厳しい気候風土や衛生環境の下でゼロから生活を築いたうえに、日本式農法実現のために、いかに持ち前の勤勉さを発揮して働いても、数年で成果を得ることは不可能であったと思われる。仮に、5-6 年間、ある程度の生活・所得保障、公費によるインフラ整備が約されるなら、希望をつないで頑張る移民もいたかもしれないが、これらは全く期待できなかった。

その上、タイ式農法で耕作した場合、10 ライの農地から期待できる収入は、次に示す米価計算によれば日本の最低賃金の水準にも達していなかった。

1890 年代前半にバンコク周辺の県知事から報告されているモミ 1 クイアン (1 クイアンは 2000 リットル、この量のモミを重量換算すると約 1000 kg) の価格は 36 パーツ前後である。例えば、1893 年 1 月 20 日に、サムットソクラーム県知事が国王に報告したモミ価格は、クイアン当り 36 パーツ、同年 1 月 21 日、チャントブリー県知事が国王に報告したモミ価格もクイアン当り 36 パーツである¹¹²。

上述のようにバンコク県における 1 ライ当りの平均モミ収量は 3.67 picul (220 kg) であるから、10 ライではモミ 2200 kg の収量となる。モミ 1000 kg が 36 パーツであるから、仮に 2200 kg を全て売ったとしても、79.2 パーツ (日本円換算で 47.52 円) に過ぎない。サパトゥムの状況は、一期作しかできないバンコク県の他の農地と大差がないことから、サパトゥムにおける 10 ライの水田耕作で得られる 1 年当たり粗収入は、47.52 円に過ぎず、前述 1894 年 11 月 21 日付けの契約書で岩本千綱

¹¹² NAT Ro.5 Ro Lo 1/61 「1892-3 年王事日誌」(タイ語)

が第1次移民に約束した年粗収入260円の5分の1以下である。1ヶ月の収入にすると4円足らずである。現実には、これから家内消費分や種籾分が差し引かれることになる。これでは、家族全員の労働で得られる収入は日給計算では10銭以下となり、前述の日本における一人当たり単純労働の労賃の水準さえも大幅に下回っている¹¹³。

1890年代半ばは、日タイ国間の米価には今日のような極端な差はなく、タイ米は日本産米の6割程度の値段であったが、タイのコメの単位面積当たり収量は日本の4分の1以下と低かった。タイで20ライ(3.2ha)の水田を作った場合でも、日本の最低水準の所得しか得られないのが実情であった。

斉藤幹・鈴木錠蔵両報告書の大誤謬

ところが、当時の日本ではタイのコメ生産性は日本並に高いという大誤謬が流布していた。移民者が渡タイを決意したのは、岩本の口車に乗せられただけではなく、当時の日本では、過大で現実離れたタイのコメ生産性の情報が流布していたことも一因と思われる。

斉藤幹『暹羅国出張取調報告書』(外務省通商局第二課, 1894年9月20日発行)も誤謬を免れてはいない。斉藤幹は次のように述べている。

此のサツパツーム [サパトゥム] に一個の官有地あり其近傍なる農家に就て親しく従来の状況を聞くに此地は苗植法 [田植] を用ひ一年一回の耕作にして六月頃より農事を始め十月頃に収穫す其余は降雨なきがため耕作せず而て毎年二名にて水牛を使用し耕すところの面積は凡そ二十ライ即ち凡そ日本の三町二段 [反] 九畝其収穫高は凡そ五キエン [クイアン] の籾米にして即ち日本の九十五石 [正しくは、55石5斗6升弱] 余之をカーゴ米に換算すれば五十石 [同29石2斗4升弱] 余故に日本一段 [反] の田畑にて現今暹羅農夫獲るところの籾米は二石八斗九升 [同1石6斗9升弱] 余之れを精米所のカーゴ米とせば凡そ一石五斗 [同8斗8升弱] (暹羅農夫は籾米にて売出すものなれども日本人に於て計算易からしめんがため仮りにカーゴ米とす) 余となる 然れども之は是れ二名にて一ヶ年二十ライを耕し得るところの比例なり (農夫の言に依る) 二十ライは実に日本の三町二段九畝余に相当す 之を僅かに二名の農夫にて水牛の力に依

¹¹³ 当時のタイの農家の所得について、イングラムは次のように推計している。

5人家族が20ライの土地を耕作して、1ライ当りの平均モミ収量を4 picul とすれば、モミ80 piculの収穫となり、このうち20 piculを家内消費分とし、残りのモミ60 piculを精米すれば、3分の1がモミ殻等で失われ、白米40 piculとなる (James C. Ingram, *Economic Change in Thailand 1850-1970*, Stanford University Press, 1971, p.65)。

農民がこの余剰分の40 piculを輸出価格(第4表より picul 当たり1.97円)の半値で買付商人に売ったとすれば、1890~1894年時の年間所得は、1.97円÷2×40 picul≒39.6円=66バーツとなる。これでは月収3.3円に過ぎない。

斉藤幹駐シンガポール領事は、1894年4月に訪問したアユタヤでの聞き取りであるとして次のように記している。

「一家夫婦にて水牛1頭を持ち毎年20ライの地を耕して七八キエン [クイアン] の籾米を穫べし 農家既に此収穫あれば自家食料に供したる残余は売却して金銭に換ふ以て1ヶ年を不自由なく支持するに足るべし 故に他に労働をなすの必要を見ず 現今盤谷コラット [コーラート] 間の鉄道工事起りし以来其労働に応じ意外の金員を携へ返るものあり」(斉藤幹前掲『暹羅国出張取調報告書』27頁)、と。

20ライ当たりモミ7、8クイアンという数字を、仮に中間の7.5クイアン(7500kg)の収量とすると、ライ当たり375kg(6.26 picul)となり、上述した全国平均ライ当たり3.58 picul(215kg)よりは7割以上多い数字である。但し、斉藤は「此地方は土地至極膏腴 [こうゆ] にして米作の如きは最も適するところなりと云ふ」(同上書27頁)という話を聞いており、タイで最も収量の多い地方の一つであったと考えられる。実際に販売できる量は、これから家内消費分種籾等を差し引かねばならないが、仮に全収穫量のモミ、7500kgをクイアン当たり36バーツで販売したとしても270バーツ(162円)前後、月額にして13.5円にしかならない。

り耕作並に収穫共に結了するとせば随分勤勉の業と云ざるべからず 聞くところに依れば暹羅の米作は非常に容易にして植付後更に草取り杯の手数を勞せず天候の美と土地の膏腴にのみ依頼すと 我不幸にして農事の時に逢はず果して僅か貳名の農夫を以て二十ライの広地を耕し得るや否や又た其耕作法は如何なる簡便法を用ゆるやを知ること能はず暫く農夫の説を記して以て後の確報を待つのみ。所謂我老農に如ずとの古語に依り前文農夫の言の如く二十ライに付一ヶ年中得るところの粳米を五キエン即ち日本の九十五石〔正しくは、55石5斗6升弱〕余とすれば日本の一段の地面に依て穫るところの粳米は二石八斗五升〔同1石6斗9升弱〕余之れを半精米玄米（カーゴ米）となせば一石五斗〔同8斗8升弱〕余となる故に一段の地面には僅かに五斗俵にて三〔同1.75〕俵を得るのみ当地にてカーゴ米一石を五弗とすれば一段の収穫米金高は七弗五十仙〔同4.4弗〕となる二十ライの田畑即ち三町二段九畝にて一ヶ年の収納金高は実に二百四十五弗〔同145弗〕となるべし然れども夫婦二人にて苗植法に依り三町二段九畝の地を耕作するは随分勤勉を要するものと思はざるべからず。当国耕作の容易なりと云へる説を先づ信ずべきものとすれば日本農夫一家夫婦にて一ヶ年凡そ七八ライ乃至十ライの地を耕作することは或は出来得べき業なるべし然れども十ライは我が一町六段四畝余に相当す之に日本の耕作法を施せば所詮至難の事なれども先づ暹羅風の植付に従ふものとし仮令ば六月に三段七月に三段八月に三段九月に三段十月に三段都合一町五段（用水も天候も皆な適するものと見て）而て其収穫も亦此順次に依るとせば或は其功を奏することを得べき歟然りと雖も土地は広し人口は少なし区々たる一小地に日本の如き至大の労力を施すよりは寧ろ全く暹羅風の耕作法に依り飽まで広大の地面を耕し因て相当の収穫を得るの利あるに若かざらんか是れ亦た別に試耕上講究すべき一事なりとす都て是等の事情は勤勉なる我が日本農夫若干名の自から此地に來り實際試耕を経るに非れば確言すること能はざるものなり而て孰れにせよ若し十ライの地を耕すものとせば前文の比例に依り一ヶ年僅かに百二十二円五十銭〔正しくは72.5円〕の金高を収むるに過ぎず我が日本農夫之れに満足するや否や（同上書35-36頁）。

上記の引用に筆者が〔 〕カギ括弧で付した修正より判るように、齊藤は「五キエン〔クイアン〕の粳米にして即ち日本の九十五石」という計算間違いをしている。クイアンは容量の単位で、2000リットル（1公定 thanan は1リットル、20 thanan で1 thang, 100 thang で1クイアン）であり、一方、1石は、10斗（180リットル）である。5クイアンは1万リットルであるから、55石5斗6升にしかならない。この計算間違いにより、齊藤はサパトゥムでの10ライの耕作で1年間の収入は122.5円（当時弗と円は等価）と見積もり、その収入の低いことを指摘しているが、正しくは更に低い72.5円に過ぎないのである。（それでも筆者が試算した上述の47.52円よりは多いが）。

齊藤幹のタイ調査に遅れること一ヶ月の1894年5月に日本吉佐移民合名会社社員の鈴木錠蔵（1869-1947）が移民調査にタイに派遣されてきた。鈴木は、茨城県士族で、高等商業学校（現一橋大学）で矢野二郎校長辞職要求運動に参加して退学処分を受けた猛者の一人であり¹¹⁴、後には政友会に所属して同県から代議士に当選している。吉佐移民会社は、1891年末に吉川泰次郎（1852-1895）と佐久間貞一（1848-1898）が創立し、二人の姓から一字を採って社名とした会社で、日本における

¹¹⁴ 『朝日新聞』1918年4月15日号

移民会社のはしりである。鈴木タイ派遣は、岩本や石橋の活動の広報効果で、タイ移民への関心が高まってきたことを示すものであろう。

鈴木が、1894年5月12日に横浜を発ってバンコクに向かったことは、「日本吉佐移民合名会社員鈴木錠蔵氏は商業視察を兼ね暹羅国移住地探察の爲め去十二日横浜出帆の近江丸に搭じ神戸にて広島丸に乗換へ出発したるに付本会よりも同地の通信を委嘱す」（『殖民協会報告』第13号、1894年5月21日発行、91頁）と報じられている。彼は1894年8月27日に、山崎喜八郎とともに中国船孫権号でバンコクを発った¹¹⁵。

鈴木錠蔵のタイ調査の成果は、「暹羅探検報告」（『殖民協会報告』第18号、1894年10月20日発行）として発表された。同報告は、「収穫の割合：…1ライは我491坪（1反6畝余）に相当す 此1ライの収穫平均高玄米40タング（1タング [thang] 1斗1升到当たる）なり 之を我反別に換算すれば1反に付2石7斗5升（玄米）を収穫するを得べし」（20頁）と記し、1ライ当たりのコメの収量を、実際の4倍以上とする、斉藤以上の大誤謬を犯している。

この途方もない誤解をもとに、鈴木はタイにおける1反当たりの農業所得を、次のように計算した。即ち、タイの1反の玄米収穫高は2石7斗5升 [27.5斗=495リットル] なので、1石 [180リットル] の米価6円として16.5円、これから租税0.1円、溝渠税0.12円、雇用賃金等1.5円を差し引いた14.78円が1反からの収益である。他方、日本の反別玄米収穫高を2石5斗 [25斗=450リットル]、1石の米価を7.5円として計算し、これから諸経費を差し引いた後の1反の収入は11.50円である。彼の計算では、タイの米作の方が、日本のそれより単位面積当り3割も収入が多いことになるのである。彼は、ご丁寧にも「然れども内地に於て1反歩2石5斗を産する地は最上等の地にして一般平均は玄米1石5斗乃至1石6斗なり去れば米作に就ては [タイは] 実に豊饒の地たるのみならず生活の簡易なること別紙に記するが如くなれば我農民にして克く異域の風土に堪へ勤勉努力せば必ず好成績を奏すべし」（34-35頁）と駄目押している。

しかも、これは単期作の収益であることは、彼の次の記述から明かである。即ち、

従来経済上に就て報告せるを見るに暹羅国は何れの地に於ても2回の収穫を得 時としては3回の収穫あるかの如く説き是を以て予算せるものあり或る地方にては2回の収穫をなすと聞けども一般は1回の収穫にて終るなり 何となれば何れの国にても季節は破るべからざるものにて暹羅国熱しと雖も十月より翌年四五月に至る乾燥の候には植生発生し得ざればなり 常識あるものは勿論如斯大言に瞞着せられざれども是が爲め却て実際の報告返も抹殺するに至る 豈慨歎に堪ゆべけんや（37頁）

鈴木は、同報告の初めと終わり部分で次のように述べている。

従来邦人の斯国 [タイ] を訪ふ者多くは名を銜はんが爲めに説く所往々放逸に失し正鵠を欠く遺憾の極と云ふべし（12頁）

暹羅政府が好を我国に通ぜしより茲に十年然るに政府より調査せるものは昔し大鳥圭介氏の暹羅紀行あるのみ其他二三民間の士の論究するものありと雖も常に其真相を忘れて唯々自己の虚名を買はんとするのみ今や国勢昔日と同じからず経済上に於ては殖民談の焼点となり政治上に於ては

¹¹⁵ 山崎喜八郎『図南策実歴譚』鐘美堂支店、東京、1899年、19頁

東方問題の中心となり最も注目すべきの時なり此際政府は特に相当の位地を有し卓識の脳髓を有せる人物を遣し責任を帯びて充分に考究せしめ通商条約を締結するの価値あらば直に決定し国民をして抛る所を知らしめよ単に一官吏匆卒の調査等に任して放置せんことは吾輩の甚だ取らざる所なり（41-42頁）

ここで鈴木が言う、名を銜い虚名を買わんとする「二三民間の士」とは、暗に岩本千綱、石橋禹三郎、熊谷直亮らを指し、「一官吏匆卒の調査」とは、斉藤幹駐シンガポール領事の『暹羅国出張取調報告書』を指していることは間違いない。

日本政府は本格的なタイ調査を実施すべきであるという鈴木の見解には全く同感である。鈴木は、彼が貶している先行調査に比して、自分の報告は信頼性が高いと無邪気にも確信しているようである。上述した筆者の計算によれば、バンコク県の年間反収は玄米で96kgである。玄米15kgを1斗（18リットル）として容量に換算すると約6斗4升（115リットル）であった。しかし、鈴木はタイにおける反収を玄米で27.5斗=495リットルとして計算している。実際の4.3倍である。彼の報告は、先行調査のどれにもまして、シャムの現実から遊離した非常識な内容であり、彼の報告こそ「正鵠を欠く遺憾の極」であり、慨歎に堪えないものであった。

当時、タイ農業の情報が少なかったなかで、鈴木の見解は、権威ある殖民協会の機関誌に、現地調査に基づいたものと銘打って掲載されたのであるから、殖民事業関係者の意思決定を左右した可能性がある。タイ稲作の生産性を極端に過大に報告した、鈴木の見解を鵜呑みにした読者が、タイへの農業移民の利を説き、それを信じて移民団に参加した者を生死の境にさまよわせることがあったとしたら、その罪は計り知れない¹¹⁶。

暹羅殖民会社（Siam Emigration Company）

第1次移民団は、乾期に来タイしたために稲作開始まで半年近くを待たねばならず、また仮に半年後に10ライの農地に植え付けたとしても、得られる所得は、日本で日雇人夫として働いて得られる所得以下のものでしかなかった。タイ農業の現実を知った移民たちは、来タイ後間もなく農業に従事

¹¹⁶ 但し、大誤謬は日本人だけとは限らない。ディロックノバラット親王（Prince Dilok Nabarath, 1884-1913）は、チュラーロンコーン王とチェンマイ王族出身の母親との間に生まれ、ドイツの大学で農業経済を研究し博士号を得た王子として知られている。彼が、大学に提出した博士論文は1908年に刊行された。その英訳書、Prince Dilok Nabarath, *Siam's Rural Economy under King Chulalongkorn* (White Lotus, Bangkok, 2000年, p.120)に次の記述がある。

シャムの農業は殆どが、6〜7人からなる家族が行う小農経営に担われている。これらの農家は普通、80〜200ライ（1ライは1600平方メートル）の耕地を保有するが、保有地全てに植え付けるわけではない。農家当たりの植付地面積は通常100ライとされる。ライ当たりの平均収量は1900リットルと計算されるので、1家族当たりの年間収量は19万リットル（即ち13万6040kg）である。農家は、その6分の1（3万1666.61リットル、2万2673.29kg）を自家消費、種モミ、翌年の不作に備えての蓄えとして保留し、残り15万8333.41リットル（11万3366.72kg）を市場に販売する。彼は、1ライ当たりのモミの平均収量を、1900リットルとしているが、本稿で上述しているように、タイの全国平均1ライ当たりのモミ収穫重量は3.58 picul（214.8kg）であり、これをモミ1リットルは0.5kgとして容量に換算すると429.6リットルとなるに過ぎない。1900リットルは、その約4.4倍である。また、彼はモミ1リットルの重量を0.716kgとして計算しているが、これもあり得ない数字である。それは別としても、自家保留分のモミ2万2673.29kgを精米すると、歩留65%として、白米1万4738kgとなる。1年間に1人の人間が食べる白米は、いくら多くても200kgには達しないから、これではたとえ種モミや備蓄米としての使用があるにせよ数十人分の1年間の食糧となるはずである。28歳で自死の道を選んだディロック親王の聡明さや積極的な生き方は、在欧州留学時代の諸事績から明瞭に窺うことができる。とは言え、タイ農業の現場から遠く離れていたために、このような数字となったのであろう。

する気持ちを失ったはずである。彼らの生活は、到着後1ヶ月間に限っては、日暹協会が面倒をみる約束があった。それが履行されたか否かは定かではないが、遅くともそれ以後は自活せざるを得ない。日本から持って来た僅かの蓄えも、見る見る間に尽きたはずである。

実際に移民たちの保護監督を担当したのは日暹協会ではなく、1895年2月にスラサックモントリーの支援の下に、岩本千綱を副社長として設立された暹羅殖民会社である。

宮崎滔天の「暹羅殖民始末(三)」(『国民新聞』1897年7月27日)に記された暹羅殖民会社の陣容を、誤記を修正して掲載すれば次のようになる。

暹羅殖民会社副社長	岩本千綱
同会社理事	佐々木寿太郎
同	山本安太郎
同	石橋禹三郎
同会社顧問	大谷津直麿 ¹¹⁷
監督	松野恭三郎
書記	荒川雅五郎

暹羅殖民会社は社長を置いていないが、これは、スラサックモントリーの資金に期待して彼を社長に想定していたからだと思われる。岩本、石橋、山本安太郎の経歴は、既に他で述べたので、ここでは佐々木、大谷津、松野、荒川について簡単に経歴を見ておこう。

佐々木寿太郎(ひきたろう)は、外交史料館旅券下付表の記録からは、1890年に旅券下付を受けたことが判るだけで、同記録には彼の族称(士族か平民か)、生年月日、本籍地、旅行地名、旅行目的などは一切記されていない。しかし、この記録から見て、佐々木は1890年来タイしたのと思われる。彼は、なかなかの人物であったようで、その後来タイした岩本千綱や阿川太良が彼の世話になっている。バンコクの「日本人納骨堂過去帳」には、彼は三重県出身、建築技師で1910年5月23日に死去したことが記されている。

大谷津直麿(おおやつ・なおまる、1859-?)は東京大学植物学科(当時の正式名称は帝国大学理科大学植物学科)の第2期卒業生(理学士)である。1886年7月に卒業した同科2期生は白井光太郎(1863-1932、東大教授)と大谷津の二人のみである¹¹⁸。

大谷津がタイに行く前に出版した自著『簿記学』(尋常師範学校講義録第21号、1894年6月25日発行、東京、全317頁)に付した「理学士大谷津直麿先生小伝」は、次のように記している。

大谷津先生名は直麿、安政六年〔1859年〕五月小田原相模早川口に生る、考〔死亡した父〕姓

¹¹⁷ 宮崎滔天「暹羅殖民始末」は、暹羅殖民会社の顧問大谷津直麿を「大谷津直亮」と誤記している。「麿」を「亮」と一字間違えただけに過ぎず、同社の顧問は大谷津一人だけなのだが、大谷津直麿という名の人物の存在を知らなかったためか、入江寅次は「顧問に大谷、津田直亮(熊谷直亮のこと)」(入江虎次『邦人海外発展史(上)』原書房覆刻、1981年、215頁)と記している。上村希美雄『宮崎兄弟伝(日本編下)』葦書房、1984年、321頁も「大谷津直亮」は、「大谷某」と「津田直亮」の二人の氏名が合成されたものであると誤解し、「なお滔天の『暹羅殖民始末』では顧問の二人を「大谷津直亮」と一人の人物に合成する過ち(印刷ミス?)を犯している。津田直亮はいうまでもなく熊谷直亮である」と注記している。

¹¹⁸ 東京帝国大学『東京帝国大学一覧、従大正三年至大正四年』、1915年、236頁

倉賀野諱は太宮 弓術師範たり、明治五年、先生出でて大谷津元長の義子となり、今の姓を冒す、大谷津氏は世々小田原藩の医員たり、元長に至り蘭学を修め、刀圭の名頗る高し、又先生をして業を継がしめんとす、先生中心医たるを喜びず、且曰く、専門の学を修めんと欲すれば、須らく洋書を読まざる可らずと、乃ち藩立中学校に入り、始めて英語を学ぶ、尋で東都に來り贅を慶應義塾に執る、後一年出でて松山医学校（棟庵氏の設立する所）に入り、理化解剖薬物の諸科を学ぶ、而して遂に果さず、去て東京英語学校に転じ、明治十三年大学予備門に移ると云ふ、今先生の伝を詳にせず、姑く其履歷書を請ひて抄出すること左〔下〕の如し

明治十九年七月十日帝国理科大学卒業（植物学科）（帝国大学）

同年九月十八日学習院教授（宮内省）、廿年二月十日依願免本官（宮内省）、同年五月一日より八月廿三日に至る神奈川県平民田中平八に随ひ商況視察として英仏並びに北米合衆国諸大市府を巡回す、同年十一月二日任山形県尋常中学校長兼教諭（山形県）、同廿二年六月四日山形県尋常中学校長奉職中校務格別勉勵に付其賞として金貳拾円を給与す（山形県）、同年同月十五日任富山県尋常中学校長兼教諭（富山県）、同廿三年一月廿二日依願免本職並兼職、同年同月廿八日東京日本橋区坂本町田中銀行役員となる、同年五月八日より同九月一日に至る商況視察として北米合衆國華盛頓州の新開諸市並に英領加奈陀晚香波港等を巡回す、同廿四年三月七日任徳島県尋常中学校長（徳島県）、同廿六年四月廿九日依願免本職

大谷津は、明治 22（1889）年 6 月から翌 23 年 1 月までの半年間、富山県尋常中学校（現富山県立富山高校）の第 3 代目校長として勤務した。校長は判任官待遇で教諭も兼ね月俸は 90 円であった。同中学は富山最初の旧制中学である。当時は中学レベルの数学や地歴などの教科書は英語のみしかなく、中学生も教師も高い英語力を要求された。大谷津はなかなかハイカラではあったが、生徒の心を掴むことができず、校長排斥運動を受けて、23 年 1 月に全教員（除く御雇い外国人の英語教師）と共に辞職した¹¹⁹。しかし、大谷津の前任者の校長も学生ストライキで短期間に退任しているので、大谷津に特別に問題があったとも思われない。その後、大谷津は 1891 年から 2 年間徳島尋常中学（現徳島県立城南高校）校長を務めたが、ここでも生徒の排斥運動を受け、93 年 4 月末に同校長を依願免官となった¹²⁰。中学生が、校長や教師の辞職を要求してストを行うことは、当時の流行であった。

免官されて 1 年後、94 年 3 月 30 日号の朝日新聞には「理学士大谷津直磨先生編『中等教育植物学講本』（南江堂書店）の広告が出ている。その宣伝文句は、「本書は全部を（一）植物体学（二）植物解剖学（三）植物生理学（四）植物分類学（五）総括論の五編に分ちて之を一冊に完結し尋常中学校及び同師範学校に於て用ゆべき適當の教課書なり」である。

このように教科書を書きながら浪人生活を送っていた大谷津は、岩本のタイでの活躍を耳にして、岩本と連絡を取ったものと思われる。タイ渡航後、暹羅殖民会社顧問に就任、95 年 2 月にバンコク・ドックとの契約にも立会、その直後、移民募集と商品仕入れのために岩本と共に帰国し、神戸市海岸通の廻船問屋、安松市郎右衛門方に世話になった。彼は 95 年 8 月 17 日付けで、タイに再渡航するために旅券を取得したが、結局渡航することはなかった。彼の岩本やタイとの付き合いは 8ヶ月で終わった。96 年 12 月当時、大谷津は大阪に住んでおり、『中等教育 実験博物学』（浪華書院、大阪、

¹¹⁹ 高成玲子「富山のお雇い外国人教師（その 1）」、『英学史研究』第 27 号、1994 年

¹²⁰ 『教育時論』（開発社）第 289 号、1893 年 4 月 25 日、33 頁

1896年)を刊行、更に、98年4月には、大谷津直麿・金井次郎編『新英会話』(浪華書院、大阪、1898年)を刊行した。後者の表紙に英語で書かれた大谷津の肩書は、大阪市立商業学校(現大阪市立大学)英語担当教授となっている。その後、1900年から1903年までは、岩井商店(その後日商岩井、更に双日)の大阪本店支配人の職にあった(岩井産業株式会社『岩井百年史』、1964年)ことが確認できる。

松野恭三郎は、1875年半ばに平戸の士族松野太郎の三男として生れ、1894年3月8日に東京府から、暹羅語研究の目的でタイに渡航するために旅券の下付を受けた。当時、旧藩主である松浦詮伯爵の東京邸に寄宿中で、多分何らかの学校に通い、英語等を学んでいたものと推測される。94年5月にタイに旅立った(一時帰国した石橋に同行して5月以前に渡タイした可能性もある)。彼をタイに呼寄せたのは多分同郷の石橋禹三郎であろう。

1895年1月、ワチルナヒット皇太子の早世直後、チュラーロンコーン王はイギリス留学中のワチラーウット親王(後のラーマ6世)を皇太子に立てた。1895年1月28日付けで、在タイ日本人12名は連名で立皇太子のお祝い文をテーウォン外相に提出した。12名とは、建築技術者の佐々木寿太郎と田山九一(1870-1941、香川県士族、1891年末来タイ)、タイ文部省に雇用中の印刷画工4名(嶋崎千六郎、大山兼吉、伊藤金之助、樋口二郎、最初の3名は1892年8月に来タイ)、それにスラサックモントリー邸を住所とする大谷津直麿、石橋禹三郎、松野恭三郎(狂介)、辻秀五郎、三谷足平、武藤(ぶとう)美一である¹²¹。

松野は在タイ半年余で1895年2月の暹羅殖民会社創立に際し、同社の移民を監督する任務に就任した。当時、未だ満19歳であった。

松野および同い年の荒川は、第1次移民の15名が95年5月末頃、ブカヌン金鉱山の労働者として採用された際、暹羅殖民会社の監督として同行した。しかし、間もなく移民たちは、自分たちの賃金から、松野、荒川の手当を出すことを惜しみ、暹羅殖民会社との関係を断った。移民たちにとっては、タイにきたばかりの自分たちと同程度の在タイ経験しかなく、かつ年齢的にも自分たちよりも若い20歳前後の松野と荒川は、あまりにも頼りなげに見えたのだろうか。それに松野・荒川を介してフランス人監督と意思疎通ができたのちは、単純な仕事なので特別な通訳も必要としなくなったのであろう。

1ヶ月程度でブカヌンからバンコクに戻った松野は、デ・ソーザ(J. de Souza、マカオ生のポルトガル人、妻は日本人)がバンコクで設立した、怪しげな「日本暹羅銀行」(The Japan Siam Trading Corporationという企業名の下で銀行業を営む。デ・ソーザが1896年2月13日夜にポルトガル総領事に逮捕され廃業¹²²)から融資を受けて洗濯屋を開いた。第1次移民の生き残り面田利平も、同時期に「日本暹羅銀行」の融資を得て理髪店を開いている¹²³。

¹²¹ NAT Ko To 9.5/1. 辻は1871年末に長崎県で生れ、1894年末か95年初に来タイしたばかりであった。1904年ごろまでタイで商業に従事し、その後蘭領印度に転じたようである。武藤美一は1877年に佐賀県で生まれ、辻同様来タイしたばかりであった。デ・ソーザの「日本暹羅銀行」の事務員であった。三谷足平(1860-1924)は、後述する。

¹²² *Bangkok Times* 15 Feb.1896

¹²³ 『朝日新聞』1895年12月8日号。なお、その後の松野について、三光会(旧平戸藩出身者の親睦会)の会報『飛鸞』第8号(1900年12月29日)の49頁は、次のように記している。

図南商会、松野恭三郎氏は去る廿七年五月〔1894年5月〕東京を去つて暹羅盤谷府に入り同地にある四年 其間香港

荒川雅五郎も平戸で1875年の8月頃に生まれた。族称は平民で、暹羅に「脩学」の目的で渡航するため、長崎県庁で1895年1月23日に旅券の下付を受けた。来タイ直後の95年2月に暹羅殖民会社の書記に就任した。荒川も松野同様、未だ満19歳の青年であった。

荒川も石橋と同郷であり、親分肌の石橋の子分格であったと思われる。荒川のその後については資料がない。

暹羅殖民会社の副社長（Vice Director）、岩本千綱は、同社顧問の大谷津直麿とともに、1895年2月18日にイギリス人経営のバンコク・ドック（Bangkok Dock Co.、盤谷船渠会社）支配人との間に、同ドックで旋盤工、取付・修理工として働くことができる日本人熟練工を日本で6名調達し、バンコクまで連れて来て供給するという次のような内容の契約を結んだ。

熟練工は少なくとも同ドックに12ヶ月間在職することを要し、食費・宿泊費は自前で1日（9時間半の労働）1ドル（墨銀）25セントの日当を月給で支給される。一方、ドック側は、労働者が熟練しており、性格がよくかつ同社の規則に従うならば、12ヶ月の雇用義務を負う。ドックは、バンコクで熟練工を引き取った時に、一人当たり45ドルの報酬を暹羅殖民会社に支払うことを約し、加えて契約時点においても熟練工1人当たり30ドルの前貸金を支払う。前貸金は、熟練工の月給から最初の3ヶ月間、毎月10ドル天引きされる。

熟練工がドック側に責任がある労災により仕事ができなくなった場合は、3ヶ月を上限として日当の半額を支給する。もし、熟練工が12ヶ月の満期に達する前にドックから離職した場合は、暹羅殖民会社に支払われた45ドル中、離職以後の期間相当分はドックに返還しなければならない。この外に、暹羅殖民会社は、熟練工用に通訳者1名を供給する。通訳者は6名の熟練工と同一条件でドックが雇用するが、その月給は能力に応じ、25ドルから45ドルまでの間とする。

合意に従い、契約時点で、岩本と大谷津は、ドック側から熟練労働者6名プラス通訳者1名、合計7名分の前貸金210ドルを受領した。

この契約後、岩本と大谷津は直ちに帰国した。しかし、結局、岩本らはこの契約を何等履行することはなかった。契約後3年近くたった1897年10月7日になって、ドックは稲垣満次郎弁理公使に、

新嘉坡等南亜の要港を視察するあり 卅年 [1897年] 九月（ママ）稲垣公使が国書を捧じて到るや南亜に於ける邦人の事業甚だ振はざるを慨し松野氏等在羅人を奮励せらる 松野氏は帰朝して素志を貫かんとして東京にありて経営奔走する久し 幸に友廣猪之助氏 [平戸出身と思われる] の助援を得たり 氏 [友廣] は廿八年日本法律学校を卒業し一時郷里にありしが昨年 [1899年] 八月出京し松野氏が企図の有望なるを信じ且つ苦心経営の情を察し画策 困難相扶け他日の成功を期せんとす。千葉県人武井忠五郎山口県人阿川太郎 [太良] 二氏に依て盤谷府に商店を開き貿易に従事せしが両氏不幸此世を去り其事業將に絶えんとす 武井氏の令弟信氏故兄の遺志を継がんと欲するなり 松野友廣二氏と意気相投じ結託して規模を大にし株式会社を興し南亜の貿易を振興せんとし八月京橋区本材木町に事務所を設け函南商会と命じ都下及び名古屋豊橋千葉埼玉地方奔走の結果尠からざる賛助者を得たる由なれど諸氏積年計画を遂ぐるの日遠きにあらざるべし 聞く所によれば其計画の大略左 [下] の如し

株式組織とし南亜貿易株式会社と称す

東南亜の直貿易をなすを以て目的とす

総資本金額を三十万円とし第一回払込金額を総資本の四分一とす

本店を東京に支店を暹羅盤谷府に設け尚営業上の都合に依り支店又は出張店を内外極要の地に置く事あるべし

しかし、同郷の稲垣満次郎公使に懇願された松野の日タイ直貿易という函南の企図は成就しなかったようである。前記『飛鷲』に掲載されている三光会会員名簿によれば、1900年末時点の松野の住所は、「京橋区本材木町3丁目21番地 函南商会」だが、翌年の名簿には名前がなく、1902年から1913年までは、在郷「平戸村 松野恭三郎」と記載されている。その後は不明である。

岩本と大谷津に前貸金 210 ドルを渡したが、その直後に二人は日本に帰ったまま何の音沙汰もないとして調査を依頼する文書を提出した。

稲垣公使を通じた問い合わせに、岩本は宮崎滔天が 1895 年 10 月に連れて行った第 2 次移民団を石橋禹三郎が同ドックで働かせたので、これで前貸金返済義務は帳消しになったはずだと回答した。この回答を聞いたドック支配人は、石橋が、彼の管理下にあるが、職を与えることができない多数の無職日本人をドックで働かせて欲しいと要請してきたので、就労させたが、彼らは 10 日ばかり働いただけで、より賃金のいいブカヌン金鉱山や鉄道建設に移っていったと回答した¹²⁴。

両者の話は、かみ合っていない。岩本は、明白に宮崎滔天が連れていった第 2 次移民団について述べているのだが、ドック支配人はブカヌンに行った第 1 次移民団について語っている。ブカヌン金鉱山で働いた日本人移民は、1895 年 1 月に来タイした第 1 次移民だけであり、その半数（15 名）がブカヌンに行き、残りの一部は鉄道工夫となった。他方、95 年 10 月来タイの第 2 次移民（20 名）はブカヌンには誰一人として行ってはいないのである。

宮崎滔天「暹羅殖民始末」によれば、「岩本氏は第二回移民募集の爲め、大谷津氏は岩本氏の運動を助け傍ら商業部の担任として見本輯集の爲め帰朝せり、万般の費用はスリサック〔スラサックモントリー〕侯之を給し、別に盤谷船渠会社よりは職工の入手附金として三百万円〔正しくは 210 ドル〕を給し、スリサック侯は猶金装の刀剣一口を托して其の刀身を磨かんことを依頼せり」（『国民新聞』1897 年 7 月 29 日）。

岩本、大谷津が帰国して、4 月、5 月となり雨期が近づき、スラサックモントリーはタイ人農夫 2 人を耕作の指導に寄越したが、移民たちは契約書第 4 条を根拠に 50 円の貸付を暹羅殖民会社に求めた。暹羅殖民会社は、唯一の金蔓であるスラサックに支払いを頼んだ。しかし、第 1 次移民団の香港―バンコク間の運賃全額を立替えていたスラサックは、更なる支払いは拒否した。ここにおいて移民の大半はサバトゥムの農地での試耕を断念した。

暹羅殖民会社の責任者、石橋は彼らに働き口を斡旋した（そのなかには前述バンコク・ドックの仕事も含まれると思われる）が、移民たちは日当の安さを理由に、なかなか就業しなかった。医師の三谷足平は、移民をコーラート鉄道工事に送り込んで工事会社から斡旋料を得る目的で、移民に近づき、移民の一部は勧誘されて、三谷の家に転出した。

また、1895 年「五月下旬ブカヌン〔正しくはブカヌン〕鉱山監督者、仏人エリドベスなるものあり。〔暹羅〕殖民会社に来りて、日本の職工労働者百人計りを雇入るるの依頼をなす。会社は差当り二十人位なれば或は応じ得らるるやも計られざる旨を以て答ふ。移民農業に従はずして未だ職を得ざるものあればなり。ドベスは雇入れんことを乞ふ」（同上紙）。

結局、普通労働でも月給 30 円という高給につられて、女性を含む 15 名の第 1 次移民が、ブカヌン鉱山労働者を志願した。女性まで鉱山労働を志願したのは、30 名（又は 32 名）の第 1 次移民中には 7 組近い夫婦が含まれていたからである。

¹²⁴ 外務省記録 4-1-3-144 「岩本千綱盤谷船渠会社工夫供給の契約不履行並に暹羅国農商務大臣の裝飾委託刀剣入質に付同大臣より取戻方請求一件」

ブカヌン金鉱山

サパトゥムで稲作試耕に着手することなく、第1次移民が農業に見切りをつけ、収入のよい働き口を探していた頃、フランス人経営のワッターナ金鉱山有限会社 (Societe Anonyme de Mines d'Or de Watana, 英名は Wattana Gold Mines, タイ名は บริษัทบ่อทองคำเมืองวัฒนา) ^カ, ブカヌン (บุคานุน)¹²⁵ で金採掘を開始するために労働者を探していた。

この金鉱山会社は、フランス人の“山師” Henri Jacob が、1890年5月7日にプラチンブリー周辺の鉱区の借地権をタイ政府から獲得したのち、パリで出資者を募って1894年6月12日に70万フランの資本金にてパリで登記した会社である。同社に関する資料は、タイ国立公文書館 Ro.5 KoSo 6.6/5 文書として保存されている。同文書から、この会社の設立経緯を見てみると次の通りである。

Henri Jacob は、パリ在住のフランス人弁護士で、鉱山についても詳しい知識を持っていた。来タイした彼は、タイ東部で金鉱調査をしたのち、タイ政府に鉱区を借地したいと願い出た。

彼のタイ政府に対する最初の働きかけは、1889年5月28日付でテーワウォン外相に出した次の書簡である。その大意は以下の通りである。

私 [Jacob] はまず、フランス人神父が住むチャチョンサオに水路で行き、神父からタイの諸制度についての知識を得た。そこから金の産地として有名なプラチンブリーを訪ねた。同地で土地の人に金の産地について質問して、サケオとワッターナの間の Nang Ching 地区 (บ่ออ่างจิง) に一つ存在することを知った。同地近くまで水路で行き、既に現地の間人が小規模かつ原始的な方法で採掘していた金鉱を見学した。石英岩の中に含まれている金を最新式の機械を使って採鉱すれば利益が上がるだろうと考えた。現在は荒地であるが、会社を新設して鉱山として開発すれば、土地の価値も上がり、交通手段も整備される。鉱物は豊富なおえに、近くの川から一年中飲料水を得ることができるので、雨期だけではなく乾期にも採掘することができる点でもすぐれている。私は、早急に鉱山を開くための資金集めをするので、外相は、森の中であって誰も保有者がいない、この土地に鉱山を開く許可を国王から頂いて欲しい。もし、許可を頂けるなら、この鉱山に関する一切は、シャムの法律だけの管轄を受け、シャム政府の監査をいつでも受け入れ、契約の全ての項目を誠実に遵守する。Nang Ching からの帰路、サケオ川を渡って3マイルの辺りで大きな石英岩が露出しているのを見たが、この石英は金を含有している可能性がある。この地 (サケオの Huai Thakhop) の金の埋蔵量は少なく、単独では採算が合わないかも知れないが、Nang Ching の近くなので2箇所同時にやれば採算が採れる。それ故、このサケオ地区にも鉱区を借ることができるように御願いたい。

Nang Ching, サケオの2箇所の鉱区について説明した添付文書の中で、Jacob は「フランス人としては初めての出願であり、シャムの法律の管轄下で全ての事業を行うものである。フランス以外の欧州人に与えられているのと同じように、私にも与えて頂きたい」と求めている。Jacob は、タイの法律のみにしか保護を求めないこと、契約書を厳格に守ることを強調して、5世王やテーワウォン外相の歡心を買うことに努めた。当時フランス政府が、タイに強引な領土要求をしている最中であったからである。

更に、Jacob は89年7月8日にはブカヌンを第3番目の鉱区として追加する希望を出した。その

¹²⁵ ブカヌンのブは森林の中に点在する広くて小高い草原で近くに水場もあって人間の居住に適した場所を意味する方で、カヌンはジャックフルーツの意味である。

書簡によれば、ブカヌン鉱山は、ブカヌン村から15キロ離れたコーラート州に属するパクトンチャイのドンレック山地の山中にあり、既に小規模な金の採掘が行われていた。3希望鉱区中、ブカヌン鉱山が、一番遠く、かつ深い山中に位置していた。

90年5月7日にタイ政府とJacobとの間に、3箇所の鉱区合計83.5平方マイル(216.3平方キロ)の貸借契約(25年契約、1年間の借地料は261ポンド(2802バーツ69サタン)が成立した¹²⁶。丁度タイ仏事件前後でフランスとタイとの関係が悪化したこともあって、Jacobは資金集め等の準備に躓き、契約に定めた採掘着工期限内に着工できなかった。このような場合、タイ政府の担当官庁である農商務省は、遠慮無く契約を解除するのが普通であった。例えば、プラチンブリー県のチーウット山の東南斜面に鉱区を得ていた欧州人は、2年の採掘着工期限が切れた1892年5月に、直ちに契約を解除されている(『タイ官報 第9号』, 60頁, 1892年5月29日号)。しかし、タイ政府は、タイ仏事件の勝者フランスのパヴィ駐タイ公使の申入に応じて、94年5月7日までの着工期限の延期を認めた。

Jacobがフランスから第一陣の技術者や機械を送ったのは、93年9月になってからである。この時Jacobは来タイせず、バンコクの商人チョーを鉱山経営の代理人に任命した。ワッターナ金鉱山有限会社がパリで正式に登録されたのは、前述のように94年6月12日であり、Jacobによれば出資者は銀行家や社会的地位のある人々であった。

タイ政府が、パヴィの要求に屈することなく契約通りにJacobの違約を理由に契約を解除していれば、日本人移民たちがブカヌン鉱山で命を落とす悲劇も生じなかったであろうが、何とも不運な巡り合わせであった。

ワッターナ金鉱山有限会社は、1894年に、まずワッターナのNang Chingで採掘を開始した。ブカヌンでの着手は遅れた。

95年4月8日付でJacobはテーワウォン外相に次の文書を提出した。タイ政府の鉱山局から各鉱区の正確な測量をするように求められているが、ブカヌン鉱区については未だ実施することができない。その理由は、ブカヌンまで行ってくれる人を未だ見つけることができないからである。同地に行き着くことは極めて困難であり、とりわけ、今の季節は最悪である。ブカヌン鉱区は、自分が得ているコンセッションの中でも予想される利益が最少の鉱区でもあるので、測量を、次の季節まで延期することを許可して欲しい。加えて、ブカヌンまでの道のりは遠く、生活必需品を送ることも容易ではないので、現時点では、この鉱山で働く苦力を見つけることもできない、と。

上記文書から、95年の4月初頭の時点では、鉱山会社は日本人移民を労働者(苦力)として獲得するには至っていなかったものと思われる。しかし、同社はこの直後、日本人移民を含む最初の労働者をブカヌン鉱山に送り込むことに成功し、採掘事業を開始したことは次の資料から明白である。

95年7月9日、コーラート駐在のフランス副領事M. de Coulgeansは、コーラート州長官ブラ

¹²⁶ ワッターナ金鉱山有限会社は、タイ農商務省との1896年1月28日の契約で鉱区を更に60平方マイル追加したので、鉱区合計は143.5平方マイル(371.7平方キロ)となり、タイ政府に支払う借地料も年額400ポンドとなった。しかし、同社は1900年に操業を停止し、1902年11月からは借地料の納入も滞った。1906年1月になって、タイの鉱山局が属する内務省の大臣、ダムロン親王は、国王に同社の代理人がタイにいなくなって久くなり、調べたところ同社はパリで破産したことが判明したので、鉱区についての契約を解除する手続き開始したいと上奏した(NAT Ro.5 Ko So 6.6/20)。

ヤー・プラシットサンガーン（1859-1932、後に駐英公使）を訪ねて、頭痛が激しく体調が悪い、海の空気を6〜7日間も吸えば良くなるのでバンコクに出たい。ついては、荷役牛（Kho Tang）30頭を調達して欲しいと依頼した。副領事は、プレーヤー・イェン山地を越えサラブリーに至るルートを探れば、タップクワンからはバンコクまで鉄道が通じているが、そこに至るまでが泥道が多く乗馬に適していないので、乗馬通行ができるブカヌンを経てカビンブリーに行くルートを取りたい、と語った。州長官は、サラブリー・ルートは交通量が多いので道沿いで荷役牛を調達することは容易だが、一方、ブカヌン・ルートは山道が多く、道には石塊がゴロゴロしており、マラリアも猖獗だと言われていると心配を表明した。しかし、乗馬せずに歩いて行くだけの体力はない、ブカヌンまで行けば鉦山を開いているフランス人もいるし、ブカヌン鉦山への物品を水揚げしているバーン・パテートの港もある。そこまで行けば手漕ぎ舟に乗ることができ、さらにカビンブリーまで行けば蒸気船に乗り換えることができる、この道のりはサラブリー・ルートに比べて遠いことはない、と副領事はブカヌン・ルートに執着した。

副領事は、ブカヌンまで行けばフランス人が鉦山をやっており、彼等に世話になることもできるし、鉦産物等の運搬ルートも開けているはずだと期待したのであろう。マラリアについては、副領事も州長官も既に罹っており、発作に苦しめられていたが、キニーネ等の特効薬を持っていた。

8月9日に内務大臣ダムロン親王が、外務大臣テーワウォン親王に報告した文書によれば、タイ内務省から派遣されたタイ人中尉らに護衛されて、副領事らの一行は、7月19日にコーラートを出発し、7月27日にプラチンブリーに到着した。副領事はブカヌンからフランス人の病人2名を伴ってきたが、彼らは同地で鉦山をしているフランス人であった¹²⁷。

以上の資料から、1895年4月初頭には、金鉦山会社はブカヌンに行く者を見つけることができないと弁明していたが、同年7月後半にはブカヌン鉦山は既に開業していたことは間違いない。これは、1894年5月下旬に仏人エリドベスが暹羅殖民会社社に日本人労働者の供給を依頼して来たという「暹羅殖民始末」の記述に合致する。

ブカヌンの悲劇

「暹羅殖民始末」によれば、石橋は、松野、荒川の二青年を移民の監督に指名し、この2青年は移民と共に「盤谷を発してブカヌン [ブカヌン] 鉦山に向へり、(ブカヌン鉦山は盤谷府より汽船にて二昼夜安南の方に抛りたる湄江 (ママ) の別流を遡り其より陸行四日程コラットの西北方 (ママ) 凡八十哩の処にあり」(『国民新聞』1897年7月29日)と記している。

これは伝聞による不正確な記述である。「安南の方に抛りたる湄江 [メコン] の別流」とは、湄南 [メナム] とは別流のバーンパコン川のことである。船旅ののち陸行4日程度でコーラートの西北方80マイル(128.7キロ)に達することは、徒歩で行くしかなかった当時においては不可能なことであり、宮崎が記したブカヌンの位置は間違っている。しかし、バンコクからブカヌンまで1週間足らずで到着したことは、事実であろう。

多分、ブカヌン行きの一行は1895年6月にバンコクからチャチョンサオ方向に向かう定期船に

¹²⁷ NAT Ko To 40.24/1

乗って出発し、海に出た後、バーンパコン川を遡り、プラチンブリー県カビンブリー近くのプラチャンタカムで定期船を降りて小舟に乗り換え、バーンパコンの支流（パテート川）をさらにバーン・パテート（บ้านประเทต）まで遡ったはずである。当時、バーンパコン川沿いには大規模な精米所が立地するなど、流域の開発が急速に進んでおり、バンコクからは定期船が運航されており、交通の便は良かった。

例えば、チャチョンサオのサナムケート郡に金鉱の調査に行くフランス人に同行したタイ内務省の役人の報告では、1896年2月29日13時35分に、定期船でバンコクの中華街のWat Kohを出発し、同日17時55分に河口パークナムに到着、ここで一夜を過ごし翌3月1日早朝出発し、同日16時にはチャチョンサオに到着している¹²⁸。このフランス人は、ワッターナ金鉱山会社のフランス人とは無関係である。当時のチャチョンサオ、プラチンブリー地方は、金山を当てようと目論む西洋人で小ゴールドラッシュの様相を呈していたようである。

バーン・パテートで舟を下りたのは、山地が近くなり、川が浅くなったためである。ここからは荷役牛を雇って、金鉱開発の機材道具や生活必需品など大量の荷物を運搬しながら、原野や森のなかを歩くこと数日にしてサンカムペーン山脈を越え、ブカヌンの原野に達した。一行の中には、第1次移民の日本人男女労働者15名の外に、来タイ間もない松野恭三郎、荒川雅五郎の2青年も暹羅殖民会社派遣の監督兼通訳として同行した。日本人以外にも中国人などの苦力がいたのか、フランス人は何人同行したのかは判らない。松野と荒川の手当は、日本人労働者の賃金から支払われることになっていたが、労働者がこれを拒否したので、松野と荒川は1ヶ月程度でバンコクに戻った。

ブカヌン金鉱山開業3ヶ月足らずの1895年9月、日本人労働者15名中4名がバンコクに逃げ帰って来た。ブカヌンの日本人労働者は、松野と荒川を追い返し、暹羅殖民会社とは縁を切ってはいたが、バンコクに逃げ帰った上記4名の懇請を受けて、暹羅殖民会社のメンバーはブカヌンに救援に赴いた。「暹羅殖民始末」は、次のように記している。

最初の関係上見棄難く、乃ち此四人を三谷医局に入院せしめ、会社の役員、佐々木、石橋、山本、松野、荒川の諸氏相議してブカヌン [ブカヌン] 工夫救助の方法を講じ、遂に石橋、松野、荒川の三氏彼の地に到り彼等を携へ帰るに決し、匆々旅装を整へて盤谷を発しブカヌンに向へり。三氏行てワンパテット [正しくはバーン・パテート] に着すや、石橋氏はリューマチスに罹り、松野氏は熱病になやみ、是より二日程のブカヌンに達する能はず。土人の酋長に依つて人夫十六人を雇ひ、籠と薬品を携へしめ、残余の日本人を運び来らんことを命ず。往復六日にして携へ来る移民、唯僅かに一人の婦女と及其乳児而已。其他の十人は皆死亡して已に他界の人となり了れりと云ふ¹²⁹

結局、1895年9月までに日本人労働者はブカヌンで10名がマラリアで死亡。その前に逃げ帰った4名のうち、2名はバンコクで、コレラで死亡した。ブカヌンで働いた日本人労働者15名中で、生き延びることができた者は、乳児連れの女性の外数人だけである¹³⁰。第2表より第1次移民リスト中、

¹²⁸ NAT Ko To 40.36/40

¹²⁹ 『国民新聞』1897年7月30日号

¹³⁰ 1897年1月初旬、参謀本部次長川上操六中将一行がバンコクを訪問した。その随員であった明石元二郎少佐（当時）は、97年1月5日の日記に「ブカヌン（ママ）に岩本の連れ来る三十余名の内、十六名行く、内生きて還る者僅かに五人（鉱

乳児を連れて夫婦は脇本一家しかいないので、この乳児は脇本貫一（1894年10月末時点で満11ヶ月）、その母親は脇本チヨ（同31歳9ヶ月）である可能性が高い。当時、蚊がマラリアを媒介するという知識は一般的でなく、日本移民は、熱帯熱マラリアの致命的な危険性について全く無知であったことが、多数の死者を出した原因である。来タイ後9ヶ月にして、第1次移民団の30名（又は32名）中、少なくとも12名は病死したのである。

第1次移民がマラリアで死亡したブカヌンは、筆者の調査により、現在はコーラート県ワンナムキオ郡タンボン・ワンミー、ターワンサイ村となっていることが判った。道さえ判れば、今日ではバンコクから5時間以内で到達できる。しかし、第1次移民がブカヌンに来た1895年半ば当時は、ブカヌンは森林の大海中の孤島であり、パークチョンに出るにも、パクトンチャイに出るにも、或は山越えてプラチャンタカーム（バーン・パテート）に出るにしても、無人の森林と草原を数日間歩くことを要した。

バンコクのタイ国立公文書館2階の地図・写真室に、ブカヌンと題し、等高線まで入った詳細な、1934年地図局印刷の5万分の1地図（NAT Pho.KoBoKho 4-(13-10)）が保存されている。この地図によるとブカヌン村の位置は、東経101度41分、北緯14度25分あたりである。ここはコーラート県庁所在地から南西方向に当たり、直線で約75キロ程度の地点である。国道304号線からは西に相当離れている。また別に、ブカヌンの地名及び、日本人移民がそこで下船してブカヌンまで歩いたという、プラチンブリー県プラチャンタカーム郡のバーン・パテートの地名が入った、1922年の地図（NAT Pho. KoBoKho 4-(3-5)）も見つかった。日本移民たちが2～3日かかりで歩いたブカヌンからバーン・パテートの間は、直線距離では30キロに過ぎない。もし、この間に自動車道があれば、短時間で到達できるのだが、現在このルートはカオヤイ国立公園中にあり、道路は存在しない。

ブカヌン村の近くをブラブレン川（ลำน้ำบร่น）が流れている。この川はブカヌンから下流パクトンチャイに流れて、ムーン河に注いでいる。コーラートからパクトンチャイに南下してバンコクに至る歴史的街道（これを前出フランス人コーラート副領事も通過）は、パクトンチャイまで来ると、そのまま現在の304号線のように南下せず、ブラブレン川に沿って南西に方向を変え、ブカヌンを通ってサンカムペーン山脈を越え、プラチンブリー側のバーン・パテートに至る。ここからは舟での交通が可能になる。

どうして、ブカヌン村が現在はターワンサイ村と名が変わったのか、その理由は、ブカヌン村は1950年代には、誰も住民がいないうる廃村となったからである¹³¹。（以下次号）

山試掘の為めなり）」（村田保定編『明石大将越南日記』日光書院、1944年、107頁）と記している。これは川上の同郷人で、バンコクで川上一行の世話をした磯長海洲から聞いたことであろう。

¹³¹ 2013年5月5日に筆者がインタビューした、ターワンサイ寺のチュム住職（コーラート生で、当時68歳、出家して40年になる）によれば、彼は15歳の時、王族の末裔、モーム・ルアン・ブラッチャヤーコン・ウォラワン（アメリカ留学経験者、住職はモームとよぶ）がこの地域で牧場を開くコンセッション（サンパター）を政府から得て入植した際に、従業員として雇われたので、一緒にパークチョン方面から、この地に入った。この牧場と同時期に、政府はパークチョンでも牧場のコンセッションを出した。パークチョンの牧場は成功したが、ブカヌンの牧場は多数の牛が虎の餌食になって失敗に終わった。入植時、この寺のすぐ下の道に沿ってブカヌン（ບຸກນຸນ）の村跡が残っていた。寺や家屋の土台柱だけが無惨に突っ立って残っているだけで、人っ子一人住んでいない荒涼たる風景であった。ブカヌン村がどうして無人の廃村になったのか、本当のことは知らないが、あるいは何か悪疫が流行って、村民は村を捨てて逃げ出したのかも知れない。モームは、ブカヌン村を、ターワンサイ（ທ່າວັນສີ）村と改名した。これによってブカヌン村という地名は消えた。しかし、住職はこの村の旧名（ブカヌン村）を残すために、寺の門を建てた時に、門の裏面側の標札に「ໂຮງວັດວັນສີ (ບຸກນຸນ)」と書かせ

謝辞

本研究は科学研究費（研究課題番号：23241082）の助成を受けた。ここに感謝の意を表します。

た。筆者が確かめたところ、確かに、裏面側はカヌン（ジャックフルーツ）の絵が描かれている。門の表側には唯、ワット・ターワンサイと書かれ、サイ (ไม้) の木の絵が描かれている。住職は出家する前の、40数年ほど前に、ガンチャー（大麻）をブカヌンで栽培し、出来たものをもって徒歩でサンカムペーン山脈を越えて、二日ばかりでブラチャンタカームに売りに行ったことがあり、途中山中で一泊した。山中にはゾウが踏みならした道があり、それを歩いた。当時は、ガンチャーはまだ違法ではなかったようだ。